

阿見町議会会議録

平成22年第2回定例会

(平成22年6月8日～6月24日)

阿見町議会

平成22年第2回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示	1
◎会期日程	2
◎第1号(6月8日)	5
○出席, 欠席議員	5
○出席説明員及び会議書記	5
○議事日程第1号	7
○開 会	9
・ 会議録署名議員の指名	14
・ 会期の決定	14
・ 諸般の報告	15
・ 所管事務調査報告	16
・ 議案第39号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	19
・ 議案第40号から議案第49号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	24
・ 議案第50号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	30
・ 議案第51号から議案第57号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	43
・ 議案第58号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	45
・ 議案第59号から議案第61号(上程, 説明, 採決)	46
○散 会	48
◎第2号(6月9日)	50
○出席, 欠席議員	50
○出席説明員及び会議書記	50
○議事日程第2号	52
○一般質問通告事項一覧	53
○開 議	54
・ 一般質問	54
藤井 孝幸	54
浅野 栄子	74
石井 早苗	84
細田 正幸	89

紙井 和美	106
○散 会	117
◎第3号（6月10日）	119
○出席，欠席議員	119
○出席説明員及び会議書記	119
○議事日程第3号	121
○一般質問通告事項一覧	122
○開 議	123
・一般質問	123
柴原 成一	123
難波 千賀子	129
川畑 秀慈	142
久保谷 充	155
・休会の件	165
○散 会	166
◎第4号（6月24日）	168
○出席，欠席議員	168
○出席説明員及び会議書記	168
○議事日程第4号	170
○開 議	171
・議員提出議案第2号（上程，説明，質疑，討論，採決）	175
・議案第39号（委員長報告，討論，採決）	176
・議案第40号から議案第49号（委員長報告，討論，採決）	181
・議案第50号（委員長報告，質疑，討論，採決）	185
・議案第51号から議案第57号（委員長報告，討論，採決）	200
・議案第58号（委員長報告，討論，採決）	203
・議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査 について	204
○閉 会	204

第 2 回 定 例 会

阿見町告示第96号

平成22年第2回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

平成22年6月1日

阿見町長 天田 富司男

- 1 期 日 平成22年6月8日
- 2 場 所 阿見町議会議場

平成22年第2回阿見町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内容
第1日	6月8日	(火)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・議案上程 ・提案理由の説明 ・質疑 ・委員会付託
第2日	6月9日	(水)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問
第3日	6月10日	(木)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問
第4日	6月11日	(金)	午前10時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・総務（議案審査）
第5日	6月12日	(土)	休	会	<ul style="list-style-type: none"> ・議案調査
第6日	6月13日	(日)	休	会	<ul style="list-style-type: none"> ・議案調査
第7日	6月14日	(月)	午前10時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・民生教育（議案審査）
第8日	6月15日	(火)	午前10時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・産業建設（議案審査）
第9日	6月16日	(水)	休	会	<ul style="list-style-type: none"> ・議案調査
第10日	6月17日	(木)	休	会	<ul style="list-style-type: none"> ・議案調査
第11日	6月18日	(金)	休	会	<ul style="list-style-type: none"> ・議案調査

第12日	6月19日	(土)	休 会		・議案調査
第13日	6月20日	(日)	休 会		・議案調査
第14日	6月21日	(月)	休 会		・議案調査
第15日	6月22日	(火)	休 会		・議案調査
第16日	6月23日	(水)	休 会		・議案調査
第17日	6月24日	(木)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長報告 ・討論 ・採決 ・閉会

第 1 号

[6 月 8 日]

平成22年第2回阿見町議会定例会会議録（第1号）

平成22年6月8日（第1日）

○出席議員

1番	佐藤幸明君
2番	平岡博君
3番	川畑秀慈君
4番	難波千香子君
5番	紙井和美君
6番	久保谷充君
7番	石井早苗君
8番	柴原成一君
9番	浅野栄子君
10番	藤井孝幸君
11番	久保谷実君
12番	吉田憲市君
13番	小松沢秀幸君
14番	倉持松雄君
15番	大野孝志君
16番	櫛田豊君
17番	諏訪原実君
18番	細田正幸君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	天田富司男君		
教	育	長	青山壽々子君	
消	防	長	瀬尾房雄君	
総	務	部	長	坪田匡弘君

民 生 部 長	横 田 健 一 君
生 活 産 業 部 長	川 村 忠 男 君
都 市 整 備 部 長	横 田 充 新 君
教 育 次 長	竿 留 一 美 君
会 計 管 理 者 兼 長	宮 本 寛 則 君
会 計 課 長	
総 務 課 長	篠 原 尚 彦 君
企 画 財 政 課 長	篠 崎 慎 一 君
秘 書 課 長	佐 藤 吉 一 君
児 童 福 祉 課 長	高 須 徹 君
国 保 年 金 課 長	吉 田 衛 君
建 設 課 長	浅 野 耕 一 君
水 道 課 長	坪 田 博 君
警 防 課 長	川 村 益 巳 君

○議会事務局出席者

事 務 局 長	小 口 勝 美
書 記	大 竹 久

平成22年第2回阿見町議会定例会

議事日程第1号

平成22年6月8日 午前10時開会・開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 所管事務調査報告
- 日程第5 議案第39号 阿見町長の在任期間に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第40号 政治倫理の確立のための阿見町長の資産等の公開に関する条例の一部改正について
- 議案第41号 阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 議案第42号 阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 議案第43号 阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第44号 阿見町火災予防条例の一部改正について
- 議案第45号 阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について
- 議案第46号 阿見町国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第47号 阿見町保育所設置条例の一部改正について
- 議案第48号 阿見町保育の実施に関する条例の一部改正について
- 議案第49号 阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第50号 平成22年度阿見町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第51号 平成22年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第52号 平成22年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第53号 平成22年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第54号 平成22年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第55号 平成22年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第56号 平成22年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第57号 平成22年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）

日程第9 議案第58号 町道路線の廃止について

日程第10 議案第59号 阿見町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第60号 阿見町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第61号 阿見町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

午前10時00分開会

○議長（佐藤幸明君） 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから、平成22年第2回阿見町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

ここで、町長から発言が求められておりますので、これを許します。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん、おはようございます。本日ここに平成22年第2回阿見町議会定例会を招集しましたところ、議員各位には、公私ともご多用にもかかわらずご出席をいただきまして、ここに開会できますことを深く感謝申し上げます。

このたび、さきの町長選挙におきまして、町民の皆様から温かく、そして力強い御支援を、御支持を賜りまして町政をおあずかりすることになりました。定例会の開会に当たり提案いたしました議案等の説明に先立ちまして、私が町政を担うに当たり、基本的な考え方など所信の一端を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様の深い御理解と御協力を賜りたいと存じます。

今、地方行政を取り巻く環境は、少子高齢化、地方分権による権限移譲など大きく変化している中、時代の潮流を見極め、行政改革の歩みを停滞させることなく、自然豊かで子育てがしやすい、だれもが住みたいと思えるまちづくりのため、的確な町政運営を行うことが私に与えられた責務であると考えております。

私は、まちづくりの基本は、町民の良識が町政の常識であるとの理念に立ち、町政運営の基本方針として町民の皆様にご4つの誓いと18の約束を公約として掲げました。私の公約と平成25年度までの阿見町第5次総合計画後期基本計画が目指す方向は、基本的には一致しているものと認識しておりますので、今後4年間、できるものはできるだけ早く実施し、時間の要するものはじっくりと取り組み、笑顔のあふれるまちづくり実現のため、誠心誠意努めてまいり所存でございます。

それでは、4つの誓いと18の約束に基づいて、基本的な政策を述べてまいります。

最初に4つの誓いに基づいて申し上げます。

1つ目の「行政改革を徹底して進めます」についてであります。

行政改革の第一歩として、1期4年で支給される町長退職金は、町の厳しい財政状況や町民の感覚からしますと余りにも高額であることを踏まえ、私自身の町長退職金を廃止いたします。

さらに、しがらみや偏りのない町政運営のため、町長の任期を3期12年までとする多選自粛条例を提案いたします。

次に、行政評価については、町政の透明性、客観性を図るため、住民参加による外部評価を行ってまいります。まずは、継続する事業と民間でできることは民間に任せる事業などの事業仕分けを実施してまいります。また、補助金等についても費用対効果を分析し見直しを行ってまいります。そのほかにも、役場組織の活性化を図るため積極的に外部から識見豊かな人材を登用するとともに、適正な人事評価を実施し、組織の機能化、機動化を進めて、ひいては人件費の削減につなげてまいります。また、日曜開庁時間の延長など窓口業務体制を充実させ、住民サービスのさらなる向上を目指してまいります。

2つ目の「住民が主人公の町政を実現します」についてであります。

今後の政策を進める上で参考にするため、町民の皆様から直接町政に対する御意見や提言などを聞く公聴会を行政区ごとに開催いたします。さらに、「住民参加」や「住民参画」という言葉だけにとどまらず、町民自身が町の政策や運営にかかわるシステムづくりをつくってまいります。

3つ目の「子ども優先の政策、事業をします」についてであります。

子どもは将来を担う社会の宝です。少子高齢化や核家族化が進んでおり、共働き世帯が増加している今だからこそ行政の無駄を徹底的になくし、子育て環境と教育環境を重点に学童保育の充実など子ども優先の政策や事業を強力に推進してまいります。

4つ目の「日本一元気なシルバー世代がいる町を」についてであります。

シルバー世代の仲間づくりや健康づくりのため、生きがいくくり事業を行います。「生涯現役」を掲げ、知識や経験を發揮していただく「達人バンク」の拡充と積極的活用で社会参加を推進し、元気な高齢者を増やしてまいります。

以上、4つの誓いに基づいて申し上げます。

次に、18の約束に基づいて申し上げます。18の約束については、7つの項目に分けて申し上げます。

1つ目の項目「子育て」については、子育て環境日本一を目指し、子育て世代を支援することを目的としたもので、3点ございます。

まず、1点目の「子どもの医療費負担を無料にします」についてであります。少子高齢化が進行し、共働き世代が増加している状況を踏まえ、子育て環境日本一を目指し、子育て世代への支援策として、子供の医療費負担を小学校6年生まで入院時の食事代を除き無料化にしてまいります。

2点目の「放課後児童クラブ、学童保育を充実します」についてであります。小学校6年生

までの希望者全員を保育可能にするため、放課後児童クラブの定員を増やし、安心な児童の放課後保育環境を整備してまいります。

3点目の「保育ママ制度を新設します」についてであります。核家族化が進行し、家庭での保育が困難になっている状況から、家庭的環境の中で保育ができるように、子育ての経験があり一定の研修を受けて合格した方を保育ママに認定する保育ママ制度の新設を検討してまいります。

次に、2つ目の項目「学校」については、いつまでも心に残る学校生活をつくることを目的としたもので2点ございます。

1点目の「遅れている校舎耐震工事を進めます」についてであります。児童・生徒が安心して勉強や運動ができる教育環境のため、耐震工事、改修工事が必要な学校の優先順位を決めて計画的に工事を実施してまいります。

2点目の「食の大切さを実感できる食育に取り組みます」についてであります。学校ファームを充実し、拡大し、収穫の実体験を通して食育を推進してまいります。

次に、3つ目の項目「産業」については、後継者や起業家を支援するなど地元産業を支援することを目的としたもので4点ございます。

1点目の「道の駅構想を推進します」についてであります。まちづくりには、産業の活性化が不可欠であります。後継者や起業家を支援するなど地元産業を元気にするため、まず、地産地消を推進し、特産品や地元農産物を直売する道の駅構想を推進してまいります。

2点目の「地域農業を活性化します」についてであります。遊休農地対策として農業サポート制度を取り入れ、農業への新規参入を促してまいります。また、市民農園やグリーンツーリズム、農産物加工への支援を行い、地域農業を守り育ててまいります。

3点目の「まい・あみ・ブランドづくりに取り組みます」についてであります。農産物に付加価値をつけるため、大学や企業との連携するいわゆる産学官連携により、まい・あみ・ブランドづくりに取り組んでまいります。

4点目の「阿見学講座、観光ガイド、阿見応援大使制度をつくります」についてであります。町の歴史や自然などを広く内外の皆様に知っていただき、阿見町を訪れる方が多くなるよう予科練平和記念館の広報活動、さらには、阿見学講座修了者の観光ガイドへの登用、阿見町出身者や在住で影響力のある方、知識人などの方々への阿見大使への委嘱などを進めてまいりまるとともに、観光の振興を強力に進めるための組織として、観光協会の設立を目指してまいります。

次に、4つ目の項目「環境」については、霞ヶ浦の環境を保全し、次の世代に手渡すことを目的としたものです。3点ございます。

1点目の「環境マネジメントシステムを導入します」についてであります。霞ヶ浦沿岸の自治体の責任として、環境マネジメントシステムを導入いたします。また、地球温暖化防止のためにも範囲を広げて、学校版環境マネジメントシステムや家庭版環境マネジメントシステムを実現してまいります。

2点目の「谷津と里山を再生し環境を守ります」についてであります。霞ヶ浦をきれいにするため、地域住民を主体とした谷津、里山再生ネットワークづくりに努め、阿見台地の谷津と里山を再生し生態系を保全してまいります。

3点目の「記念樹の森をつくりまします」についてであります。企業や団体と連携して里山を整備し、誕生日や祝い事などの人生の節目節目に植樹し、全国から訪れることができる記念樹の森づくりを進めてまいります。

次に、5つ目の項目「まちづくり」についてでは、子どもからお年寄りまで安全で安らぎのある町を実現することを目的としたもので2点ございます。

1点目の「安心、安全な阿見町をつくりまします」についてであります。水は生活に欠かせないものであり生命の源でもありますことから、上水道の全面普及を目指してまいります。また、ユニバーサルデザインに基づいた人に優しい公共施設のバリアフリー対策を実施いたします。さらに、生活道路を最優先に整備してまいります。

2点目の「デマンド交通システムを導入します」についてであります。子どもやお年寄りなどの交通弱者の方々が日常生活を営むための移動交通手段の確保は欠かせません。そのため新たな移動交通手段として、デマンド交通システムの導入を進めてまいります。

次に、6つ目の項目「福祉」については、政治と行政の原点は、住民の命を守り笑顔を増やすことを目的としたもので2点ございます。

1点目の「障がい者も安心して住み続けられる町をつくりまします」についてであります。障がい者の方の就業支援のため、ハローワークや支援施設、企業と連携して支援体制を整えとともに、障がい者本人の意思を尊重する事業、政策を進めてまいります。

2点目の「シルバー世代が活躍できる町をつくりまします」についてであります。「生涯現役」を目指し、シルバー世代の知識や経験を活かし発揮していただくため、「達人バンク」の充実を図り、積極的に活用して社会参加を推進してまいります。また、学校の総合学習の指導者としての活用を図ってまいります。

最後の7つ目の項目「健康、文化」については、町民の生き生きとした活動を支援することを目的としたもので2点ございます。

1点目の「スポーツを振興し、健康日本一の町をつくりまします」についてであります。健康日本一の町を目指すためにはスポーツの振興は欠かせません。そのため、スポーツの多様化に応

じた多目的運動施設の整備及び全国障がい者スポーツ大会等の誘致並びに町内の医療・リハビリ・介護関連の資源を活用しての介護予防など、健康日本一の町を目指してまいります。

2点目、これが18の約束の最後になりますが、「豊かな人間性をはぐくむ芸能や芸術を振興します」についてであります。町内の各種文化団体や芸能、芸術団体の振興を図ってまいります。さらに、各団体の連携や互いの技能向上を図るため、活動の活性化を支援する自治体アートディレクター制度の導入を検討してまいります。

以上、4つの誓いと18の約束を申し上げましたが、これらの具体的政策の中から初年度22年度に取り組む主なものは、多選自粛条例の提案、小学校6年生までの医療費の無料化及び事業仕分け並びにデマンド交通の運行であります。

まず、1点目の多選自粛条例の提案であります。幅広い権限を有する町長の職に、同一の者が長期にわたり在任することにより発生するおそれがあるさまざまな弊害を防止し、しがらみや偏りのない町政運営のため、町長の任期を3期12年までとする多選自粛条例を提案いたします。

次に、2点目の小学校6年生までの医療費の無料化であります。県では、所得制限つきで小学校3年生までの医療費の助成を本年10月から実施いたします。当町では、従来3歳未満の外来における医療費の無料化及び就学前までの医療費の助成を実施しておりましたが、子育て環境日本一を目指すため、県の上乗せとして10月から、小学6年生まで所得制限なしで入院時の食事代を除く医療費の無料化を実施いたします。

3点目の事業仕分けであります。住民が主役の町政を実現するため、本年度11月に事業仕分けを実施いたします。

4点目のデマンド交通の運行であります。子ども、お年寄りなどの交通弱者の方々の町内全域にわたる移動交通手段を確保し、子どもからお年寄りまでやすらぎのある町の実現のため、本年度中にデマンド交通の運行を目指してまいります。

以上、今後の町政運営に関する所信の一たんを申し上げます。国においては、世界同時不況の影響により税収が落ち込み、厳しい財政運営を余儀なくされております。当町においても法人、町民税の減など税収の伸びが期待できない状況にあり厳しい財政運営であります。諸事業の優先性、選択を進め行財政改革を実行するとともに、企業誘致による税収等の財源確保を図り、政策実現に向けて鋭意努めてまいります。議員各位並びに町民の皆様方より一層の御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。どうぞありがとうございました。

○議長（佐藤幸明君） それでは、これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（佐藤幸明君） 日程第1，会議録署名議員の指名について，本定例会の会議録署名議員は，会議規則第120条の規定によって，

16番 櫛田 豊君

17番 諏訪原 実君

を指名いたします。

会期の決定について

○議長（佐藤幸明君） 次に，日程第2，会期の決定についてを議題にします。

本件については，去る6月1日，議会運営委員会が開かれ，協議されましたので，その結果について，議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長諏訪原実君，登壇願います。

〔議会運営委員会委員長諏訪原実君登壇〕

○議会運営委員会委員長（諏訪原実君） おはようございます。会期の決定の件について御報告を申し上げます。

平成22年第2回定例会につきまして，去る6月1日，議会運営委員会を開催いたしました。出席議員は4名で，執行部から総務課長の出席を得て審議をいたしました。

会期は，本日から6月24日までの17日間で，日程につきましては，本日本会議，議案上程，提案理由の説明，質疑，委員会付託。

2日目，6月9日は午前10時から本会議で一般質問，5名。

3日目，6月10日は午前10時から本会議で一般質問，4名。

4日目，6月11日は委員会で，午前10時から総務常任委員会。

5日目から6日目までは休会で議案調査。

7日目，6月14日は委員会で，午前10時から民生教育常任委員会。

8日目，6月15日は委員会で，午前10時から産業建設常任委員会。

9日目から16日目までは休会で議案調査。

17日目は，6月24日は最終日となりますが，午前10時から本会議で，委員長報告，討論，採決，閉会。

議会運営委員会といたしましては，以上のような会期日程を作成いたしました。各議員の御協力をよろしくをお願いをいたしまして，報告といたします。

○議長（佐藤幸明君） お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり、本日から6月24日までの17日間としたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月24日までの17日間と決定しました。

諸般の報告

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

町長より報告事項の申し入れがありましたので、これを許します。

町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 報告事項を申し上げます。

平成21年度繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき御報告申し上げます。平成21年度の事業施行に当たり、諸般の事情により年度内に事業完成並びに支出が困難となったため、予算の定めるところにより平成22年度に繰り越した事業は、お手元に配付いたしました計算書のとおりであります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（佐藤幸明君） 議長より報告いたします。

今定例会に提出された案件は、町長提出議案第39号から議案第61号までの23件であります。

次に、本日までに受理した陳情等は、永住外国人への地方参政権の付与に反対する意見書の提出を求める陳情書、子ども手当の廃止を求める意見書の提出に関する陳情書、人権侵害救済法の成立に反対する意見書の提出を求める陳情書の3件です。内容はお手元に配付した参考資料のとおりです。

次に、監査委員から平成22年3月分から4月分に関する例月出納検査結果について報告がありましたので、報告いたします。

次に、本定例会に説明員として地方自治法第121条の規定により出席を求めた者は、お手元に配付いたしました名簿のとおりです。

次に、閉会中における委員会、協議会等の活動状況は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、平成22年度普通建設等事業進捗状況及び契約状況報告について、6月3日付で町長か

ら報告がありました。内容はお手元に配付いたしました参考資料のとおりです。

次に、平成21年度阿見町土地開発公社決算書及び平成22年度阿見町土地開発公社事業計画書の提出がありましたので、報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

所管事務調査報告

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第4、所管事務調査報告を行います。

川畑秀慈議員が閉会中における事務調査を実施しました。ここで川畑秀慈議員より、調査結果の報告を求めます。

川畑秀慈君、登壇願います。

〔3番川畑秀慈君登壇〕

○3番（川畑秀慈君） 皆様、おはようございます。それでは、命によりまして、所管事務調査について御報告申し上げます。

私は、去る6月4日、午前10時から11時10分まで、ひたち野うしく小学校に視察をしてまいりました。このたびの視察は、建設当時からその進捗状況を見守っていたこともあり、完成したときはぜひ見てみたいものだと考えておりました。当日は、栗山明彦校長先生に学校の施設の案内と説明をしていただきました。

ひたち野うしく小学校は、牛久市で8番目の小学校で4月6日に開校いたしました。児童数は461名、教職員は36名です。建設費は敷地も含めて約37億円、敷地面積は2万8,000平方メートル、2階建ての管理特別教室棟と3階建ての教室棟がある校舎は、廊下や階段、天井、壁など内装に県産材をふんだんに使用したこともあり、木の香りが漂うすばらしい環境の小学校でした。校長先生の話によりますと、設計は市の職員で1級建築士の資格を持っている方が5年間をかけて多くの方の意見を聞き図面を引いたそうです。

管理特別教室は、職員室、校長室、保健室——この保健室には個室も備えているそうです——特別支援学級が2クラス、放課後児童クラブ——放課後児童クラブにおいては6年生まで対応です——放送室、図書館——普通は図書室なのですが、あえて図書館と名前をつけ、場所はメインの一番いい場所にあり、広いスペースで空間にゆとりがあり、読書をするにはとてもいい環境でした——その隣にコンピュータ室があり、2階に理科室、家庭科室、図工室、音楽室があります。そしてこの音楽室は、200人規模のコンサートができる広さを備え、土日など休校日には地域住民の学習の場として活用されるそうです。

教室棟は3階建てで1階には普通教室が6、生活科室があり、2階、3階には普通教室各6

教室に少人数学級が各1教室ずつあります。そして、各階の両サイドには多目的スペースを備えています。これは普通教室前が非常に広くなっておりまして、その普通教室もアコーディオン式で全部移動すると大きな広場になるような、そういうつくりになっておりました。

体育館は2階建てで天井の高さは12メートルあり、新体操にも対応できるようになっております。また、舞台の奥行きは8メートルあり、芸術鑑賞もできるようにつくっております。体育館の屋根には太陽光発電が設置してあり、50キロワットの発電が可能です。そしてまた、体育館の1階、2階ともにトイレの設備があり、2階にはミーティングルームが2部屋あり、1階のトイレには乳幼児を連れてきた人も障がい者の方にも対応できるトイレが設置してあります。また、このトイレは管理特別室棟にも、また、教室棟にも設置をしてございます。

当然校内はすべてバリアフリーであり、エレベーターも設置され、冷暖房も完備されております。また、教室棟の脇には給食室があり、民間委託ででき立てを児童たちに提供しております。

校庭は200メートルのトラックスペースがあり、今年度に全部芝生を敷き詰めるそうです。ただし、管理が大変なので、地域のボランティアの方、NPOの方たちにお問い合わせのようなことをお聞きしました。

また、現在プールを建設中です。プールは温水プールで全天候型、休日、夜間は地域住民の方に開放するそうです。このひたち野うしく小学校の施設、設備は、広く地域の住民に開放され、地域コミュニケーションの核となるようにつくられております。

栗山校長先生は、この学校のスローガンを「みんなで創ろう 笑顔あふれる 世界一の小学校」、このように言っておられました。先日、中国から研修にも来られたそうです。そのときに「この世界一とは何ですか」と質問されたそうです。校長先生は、「それは心です」と答えたそうです。中国の先生たちもこれからは教育が大事であるとして、真剣に視察をしていったそうです。

私は、栗山校長先生に何点か質問をいたしました。このすばらしい環境が子供たちにどのような影響を与えましたか、また、どう変わりましたか。さて、この質問に対する校長先生の答えの前に、先日、5月29日に開校式典が行われたときに発表された作文を少し紹介させていただきます。

まず初めに、小学校2年生の児童の作品です。「私の小学校は、今年新しくできたひたち野うしく小学校です。4月6日開校式の後、先生に連れられて初めて校舎に入ったとき、ぷーんと木のおいがしました。昇降口の天井が高くて森の中みたいでした。私は「わあー、気持ちがいいな」と思いました、ちょっと飛ばします。「私が一番好きな場所は、ワークスペースです。1組と2組の教室の前が広場みたいになっていて、2年生がみんなで集まることができ

ます。そして放課後児童クラブにもなっています。便利です。始業式の時校長先生が、笑顔あふれる世界一の小学校にしようとおっしゃいました。私は、校長先生のお話のとおりだと思いました。それは、新しい学校はきれいで友達もたくさんいて、みんなが仲良くいい気持ちでいられ、私も友達も先生も笑顔がいっぱいだからです」。

次に、3年生の児童さん。「ひたち野うしく小学校には、エレベーターやワークスペースなど、ほかの小学校とは違うところがいっぱいあります」、そしてちょっと飛ばします。「あいさつを大きく元気にし、「ごめんね」や「ありがとう」が気持ちよく言えるようになりたいです。この広いひたち野うしく小学校は、夢のような学校です。みんなに私の考えを知ってもらい、みんなで笑顔あふれるすばらしい学校にしたいです」——これが小学校3年生の。

6年生の作文です。「ひたち野うしく小学校での生活も1カ月が過ぎました。私は、この学校のをよさを改めて実感しています。この学校には、多くの方の願いが込められています。校舎の至るところにこの学校をつくってくださった方々の思いを感じとることができます。校舎の見学のとき、新しい木の香りでわくわくしました。音楽室は声もよく響き、たくさんの楽器がしまわれている倉庫もあり、とてもうれしく感じました。図書室は広くたくさんの本があり、何度も足を運びたくなりました。教室の前のワークスペースもさまざまな実験器具がそろっている理科室も、学校のものすべてが勉強が楽しくできるようになっています。私は、たくさんの方々の思いや願いに応じられるよう一生懸命勉強していきたいと思います」、ちょっと飛ばします。「ひたち野うしく小学校では、初めて会った人もみんな笑顔であいさつをしてくれるので、とても気持ちがよいです。笑顔のあいさつがこのまま続けばもっともっと笑顔が広がると思います。外で苦しいときもみんな笑顔で壁を乗り越えられるような、みんなとつながりが生まれるといいと思います。私たちは感謝の気持ちを忘れずに、これからもみんなが気持ちよく過ごせるようこの施設を大切に使い、ひたち野うしく小学校のモットー、「みんなで作ろう 笑顔あふれる 世界一の小学校」を目標にみんな頑張っていきたいと思います」——このような作文が紹介されたそうです。

そして、この子供たち、入学をしてもう2カ月大体たちますが、どうだったか。保護者の方からは、家に帰ってきてもすごく落ちつきが出てきました——以前、こちらに移ってくるまでは中根小学校にいた児童たちですね——と言われるそうです。

で、先日、一斉下校したそうです。461名、下校の所要時間は教室をスタートして校舎を出るまで10分です。先生方も驚いていました。私は、「学力はどう変化しましたか」と聞きました。そうしますと、「学力は上がってきています。全国平均、県平均よりずっと上です」と答えておられました。そして、「みんな本をよく読むようになりました」と言っておられました。それは当然であると感じました。夢のようなすばらしい学校環境で、感謝の心を持ち、元気で

すばらしいあいさつができて落ちつきがあり、本を読むようになれば心も豊かになり、学力の上がるのも当然であります。地域の未来、日本の未来はすべて教育にかかっています。そして、この教育環境がいかに大事であるか、今回の視察で改めて実感をいたしました。

もう30年、40年前になりますが、司馬遼太郎の読んだ本の中に、このような一節がありました。「時代が人をつくるのか、人が時代をつくるのか」。また、私の好きな本の中に次のような一節があります。「人間をつくり、人間を育てること、それはまさしく歴史をつくり歴史を育てることである」とあります。今、世界も日本も先の見えない岐路に立っています。将来どのような町にしていくのか、我が地域は、国は、それはすべてこれからの教育にかかっています。私は隣のひたち野うしく小学校を視察し、少し明るい気持ちになって帰ってまいりました。

以上で、諸般の報告を終わります。改めて関係者各位に御礼申し上げ、御報告といたします。ありがとうございました。

○議長（佐藤幸明君） 以上で、所管事務調査報告を終わります。

議案第39号 阿見町長の在任期間に関する条例の制定について

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第5、議案第39号、阿見町長の在任期間に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第39号、阿見町長の在任期間に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

2月に行われました町長選挙時に私の公約として、しがらみや偏りのない町政運営のため、町長の多選禁止条例を議会に提出することを町民の皆様にお約束をいたしました。本案は、このことに関しての条例の制定を提案するものであります。

内容は、町長の職に連続して3期を超えて在任しないように努めるものとするものであります。3期を超えて在任することを「禁止する」のではなく、「努める」ものとしたのは、憲法で立候補の自由が保障されており、他自治体においても多選自粛した今回同様の条例はあるものの、多選を禁止した条例が施行された例はないことから、現段階では多選を自粛する条例が適切であると判断したからであります。

以上、提案理由を申し上げます。慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤幸明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。質疑を許します。

18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 今の議案第39号、阿見町長の在任期間に関する条例の制定についてでございますけれども、私は、この条例を出すということは、阿見町においてこの多選に触れるような不都合な事態が起きていたから出すのかなというふうに理解しますけれども、過去、今までですね、阿見町においてそういうような、3期以上町長が在任して不都合な事態、なれ合いや利権にかかわった事例があったのかどうなのか、質問をいたします。

あと、もう一つなんですけれども、今町長の説明があったように、いわゆる立候補の自由は憲法が保障しているわけです。そして、町長については4年ごとに町民の審判を受けます。私は、この4年ごとの審判を受けるということで、この多選条例を提案する理由はないのではないかなというふうにも思います。結局、多選条例を提案するつつうことは、基本的に町民の選ぶ権利ですね、それに対して不信を表明することになるのかなというふうにも思います。その点について、以上、2点についてどう考えているのかお尋ねいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 今まで4選だからどうのこうのではなくて、あくまでもみずから、やはり3選というその時間的空間が一番いい状況ではないかと。そして、あくまでも自粛条例であります。4期やりたければ、私の後をやる人が4期やりたければやれるわけですから、あくまでも自粛条例でこれを禁止しているわけじゃない。そういうやはり自粛条例をかんがみながら選挙をするということもこれは大事なことだと思います。先ほど言ったとおり、4期やった人がどうのこうのという、そういう意味合いのものではないということだけは申しておきます。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありますか。

18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 今、町長の答弁のように、阿見町で4期以上やったからどうこうということはないつつうことは、私は、天田町長が3期以上やりたくないということならば、この場所で議会と町民に対して「私はやらない」ということを宣言すればそれで足りるんじゃないかなというふうに思います。

で、天田町長がまだ任期始まったばかりですけども、2期、3期やれるかどうかはわからないわけですよ、それは町民の判断なわけですから。ここで私は自分自身が3期以上はやりませんと、たとえ選ばれても、それを宣言することがまず大事なことはないかなというふうに思います。その点についてはどうなんでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 私が提案したわけですから、3期以上などやるつもりもございません。

○議長（佐藤幸明君） はい、13番小松沢秀幸君。

○13番（小松沢秀幸君） 国には憲法があります。で、市町村には条例というものがござい
ます。そういう中で我々は生きているわけですが、憲法または条例というものは、多いほうが
いいのか少ないほうがいいのか、答弁願います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） ちょっと質問の趣旨が、ちょっとよくわからない部分があるんで
すけども、憲法ではですね、職業選択の自由とかですね、立候補の自由というのは憲法で保障
しております。ですので、多い少ないということではなくてですね、立候補を、例えば回数と
かは定めておりませんが、そういうのは自由というふうに定めております。

○議長（佐藤幸明君） はい、13番小松沢秀幸君。

○13番（小松沢秀幸君） 権利として法令、条例で定めるということが片方にあります。し
かしながら「努める」というようなところにまで法令または条例が踏み込んできているのかと
いうことについては、これは意外に少ないんだと思うんです。で、憲法や条例が多くなればな
るほど、ある意味では我々の自由の権利というものを損なうという可能性があります。ですか
ら、私はどっちかって言えば、先ほどの多いほうがいいのか少ないほうがいいのかということ
については、できる限り少ないほうがいい。そして、少ない中でその判断はだれがするかと
いえば国民一人ひとりが自立した判断、いわゆる社会の中で自分が生きることについて迷惑を
かけない、周りについて困らせないということが自立した人間ということであるならば、それ
は憲法や条例は少ないほうがいいと、そんなふうを考えるものです。そういう意味で、阿見町
においても、この条例というものは多いほうがいいのか少ないほうがいいのかという判断基準
が片方にあってもいいんじゃないか、そんなふう考えるものです。

で、そういう意味で、先ほど細田さんも言いましたが、言うならば阿見町町民4万7,800弱
ですか、今。有権者で3万8,000、約。その人たちをいわゆるあえて言えば選挙ごと、または
日ごろの判断も含めて信頼がおけるんだとするならば、より多くの条例をつくる必要はない。
私はそんなふう考えます。その点についていかがでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） これは自分の考え方と小松沢議員の考え方の違いであって、それは、
所見はよく聞いておきます。

○議長（佐藤幸明君） 13番小松沢秀幸君。

○13番（小松沢秀幸君） 質疑の時間ですので、質問に対する答弁をお願いをいたします。

○議長（佐藤幸明君） 質疑に対する答弁を求めます。もう一度わかりやすく、13番小松沢秀幸君。

○13番（小松沢秀幸君） 要は、努力目標まで阿見町の条例化すべきなのか。あえて言えば町民憲章も「努める」であります。そういう「努める」というところまで、努力目標まで条例化する必要があるのかないのか答弁を求めます。

○議長（佐藤幸明君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） この問題に対しては、努力目標を私は自分なりに設けるものだと思って提案しているわけですから、設けるということ以外に何もありません。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありますか。

10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 内容は同じですが、ちょっと言葉を変えます。

町長が4選しようが5選しようが、それは先ほどから言っているように町民が判断をする。今回の選挙もそういう判断をしました。で、「努めるものとする」ということをわざわざつけなければならないということは、次の町長が縛られるわけですね。3選して4選出ようと思つたら、おまえ、ここに条例に書いてあるじゃねえかと、努めるもので何で努めないんだということまで縛られちゃうわけですね。その縛る権利が天田町長にあるかどうかなんですよ、次の人の。そこを私は、そういう権利はないと思うんです。あるのは町民ですよ。どうですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） そのとおりです。あくまでも努力目標ですから、その人が4期出ようがそれは全然関係ない。これは縛るわけじゃないですから。その人がどういう考えを持って今後4選やるかという話だけであってね。それはやっぱり、そこあたりはもう見解が違うわけだから。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 町長ね、見解が違うとか、感覚が違うという答弁はね、余り答弁にならない。だって自分の反対をするのはあんたと見識が違う、土俵が違うとかという話になるとね、答弁にならないんですよ。だから、次の町長の、天田町長としてはね、3期やらないという、これは非常に立派なことなんです。それは町長自身の考え方でいいですよ。それを活字にするとね、条例という活字にすると次の人が縛られるという話をしているんですよ。その縛る権利が天田町長にあるのかと言ってるわけです。

○議長（佐藤幸明君） ただ今の質疑に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） だから先ほどから言ってるとおり、縛っていないと言ってるんです

よ。4期出たければ出ればいいんですから、何も……。いやいやそれはやっぱり自分が必要だから出しているんだから、それを皆さんにね、ほら、こういうのは全然必要ないんだと思えばそれなりにきちんとした対応していただければそれでいいわけであって、これは私の、やっぱり町民との公約であるし、それはきちんとね、約束事をやっぱり守っていかないと、やっぱり政治っていうのはそれが一番のもとだと思いますよ。そこが原点だから、やはり約束をやっぱりきちんと履行するというのが私のずっと生きてきた生き方ですから、それだけは今回のこの条例案もそういう関係の中で、そしてまず、やっぱり3選というもので十分、私はトップとしてね、やっていく期間としては十分ではないかなという思いはずっとしておりました。そういうことです。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 余りしつこく言ってもしょうがないんで、この種の条例はですね、やはりどこの市町村もやっぱりこういう問題になっているわけですね。だから茨城県下ではこういう条例ってないわけでしょう。茨城県下ではね。全国では11とか何とか言ってましたけど、やはりそういう憲法上の問題で努力目標であるということは、町民の判断にゆだねるということなんです。だから縛られないということで活字に出てくると、町長、「努めるものとする」って書いておれば、何で努めないんですかって縛るわけですよ。次の人を。そうなりませんか。だから私はそれを言ってるんで、次の人のことまでも縛る必要はないんじゃないの、町長自身がアドバルーンを上げて、それを実行すればいいということを私は言ってるんです。

○議長（佐藤幸明君） 16番櫛田豊君。

○16番（櫛田豊君） 質疑の途まことに申しわけございませんが、天田町長は新人ということで今年なったわけですよ。同じ議会の中にいたわけですから、それを今、議場の本会議中にですね、質疑をします、結構です、質疑をしてもらっても結構です。けど、天田町長に対して、「あなた」という話の仕方はないと思います。

議長、この点を削除するのか、それともどのようにしているのか聞いてください。

○議長（佐藤幸明君） 議場内での発言にはふさわしくないと議長も判断します。その部分を「町長」と変えさせていただきます。

ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） いやいや何度も同じことを言って、何度も同じ質問で何度も同じことを言っても、これはオウム返しなんですからね。常任委員会できちんとまたやる人はやっていただいて、自分の姿勢を最終日に、自分の意見をきちんとその場に出していただくのが一番ですよ。何回言っても同じわけですから。

○議長（佐藤幸明君） 本案については、委員会への付託を予定しておりますので、簡潔にお

願いを申し上げます。

10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 先ほど榊田議員が指摘しましたとおり、「あなた」という言葉を私自身も撤回をさせていただきます。「町長」ということで、これは私も十分了解します。

ただ私、総務委員じゃないんで、民教なんで、ここで審議する場所じゃないんですよ、私たちが付託を受けて。だからここで質問しているわけです。以上です。

○議長（佐藤幸明君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第39号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月24日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第40号 政治倫理の確立のための阿見町長の資産等の公開に関する条例の一部改正について

議案第41号 阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第42号 阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

議案第43号 阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第44号 阿見町火災予防条例の一部改正について

議案第45号 阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について

議案第46号 阿見町国民健康保険条例の一部改正について

議案第47号 阿見町保育所設置条例の一部改正について

議案第48号 阿見町保育の実施に関する条例の一部改正について

議案第49号 阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第6、議案第40号、政治倫理の確立のための阿見町長の資産等の公開に関する条例の一部改正について、議案第41号、阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議案第42号、阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、議案第43号、阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第44号、

阿見町火災予防条例の一部改正について、議案第45号、阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について、議案第46号、阿見町国民健康保険条例の一部改正について、議案第47号、阿見町保育所設置条例の一部改正について、議案第48号、阿見町保育の実施に関する条例の一部改正について、議案第49号阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、以上10件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第40号から第49号までの条例改正について申し上げます。

まず、議案第40号、政治倫理の確立のための阿見町長の資産等の公開に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本案は、政治倫理の確立のため、阿見町長の資産等の公開に関する条例第2条に定められている資産等報告書の作成について、同条中第1項第5号で、株券の額面金額の総額を報告する旨の規定がありますが、これは商法の改正——平成13年10月1日施行により額面株式制度が廃止されたことに伴い削除されるべき規定であるため、改正するものであります。

次に、議案第41号、阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、男女がともに家庭生活における責任を担いつつ、仕事と生活の調和を図り得るような勤務環境を整備するという趣旨のもとに、地方公務員の育児休業等に関する法律が一部改正されたことに伴い、育児休暇の枠を拡大するための所要の改正を行うものであります。

次に、議案第42号、阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、議案第41号の改正に関連して、育児に係る勤務時間等の取り扱いが改められることに伴い、育児または介護を行う職員の早出遅出勤務、深夜勤務及び時間外勤務の制限に関して所要の改正を行うものであります。

次に、議案第43号、阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、茨城県条例の規定に合わせて、時間外勤務手当の支給割合の引き上げ及び時間外勤務代休時間の規定が適用となる月60時間を超える勤務時間数の算定について、正規の勤務時間外にした勤務時間に加え、新たに割り振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務時間を参入する方式に準則が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

次に、議案第44号、阿見町火災予防条例の一部改正について申し上げます。

本案は、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令及び火災予防条例等の一部が改正されたことに伴い、阿見町火災予防条例で引用している条項について整理を行うものであります。

次に、議案第45号、阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、子育て支援対策の一環として、子育て家庭に係る経済的負担を軽減し、町医療福祉費支給制度の充実を図るため、医療福祉費支給に関する条例の一部について改正を行うものであります。

その改正内容としましては、10月1日から県の小児の医療福祉費助成制度対象者が小学3年生まで拡大されることに併せ、町におきましては、より一層の子育て支援対策の充実を図るため、町制度の対象者を小学6年生まで所得制限を設けず拡大するとともに、受給者負担となっている外来自己負担金及び入院自己負担金についても小学6年生まで助成の対象とし、10月1日から実施するものであります。この対象者拡大の中で、県補助対象外となる小学3年生までの所得制限超過者及び小学4年生から6年生までに係る部分並びに外来自己負担金及び入院自己負担金の助成が町単独事業となるものであります。

次に、議案第46号、阿見町国民健康保険条例の一部改正について申し上げます。

本案は、国民健康保険法の改正に伴う引用条項の整理を行うため改正するものであります。

次に、議案第47号、阿見町保育所設置条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案は、平成22年3月31日をもって閉所した町立曙保育所と青宿保育所の表記の削除、保育所における職員の職名の整理などをするものです。

次に、議案第48号、阿見町保育の実施に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案は、平成20年12月3日に公布された児童福祉法等の一部を改正する法律の中の児童福祉法の一部改正関係において、平成22年4月1日施行となりました。家庭的保育事業の実施等の追加により、現行法で「保育の実施とは、保育所における保育を行うこと」と、「家庭的保育事業による保育を行うこと」を合わせて総称しているため、現在、阿見町では家庭的保育事業は実施していないことから、保育の実施の字句を改正するものであります。

次に、議案第49号、阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案は、平成21年度人事院勧告に基づき、持ち家の住居手当の廃止について、阿見町職員の給与に関する条例が平成21年12月に改正されたことに伴い、阿見町企業職員の給与についても同様の措置を講ずるとともに、各種手当や給与の減額をする場合等についても、町職員と同様のものとなるよう改正するものであります。

以上、議案第41号から議案第49号までの提案理由を申し上げます。慎重審議の上、議決いただきますようお願いを申し上げます。

済みません、間違えました。

以上、議案第40号から議案第49号までの提案理由を申し上げました。41号じゃなく40号でした。失礼しました。

○議長（佐藤幸明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案10件については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。質疑を許します。

13番小松沢秀幸君。

○13番（小松沢秀幸君） 議案第45号、阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正についてであります。所信表明の中にも記載されています。この中で、いわゆる小学校6年生までということであり、これは、できるならば義務教育期間と、中学校3年生までとなぜしなかったのか、答弁を求めます。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） この質問は一般質問のほうで細田議員でしたっけ、こちらがありますので、そちらのほうで答えさせていただきます。

○議長（佐藤幸明君） 13番小松沢秀幸君。

○13番（小松沢秀幸君） それは一般質問、今日は開会の中での質疑の時間です。あくまでも質疑として意見を述べようとしていることではありません。あくまでも質疑の範囲の中で質問をしているわけですから。

○議長（佐藤幸明君） はい、町長天田富司男君、簡単をお願いします。

○町長（天田富司男君） 一般質問の内容もここで言ったら答弁も必要なくなってしまうんじゃないかと私は思いまして、やっぱりそれは議員間としてね、やっぱりこの問題は、やっぱり一般質問で出ているんだから、これはやっぱり一般質問のほうで答えてもらったのがいいのかなという、そういうやっぱり議員間としてもその仁義っていうのはあると思うんですよ。そこら辺をやっぱり考えていかないと、ここでみんな話していたらもう一般質問は必要なくなってしまうから。

○議長（佐藤幸明君） 13番小松沢秀幸君。

○13番（小松沢秀幸君） 議会内の問題であって、執行部と議会という立場で私は総務委員会……、あっ、民教委員会か。

○議長（佐藤幸明君） 委員でもあるからね。

○13番（小松沢秀幸君） まあしかし、できるならば答弁すべきものではないか。

○議長（佐藤幸明君） はい、小松沢議員に申し上げます。一般質問を予定されております。その中できちんとした答えを述べると町長もおっしゃってますので、請う御期待ください。

ほかに質疑はありませんか。

〔「議長だめだよ、それじゃ、質疑は質疑」と呼ぶ者あり〕

○13番（小松沢秀幸君） あくまでこの時間の中で、開会の中での質疑という時間の中で質疑をしているんです。それは議長、きちんと判断をしていただきたい。

○議長（佐藤幸明君） 委員会に付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。
町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 6年生までの医療費の無料化っていうのは、私の公約であります。これをまずやり遂げなければならない。特にどうしても財源的に非常に大きな財源が、先ほども説明したとおり要ります。そういう面では中学3年生までっていう考え方を今すぐできるっていう状況にはないのかなっていう気はします。考えです。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） 議案第40号について質問いたします。この40号の改正には、ただいま町長さんがおっしゃいましたように、平成13年10月1日に廃止されたというので、「株数及び額面金額の総額」を、「及び株数」に改めると。

それからもう一つですね、「町長となった者」と、「者」という漢字を「町長となったもの」に改めると。「者」が「もの」に改めるというこの違いですね。これは議案第45号にも「保護する者」から「保護するもの」となりましたが、この表記の違いはどのような意味を含めているのでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。秘書課長佐藤吉一君。

○秘書課長（佐藤吉一君） はい、お答えします。「もの」の使い方でございますが、これは法令用語の使い方準じて、漢字の「者」をひらがなにするものでございます。で、このひらがなにするものにつきましては、条文を見ると「何とかで何とかのもの」という場合にはひらがなの「もの」を使うということになっておりますので、そのように改正ということになります。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） その改正前と現行とですね、改正案の中には、「者」が「もの」になっているものもあるし、「もの」が「者」になっているところでね、ちょっと……。

〔「漢字と平仮名」と呼ぶ者あり〕

○9番（浅野栄子君） 何ていうんですか、変わっていない部分もございますので、後でじゃあ見直していただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 7番石井早苗君。

○7番（石井早苗君） 質問いたします。保育制度の条例について変更ということで、先ほど御説明いただきましたけど、町長の所信表明の中で、保育ママ制度を新設していきたいとおっしゃってらしたと思うんですが、その保育制度の中に、さっきの説明では、家庭的保育はもう町にはないので変えるとおっしゃっていたんですが、その保育ママ制度というのは家庭的制度に入らないんでしょうか。質問です。

○議長（佐藤幸明君） 何号議案ですか。

○7番（石井早苗君） 議案言わないとだめ。探します。

○議長（佐藤幸明君） 7番石井早苗君。

○7番（石井早苗君） 済みません、第46号ですね。じゃない、47号保育……、48号でした。ごめんなさい。保育の実施に関する条例の一部、48号。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） お答えいたします。ただいまの石井議員がおっしゃったとおり、保育ママ制度を活用する保育は家庭的保育ということでございます。ただ、今回条例の改正に関しましては、現時点では実施していないということですので、そういう表現にさせていただいております。で、今、先ほど言ったように、保育ママ制度を検討するというので、実施する見込みになった場合には改正させていただきたいということで考えております。

○議長（佐藤幸明君） 7番石井早苗君。

○7番（石井早苗君） ということは、現行では廃止、取り消すけれども、またその保育ママ制度が実施されるようになったら復活するというのでよろしいんですね。じゃあ、了解いたしました。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 最後の議案49号の阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例で、この企業職員つつうのは、阿見町では何が該当するのか説明をお願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。企業職員は水道課の職員でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第40号から議案第49号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会

に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月24日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第50号 平成22年度阿見町一般会計補正予算（第2号）

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第7、議案第50号、平成22年度阿見町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 次に、議案第50号、一般会計補正予算について、提案理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に8億9,114万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ136億316万6,000円とするものであります。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正の歳入の主なものから申し上げます。

第15款国庫支出金では、女性特有のがん検診推進事業の財源として疾病予防対策事業費等補助金を新規計上。そのほか社会資本整備関連の補助について既存の補助金、交付金が原則統合されることになり、社会資本整備総合交付金が創設されたことに伴い、関連の補助金、交付金であるまちづくり交付金、地域活力基盤創造交付金、狭あい道路整備促進事業補助金及び住宅・建築物安全ストック形成事業補助金を皆減する一方、社会資本整備総合交付金を新規計上するものであります。

第16款県支出金では、10月から県の小児医療福祉費助成制度の対象範囲が拡大されることに伴い医療費補助金を増額。そのほか農地法の改正に伴い、農業委員会が新しい農地制度を円滑に実施できるよう農地の利用関係の調整や利用状況の調査等に必要な経費が補助される農地制度実施円滑化事業費補助金を新規計上。

第19款繰入金では、財源調整のため財政調整基金繰入金及び減債基金繰入金を新規計上するものであります。

第21款諸収入では、阿見吉原土地区画整理事業における平成21年度から本年度への事業繰越分の財源として、阿見吉原地区道路整備負担金を新規計上。

第22款町債では、社会資本整備総合交付金の創設に伴い、まちづくり交付金事業債及び地域

活力基盤創造交付金事業債を皆減する一方、社会資本整備総合交付金事業債を新規計上するものであります。

次に、3ページからの歳出について、主なものを申し上げます。

第1款議会費から第9款教育費まで、人事異動、子ども手当の新規計上及び共済組合負担金率の改定等に伴い職員給与関係経費の補正があるほか、第2款総務費では、財産管理費で公用車購入代を新規計上。企画費で、行政評価運営事業で事業仕分け支援委託料を新規計上。公共交通推進事業でデマンド交通運行のため、システムを整備するため電算システム委託料、業務委託料、庁用備品購入代及び公用車購入代を新規計上するほか、公共交通活性化協議会負担金を増額。

第3款民生費では、職員給与関係経費を補正するための財源として、国民健康保険特別会計繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金及び介護保険特別会計繰出金を増額。そのほか10月から小児医療福祉費制度の対象範囲を小学6年生までに拡大することの伴い、医療給付事業で医療費助成費及び外来自己負担金助成費を増額するほか、入院自己負担金助成費を新規計上するものであります。

第4款衛生費では、健康増進費で女性特有のがん検診の受診率向上のため、がん健康診断委託料等を増額。環境整備費で、不法投棄防止啓発用の大型看板を設置するため看板設置工事を新規計上。

第5款農林水産業費では、農業委員会費で、農地法の改正に伴い農地の利用関係の調整や利用状況の調査等のため、臨時職員の一般事務賃金を新規計上。農業振興費で、耕作放棄地の再生、利用を促すため、耕作放棄地再生利用対策補助金を新規計上。農地費では、農地・水・環境保全向上対策支援負担金を新規計上するほか、職員給与関係経費を補正するための財源として農業集落排水事業特別会計繰出金を増額するものであります。

第7款土木費では、道路新設改良費で道路新設改良事業の道路工事及び土地購入費等を。都市計画総務費で景観整備事業の町民の森整備工事を。街路事業費で都市計画道路荒川沖・寺子線整備事業の土地購入費及び補償金を。都市計画道路中郷・寺子線等整備事業で測量、設計、監理委託料及び土地購入費等をそれぞれ新規計上。公共下水道費で、職員給与関係費等を補正するための財源として公共下水道事業特別会計繰出金を増額。公園費で街区公園整備事業の測量、設計、監理委託料及び公園整備工事を。都市排水路費で都市排水路整備事業の測量、設計、監理委託料を。土地区画整理費で中郷土地区画整理事業の中郷土地区画整理組合助成金を。開発費で荒川本郷地区まちづくり事業の土地利用検討業務委託料を、それぞれ新規計上するものであります。

第8款消防費では、常備消防費で常備消防事業の消防用備品購入代を増額。

第9款教育費では、小学校学校管理費及び中学校学校管理費の学校施設整備事業で校舎及び体育館の耐震診断及び耐震補強実施設計のための調査委託料及び測量、設計、監理委託料を増額。公民館費で本郷ふれあいセンターの駐車場を整備するため、維持管理費の土地購入費を新規計上するものであります。

次に、5ページの第2表、地方債補正について社会資本整備総合交付金事業を追加するほか、まちづくり交付金事業及び地域活力基盤創造交付金事業の起債限度額を皆減するものであります。

以上、提案理由を申し上げます。慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤幸明君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。質疑を許します。

18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 総務費の企画費、13ページですけども、新しく行政評価運営事業委託料81万4,000円、新しく出ております。天田町長が当選して、当初、新聞発表で地域戦略室をつくりたいっつうこと、公約にないものを発表して、議会側では必要ないんじゃないかっつうことで提案されなかったわけですけども、この地域戦略室にいわゆる該当させる職員ですね、これは非常勤の人、二人を専決処分で雇っているわけですよ。一人200万円ですか、二人で400万円。で、私は……。

〔「500万、500万」と呼ぶ者あり〕

○18番（細田正幸君） ああ、500万円か。失礼しました。月20万だから500万円ですね。

あと、この行政仕分けについては、二人雇った非常勤職員が私はやるのかなというふうに理解しているわけです。また、改めて今回委託料として事業仕分け81万4,000円をとるということは、それ以上の効果があるということを出していると思うんですが、私は国でやっている行政評価ですね、これは国の外郭団体についてやっているわけですよ。で、阿見町を見ますと、阿見町の外郭団体っつうのは、ほとんどないわけですよ。で、行政評価をするといえ、いわゆる一般会計とか特別会計、その中についての行政評価っつうふうになると思うんですが。当然、評価される側には、町民の活動があるわけですよ。で、国と違って町の場合には、いわゆる一般会計の支出や特別会計の支出についてもぎりぎり精査をして私はやっているんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、そういう中であってわざわざこの業務委託支援料をとるっていうのはどういう意味があるのか。

また、行政評価っていえば、一般的にけちけちで予算を減らすっつう認識があるわけですね。

れども、私は行政サービスを強化するつつうね、けちけちだけが能ではないというふうに思いますけれども、この行政評価は、いわゆる減らすのと増やす、必要な分は増やしていくと私は思うんですけども、そういう点、どういう方向でやるつもりなのかお答え願いたいというように思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。この行政評価運営事業の業務委託料は、今回行政評価の中で、行政評価はもう数年前から町の中で事務事業や施策に対して、職員側の自己診断といいますか、自己評価をやってきておりました。で、今までに御意見をいただいた中には、職員みずから評価するのではなくて、町民の方も含めて外部の人に評価してもらわなければならないというお話がございました。で、今回天田町長になりまして、事業仕分けというマニフェストの中に盛り込んだものがございまして、その外部評価、行政評価の外部評価とこの事業仕分けというのがちょうどマッチングしましたので、外部評価の1つとして事業仕分けという形で実施するものでございます。

で、何分事業仕分け、この委託料なんですけれども、この事業仕分けは職員で経験がないものですから、その段取りの部分ですね。は、専門の業者の方がございますので、全国手がけております「構想日本」という団体の方なんですけれども、そちらのほうに段取り等をお願いするための委託料ということでございます。

で、事業仕分けも含めた行政評価がサービス評価につながる部分、増やす部分もあるのではないかと御質問でしたけれども、もし事業仕分けに関しましても、削るということばかりではなくてですね、1つの事業に対して町がすべてやるのではなくてですね、民間の人にもやるべきところがあるだろうと、町職員がすべて公費をかけてやるものばかりではないだろうと、民間の方をお願いしてもいいものも当然あるだろうと、そういったことを仕分けの中でやっていくということで、今一般会計の中の仕事、それから特別会計の中の事務事業等でございますけれども、そちらに関して町がすべて負うべきなのか、ほかの方をお願いできるものがあるのか、まだちょっと、今さっき民間の方と申し上げましたけれども、NPOとかですね、そういった団体の方にもお願いするものがあるのではないかと、そういった観点で仕分けを行ってもらうということでございます。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

12番吉田憲市君。

○12番（吉田憲市君） 同じく関連でですね、13ページ、行政評価運営事業の中で、今総務部長の答弁の中でね、「構想日本」というところをお願いするようになるんだということを言われておりましたけれども、民間業者の中で「構想日本」というですね、我々聞いても初めて聞

く会社なものですから、その構成メンバーとかですね、そういうのはやはり民間に委託するんですから、民間の方がつくった会社だと思うんですが、その中には天下りもいるのかいないのか。

それからですね、あと選考の、この「構想日本」はですね、選考した経過。例えばこういう事業仕分けの特殊なですね、業種を担うという組織っていうのはそんなにないと思うんですが、この「構想日本」に決めたのはだれか。またはこの決め方、これをですね、教えていただきたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。「構想日本」の団体のメンバーということなんですけども、ちょっと私も勉強不足でよくわかっていなくて申しわけないんですけども、代表の方は国の職員だった方がおやめになって代表をやっていると。加藤さんという方というのは存じておりますけども、そのほかのメンバーの方はちょっと存じておりませんので、大変申し訳ございませんけどもそこまでお願いしたいと思います。

それとこの「構想日本」という名前を出してしまいましたけども、これを選考した経過ということなんですけども、今の段階では「構想日本」という団体をお願いするということを考えているということとして、もう事業仕分けをやっている他の市町村が幾つかございますけれども、そちらのほうを聞いてみましたらば、今こういった事業仕分けをやっているのはこの団体しかないということでしたので、現段階ではこちらをお願いするということを考えています。

○議長（佐藤幸明君） 12番吉田憲市君。

○12番（吉田憲市君） そうしますとね、国の人代表者だと、国にいた人、公務員の人代表者だということなんですよね。そうするとですね、今外部評価がなされていないんで、行政評価事業ですか、これは内部で評価してきたもので、今回町長の意向もあるんでね、それでたまたま合致して外部の方等を入れることになったという話なんですけど、これは国の方があたままでやっていてね、それで確かに阿見町の間人じゃありませんから外部かもしれないけど、これは民間業者に委託していることですね、一見聞くとですね、ちょっと耳を正してきますと、民間の方に役場の中で自分自身がね、行政評価した中を一般の町民の方、また、一般の国民の方がね、外部から評価したらどうかという話で進めているのかなと思ったんですが、この民間業者「構想日本」ですか、これは既に組織としてですね、今聞いた範囲ではね、民間じゃないような気がするんですよね。その辺どうですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 「構想日本」、いろんな人が入っておりますね。やっぱり議会議員あたりも入っていたりしているんで、その構成は、今からどういう人についていうことは、16名

ということですから、2班に分けて8名、8名ということですから、そういう面では今後やはり人選はしてくということでもあります。

まず、外部評価はまずこの仕分けにしてもですね、他の地方自治体の職員が入ってやっているとところも、その外部評価に対する仕分けに対して、ほかのやっぱり地方自治体の職員もその中に入っていると、そういうこともありますし、また、地方議員の人たちがやはり入っているという、そういう状況がありますので、十分外部評価には耐えられると私は思っております。

○議長（佐藤幸明君） 12番吉田憲市君。

○12番（吉田憲市君） どうも答弁ありがとうございました。あのですね、そうしますとね、今の、例えば阿見町内部での行政評価をやっていますよね、もう何年もね。それとですね、外部、外部ってもこれ、民間だって言われても私は民間だとは思えないんですけど、今の答弁ではね、その方がやった評価とですね、多少の違いは出てくるとは思うんですけど、それぞれ考え、10人いれば十人十色ですからね。そうしますと、そちらの場合ですね、どちらを優先していくんですか、町長は。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） やっぱり外部評価を入れるということは、どれだけ無駄があるかと、やっぱり内部でできないことを外部でやるわけだから、やっぱり外部評価をやはりきちんと答申をいただいてそういう方にしていく。そしてお金はほら、やっぱりそれだけの経費の削減ができればまた別の形の中で、政策にこれ、先ほど細田さんが言ったとおり、けちけちじゃなくてやっぱりね、お金が生まれればまた町民の人のために使っていくというのは、これはもう当たり前の話だと思います。

○議長（佐藤幸明君） 12番吉田憲市君。

○12番（吉田憲市君） 最後にします。総務部長に聞いたらこうせい日本、中身はわかりませんと。

〔「構想日本ですよ」と呼ぶ者あり〕

○12番（吉田憲市君） 「構想日本」か、ごめんなさい。初めて聞くもんですから。これがですね、中身が私にはわかりませんという話だったんですが、で、だれが決めたんですかって話をしたら、これから決めるんだと。ただ、1社しかないんで随契になるんでしょうけどもね。81万4,000円ぐらいですから、大した私は評価できないのかなというように判断しているんですけども。その中でね、町長が答弁する中で、町長はほら、かなりこの「構想日本」ですか、の内容についてはお詳しいようなんですが、これは町長が、例えば町の行政に対してね、こういうのがあるよとか、こういうのを使ったらどうかと、そういうようなですね、意見を述べて

ここが浮かんできた話なんでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 先ほども500万円使って無駄じゃないかっていうような話がありましたが、参与二人おります。その中でやはり毎月、まあ毎月じゃないですけど、今回の提言もいろいろありましたし、そういう中でこの事業仕分けをやっていくと。これは私の考えたとおりの中でやっているわけですから、いろんな面で提言を受けながら、そして役場職員との融和を図りながらやっていこうと思っております。

○議長（佐藤幸明君） 12番吉田憲市君。

○12番（吉田憲市君） 今初めて町長がですね、側近に置いている参与という、そのね、方の地位はどうだかわかりませんが、その方が出てきました。その方ですね、アドバイスと申しますか、その考えがですね、によってこういうことをやっているというようなことだと思っておりますが、その参与についてはですね、前にもお話したと思うんですけども、町長がお決めになったと、町長がね。

〔「専決」と呼ぶ者あり〕

○12番（吉田憲市君） 専決でね、専決でお決めになったと。専決に対しては通常の議会です、報告及び承認をされなきゃならないという地方自治法の百七十何条でしたか、たしかありましたね。その趣旨に基づいて、我々議員は2名を残して16名は参与の必要はないという話で認めていないんですよね。その方が、こういう行政評価システムなんです、事業仕分けの構想を担っているということ自体が私はおかしいと思うんですが、町長はどのように考えているんでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 専決、これはまた藤井議員でしたっけ、あした。藤井議員と同じようなあれになりますけど、やっぱり条例の中で専決事項、これは町長職権の中でできるということですね、やっぱり自分が、今この事業仕分けにしても自分がやろうとしている公約ですよ。公約をやるとして、その人を得るって、外部からの登用っていう、私もずっと書いてありますから、それはね。それは皆さんに反対されてもやっぱりやることは自分なりにやらなければならぬ。

〔「いや、反対じゃないですよ」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君） だから反対、ほら、承認しなかったわけだから反対なわけだけど、それでもやはり、自分がこういうことをやろうと思って、私はほら、皆さんの審判を受けて、どんなに、36%と言われた人がいますけれど、だけど、こういう立場に立たせていただいている以上は、本当にやる、自分がやりたい、これをやれば町民のためになるんだ、そういう思い

だったらやっぱりやりますよ。皆さんが全員反対して、そんなら天田ごとやめさせようっていう、それは皆さんはできます。だけどやっぱり自分がこういう公約の中でね、やっているわけだから、そういうことをやっぱり考えてもらいたいですよ。

○議長（佐藤幸明君） 12番吉田憲市君。

○12番（吉田憲市君） 町長ね、私らはね、町長をやめさせようなんて気はさらさらありませんからね。そういう軽々しいね、町長の答弁の中でね、そういう軽々しい言葉はお控えになったほうが私いいと思いますよ。

○町長（天田富司男君） ああ、そうですか。

○12番（吉田憲市君） ええ。そういうことでね、一言御忠告申し上げておきます。

○町長（天田富司男君） ありがとうございます。

○議長（佐藤幸明君） 次、ほかに質疑はありますか。

14番倉持松雄君。

○14番（倉持松雄君） 今の吉田議員の質問ですか、行政なんですかこれ、行政評価とこの問題と参与はまずまるっきり別な問題ですから、ここで審議する話じゃございません。

それで、その方の意見でも、それからこれはだれの意見でも議員さんの意見でも、それから職員の意見でもいろんな人と話をして、そん中でいいものは町長が取り上げて、こんなふうにしよう、あんなふうにしようと、それは町長の構想として役立てて結構なんです。ですから、だれの発言を採用したからと、それを問題にすべきじゃないと思います。

〔「質問だよ、質問、質問してくれ、質問」と呼ぶ者あり〕

○14番（倉持松雄君） 先ほどの吉田議員の質問に対して申し上げました。

○12番（吉田憲市君） じゃあ、私が答えるの。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

11番久保谷実君。

○11番（久保谷実君） 今、81万4,000の事業仕分けということが、阿見にとって初めてのことだということである問題になっている。そこでこうおぼろげながらわかってきたことは、やる会社は「構想日本」という会社だと。これは全国で1社しかないから、吉田議員が言ったように随契になるのではないかと私もそう思います。

それからそこには、国の天下りの人がいると、そこもわかってきた。それで町長の発言の中で、16名が来て8名、8名だと。それで、この間の全協で、11月にさわやかセンターで公開でやると、そういう話もしてました。で、その先、具体的にこの16名の方が8名、8名で来て、さわやかセンターでどのような形でやるのか、今、わかっている範囲で。これは初めてのことで、我々も町民も大いに興味のあることですのでお願いします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。先ほどの私の答弁の中で、ちょっと誤解があったかと思しますので、まず申し上げたいと思います。

委託するのは「構想日本」という団体に考えているんだということなんですけども、事業仕分けの評価をする委員の方は、その「構想日本」のメンバーの方ではなくてですね、こちらから選んでお願いする方ということで、近隣の議員の方と違って今話が出ましたけど、そういった東京のほうから来る方ではなくてですね、そういった近隣の方と違って……。

〔「話が全然違うべよ」と呼ぶ者あり〕

○総務部長（坪田匡弘君） という方をお願いするってということで考えております。

で、「構想日本」のほうは、私らが事業仕分けってというのはどのようなやり方をしていいのかわからないもんですから、そういった段取りですね、そういったもの、一連の段取り、準備まで、事業仕分けをやるまでの、やった後のこともありますけども、そういったものの準備とかですね、段取りをお願いするということで考えております。

ですので、仕分けをやった結果ですね、どういった方向になるのかというのはまだ、そこまではまだ詰めていないということになります。

○議長（佐藤幸明君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 済みません、訂正なんです。16というのは、16人じゃなくて、16、1つの事業を16を選んで、8つ、8つ、2つのあれで、ごめんなさいね。人数じゃなかった。

〔「16項目」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君） それ、16項目。

〔「項目か」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君） ごめん。失礼しました。今、あれって思って、ついつい人数のことばかり、済みません。16項目で、それで2カ所に分けて8つ、8つの16項目を決めてね、それで事業仕分けをしていくと。人数的にはまだ……。人数的には……。あとはちょっと済みません。

○議長（佐藤幸明君） 企画財政課長篠崎慎一君。

○企画財政課長（篠崎慎一君） ただいまのですね、事業仕分けの予算上のちょっと計上について御説明いたします。

まずですね、事業仕分けのやり方とかそういったものにつきましては、「構想日本」にこちらの予算にあります事業仕分け支援委託料81万4,000円ですか、これで委託しまして、私ども職員の研修ですとか、それからやり方、そういったノウハウを事前に研修ですとか、あと段取りですね、その辺をお願いするものです。それで、実際に仕分けになりますと、「構想日本」

に登録してある自治体の職員、それから議員さん等が一応仕分け人という形で入ってまいります。で、一班にですね、コーディネーターとなる、要はその取りまとめ役が「構想日本」の方、それと仕分け人が他自治体の職員または議員さんということになります。で、そちらの方は5名、コーディネーター1名ということで、6名編成で二班を考えております。

で、事業につきましては、1日一班8事業あたりが限度ですので、2班ということで16事業ということで、今予算上はこういうふうになっております。

以上でございます。

○議長（佐藤幸明君） 11番久保谷実君。

○11番（久保谷実君） そうすると16事業を6人、12人でやるってということだね、予算上のあれは。そうするとその「構想日本」に登録をしてある職員、他の市町村の職員と議員つつた今ね。その人たちは具体的にわかっているんですか。

○議長（佐藤幸明君） 企画財政課長篠崎慎一君。

○企画財政課長（篠崎慎一君） 今の段階ではですね、その辺のメンバーははっきりしておりません。まだ正式に委託も、その辺のお話もしていませんので、その辺は今から詰めていきたいと考えています。

それからですね、これからの詳しい話なんですけど、その仕分け人の中に町民の方を入れていくかという、そういった検討もこれから考えていきたいと思えます。すべてが「構想日本」の何ていうんですかね、登録している自治体の方、議員の方ではなくて、これまでやった事業仕分けを実施した市町村ではですね、市民の、例えば審議会の委員の方ですとか、それから公募の市民の方等を入れた実績がありますので、その辺をですね、「構想日本」と協議しながら進めていきたいと考えております。

○議長（佐藤幸明君） 11番久保谷実君。

○11番（久保谷実君） もう一点、16事業、町でこれを出すわけですよ。この事業を見てくださいということなんでしょうけども、その16事業は決まっているのか。それともしも決まっていないとすれば、これからどのような形で16事業に絞っていくのか答弁願います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 16事業はまだ決まっておりません。で、どういうふう決めていくかというのも含めまして、この委託であります事業者の方、また、庁内の町長、参与を含めて皆さんと協議して決めていくということになります。

○議長（佐藤幸明君） 11番久保谷実君。

○11番（久保谷実君） 最後です。先ほどの「構想日本」のその人ばかりではなくて、町民を入れたりという話がありましたけども、阿見町のことについては阿見の町民が一番興味も

あるだろうし、実際経験者ですから、一番困っている点も阿見町町民が一番わかっていると思うんだよね。今までいろいろコンサルタントとか委託料で問題になったのは、いわゆる阿見と関係ない人たちが決めて、それを阿見がやっていくしかない、それは問題ではないかと、議会でも随分それは問題になりました。そういう意味でひとつ、この12人の中にぜひ阿見の人たちをたくさん入れて、阿見はこういうことで困っているんだとか、例えば水戸市ではそうかもしれないけど、阿見ではこのほうがいいと思うよとか、そういう意見が出なければ、本当の意味の事業仕分けにはならないと思うんだよね。当然阿見と水戸では行う事業も違うだろうし、町民の意識も違うだろうし、そういう意味ではぜひね、阿見町民の方をたくさん入れて、町民の阿見のレベルで見た事業仕分けをやってほしいなど。そこ、どうですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。企画財政課長篠崎慎一君。

○企画財政課長（篠崎慎一君） 町民をメンバーに入れるかっていう、そういったお話ですが、これまでほか実施した自治体の例を見ますと、まず、一番最初はですね、「構想日本」のメンバーが中心になって実施すると。2回目は、コーディネーターのみが「構想日本」で、評価する方は町民の方が入る。で、3回目はコーディネーターも含めて全部町民がやるというふうに、段階的にですね、そういうふうにやっている事例ですとか、それから、一番最初から評価、議論する評価者ではなくて、その裏に控えていまして、ただその議論せず「構想日本」のメンバーだけではなくてですね、評価するだけの市民というのを何人か選んでいるというふうに、自治体によっていろんなやり方があります。ですから、それを阿見町にどういった合うかというのをこれから協議して決めていきたいと考えております。

○議長（佐藤幸明君） 7番石井早苗君。

○7番（石井早苗君） 済みません、初歩的な質問です。この事業評価についてですが、「構想日本」に支払われるであろう八十何万という金額は、阿見町の大きさとか人口とかから割り出された金額なんでしょうか。それからあと、事業評価をやるときに人を雇うというか、組み入れる人たちの日当分も入った金額なのかをお知らせください。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。企画財政課長篠崎慎一君。

○企画財政課長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。予算にはですね、まず報償金ということで、その評価をされる方の日当がそちらで計上してございます。それから、旅費につきましては、旅費の費用弁償で計上してございます。で、純然たる委託料だけが81万4,000円ということでございます。

この中身ですが、見積もりの段階ですので、とりあえず阿見町でこういったことを実施したいということで見積もりをいただいたものでございます。大体市町村によってそんなには違いはないというふうに聞いております。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 今までの議論を聞いておりますと、総務部長、もう少し町長の意向をよく解して16人が16事業って変わったらえらい違う話だから、もう少し町長の意向に対して答弁しない、勉強しないと町長のフォローにならないよ。ということで、私もですね、質問の中で、私のあしたの質問の中で出てくるんで、ここではこの話をするつもりはありませんが、要は、私の言いたいことは、まず、外部の評価を入れるよりも、今までやってきた事業内の評価をね、町長のリーダーシップで今おる人間をフル活用して、ほかにお金を使わないで、今おる人間をフル活用して事業評価をやっていただきたいということです。

それともう一つ、別な質問です、これは。今から新たな質問。

○議長（佐藤幸明君） 質疑をお願いします。

○10番（藤井孝幸君） 13ページの公共交通事業、これデマンド、私も期待しているんです、このデマンド交通というのはね。非常に期待しているんです。これは私の、これ総務委員だから民教の管轄じゃないんで、ちょっと詳しく質問させていただきます。

デマンド交通というのはですね、本当に……。浅野さんがやっています、知ってます。ただ、私の意思が伝わらないかもしれませんのでね。

そういうことで大変期待をしております。ただ、デマンド交通という私のイメージと若干、企画課長と話ししたのがちょっとイメージが違うんで、町長の口からデマンド交通はこういうことかということ、私にイメージを与えてほしいんですが、いかがですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長にということですから、町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） いろいろまだデマンドの場合というか、公共交通の審議会とか、そういうのがありますから、まだすべてがどういう形でというのはすべてが決まっているわけじゃないんで、今ここで藤井議員にこうだつていうものはまだ示せないと思います。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 実施はね、この秋にやるって言ってるんですよ。実施はこの秋って言ってきましたよ。それで、実施はこの秋に実行するということなんで、ここに予算を上げている以上は、中身がある程度しっかりしておかないと予算なんか上げるわけいかないでしょう、もう。だから、予算を上げるとしていれば、こうこうこういうところで具体的に、ここの部分だけはまだ決まっていませんつうなら話もわかるけども、概略の説明もできないで予算だけ上げたんじゃ、予算をここに計上する意味がないじゃないですか。議会に上程する意味がないですよ。

〔「審議するからね」と呼ぶ者あり〕

○10番（藤井孝幸君） ねえ、我々は審議するんだもん。しかも町民の税金だもん、これ。ということで、しっかりと答弁を願いたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 町の公共交通、バスの交通が中心ですけども、これがいろんな経過の中でバス会社が運営が難しくなって、高齢者を含めた交通弱者の方の利用者が大変困っているという大きな課題、地域公共交通の課題がございました。それを対応するために、公共交通活性化協議会というのを今つくりまして、その中で町の公共交通のあるべき姿、あしたの浅野委員の一般質問の答弁になってしまうんですけども、あるべき姿というのを今、この活性化協議会の中で検討して、総合連携計画というのを作成中でございます。で、最終的にその中で、選択の中で、いろんな公共交通をやっていく手法の中でコミュニティバスもありますし、デマンド交通もあるという中で、町がまずやるべきものはデマンド交通だろうという方向性は出ております。で、詳しくはこの公共交通活性化協議会、各界の代表の方に委員になってもらっていますけども、当然その中にはバス会社の方、タクシー会社の方もございます。高齢者の方も入ってもらっております。その中で具体的に詰めていくということでございます。ですので、現段階で今年度、年度の最後、年明けぐらいになるかと思いますが、までに実施するための今わかっている段階での予算を計上したということでございます。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 2,800万円の金を使うんですよ、この公共交通ね。そして、今まで試行ということで、大型バスを荒川沖から工業団地とかに回しましたよね。いろいろと何コースか分けて。あれは全然もう話にならないんで、空気を乗せていると同じで話にならないんでね、このデマンド交通に変えたということは、私は非常に天田町長はりっぱなものだと思いますよ。だから、そのりっぱなものを具体化するの、皆さんの仕事なのよ。予算に計上する以上はもうある程度細かいことまで、これで車2台も買うって言ってるんだもん、900万円も出して。その車の運用をどうするのか、だれを乗せるのかちゅうぐらいなことは、しっかりと計画をしておかないで予算なんか計上しないでくださいよ。どうですか、これ。ここで責めてもしようがないんだけど、していないinchゅうだらこれはもうしようがないけど、今後ね、やはりこれに予算を、町民の税金を使う以上は、しっかりとした計画を立てて、それで説明ができるように予算を計上してください。

それでもう一つ、私のイメージのデマンド交通というのは、高齢者、交通弱者、通常ね、交通弱者。私が今輸送サービス、タクシーの半額で病院とかに高齢者と障害者をお送りしてますよ。これのイメージとちょっと違うんですね。乗り合いタクシーですからデマンド交通というのは。だから、そこの点をしっかりと、障害者、交通弱者、本当の交通弱者にどうするのか、

健全者をどうするのか、このデマンド交通の中にすべて入れてほしいということを要望して質問を終わります。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第50号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月24日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

それではここで暫時休憩いたします。

会議の再開は午後1時からといたします。

午後 0時02分休憩

午後 1時00分再開

○議長（佐藤幸明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

16番櫛田豊君が退席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は17名です。

-
- 議案第51号 平成22年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
 - 議案第52号 平成22年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
 - 議案第53号 平成22年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
 - 議案第54号 平成22年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
 - 議案第55号 平成22年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）
 - 議案第56号 平成22年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 - 議案第57号 平成22年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第8、議案第51号、平成22年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第52号、平成22年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第53号、平成22年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第54号、平成22年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第55号、平成

22年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第56号、平成22年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第57号、平成22年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）、以上7件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第51号から57号までの補正予算について、提案理由を申し上げます。

まず、議案第51号から56号につきましては、それぞれの特別会計で、主に人事異動、子ども手当の新規計上及び共済組合負担金率の改定等に伴い、職員給与関係経費を補正するものであります。

議案第51号、国民健康保険特別会計補正予算は、既定の予算額に610万2,000円を追加、歳入歳出それぞれ48億3,310万2,000円とし、その財源については一般会計繰入金を充てるものであります。

議案第52号、公共下水道事業特別会計補正予算は、既定の予算額に685万6,000円を追加、歳入歳出それぞれ14億8,685万6,000円とするものであります。その内容としましては、職員給与関係経費を補正するほか、一般管理費の使用料徴収事務費で、下水道使用料改定支援業務委託料を新規計上するもので、その財源としては一般会計繰入金を充てるものであります。

議案第53号、土地区画整理事業特別会計補正予算は、既定の予算額から869万7,000円を減額、歳入歳出それぞれ4億5,730万3,000円とし、その財源については、本郷第一土地区画整理事業保留地処分金を減額するものであります。

議案第54号、農業集落排水事業特別会計補正予算は、既定の予算額に47万6,000円を追加、歳入歳出それぞれ5億3,147万6,000円とし、その財源については一般会計繰入金を充てるものであります。

議案第55号、介護保険特別会計補正予算は、既定の予算額に48万4,000円を追加、歳入歳出それぞれ21億7,848万4,000円とし、その財源については事務費等一般会計繰入金を充てるものであります。

議案第56号、後期高齢者医療特別会計補正予算は、既定の予算額に17万6,000円を追加、歳入歳出それぞれ6億1,317万6,000円とし、その財源については職員給与費等繰入金を充てるものであります。

次に、議案第57号、水道事業会計補正予算について申し上げます。

本案は、水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出について、それぞれ1,130万6,000円を減額するものであります。その内容としましては、給料、職員手当、法定福利費を

減額するものであります。

また、水道事業会計予算第4条に定めた資本的支出については、2億7,260万7,000円を増額するものであります。その内容としましては、配水施設拡張費の委託料、工事請負費等を増額するものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する3億4,277万9,000円は、減債積立金から7,240万1,000円、建設改良積立金から1億円、過年度分損益勘定留保資金から1億7,037万8,000円で補てんをいたします。

以上、特別会計補正予算及び企業会計補正予算の概要について申し上げました。慎重審議の上、議決をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤幸明君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案7件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第51号から議案第57号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月24日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第58号 町道路線の廃止について

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第9、議案第58号、町道路線の廃止についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第58号の町道路線の廃止について、提案理由を申し上げます。

本案は、茨城県企業局が、阿見東部工業団地内において大画地での分譲にも対応した企業誘致を進めることに伴う路線の廃止であります。

以上、提案理由を申し上げました。慎重審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤幸明君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。質疑を許します。

18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） これは阿見東部工業団地のいわゆるまだ立地が決まっていない場所の真ん中の町道路線、図面見ると廃止なんですけれども、この路線を廃止することによって新たな企業が入る予定があるのかどうなのかお聞きしたいというふうに思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） お答えいたします。これは企業局のほうからの要望もございまして、大区画で販売できるように、また、細かくという企業からの要望等によって柔軟に対応したいということで、この町道路線を廃止してほしいということでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第58号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月24日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第59号 阿見町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第60号 阿見町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第61号 阿見町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第10、議案第59号、阿見町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、議案第60号、阿見町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、議案第61号、阿見町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、以上3件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第59号、第60号及び61号の固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由を申し上げます。

今回の人事案件は、阿見町固定資産評価審査委員会の委員の任期満了に伴うものであります。阿見町固定資産評価審査委員会の委員は、地方税法第423条第3項の規定により、阿見町の住民、市町村税の納税義務がある者または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、議会の同意を得て町長が委嘱することとなっており、委員の任期は3年となっております。

谷俊夫氏は、平成13年4月に就任、3期9年の間、委員として熱心に取り組み、本年4月8日に任期が満了したものであります。

大竹豊氏は、平成15年4月に就任、3期7年の間、委員として熱心に取り組み、本年4月8日に任期が満了したものであります。

蛭原一義氏は、平成16年6月に就任、2期6年の間、委員として熱心に取り組み、本年6月23日に任期が満了するものであります。

各氏ともに専門的知識を有する町民であり、人格、識見ともにすぐれており最適任であることから、引き続き選任したいと考えております。

つきましては、以上3名を阿見町固定資産評価審査委員会の委員として委嘱いたしたく、本日提案する次第であります。慎重審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤幸明君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案3件について、質疑、委員会への付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これより採決いたします。本案3件は原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第59号から議案第61号までの3件は、原案どおり同意することに決しました。

散会の宣告

○議長（佐藤幸明君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでございました。

午後 1時15分散会

第 2 号

[6 月 9 日]

平成22年第2回阿見町議会定例会会議録（第2号）

平成22年6月9日（第2日）

○出席議員

1番	佐藤幸明君
2番	平岡博君
3番	川畑秀慈君
4番	難波千香子君
5番	紙井和美君
6番	久保谷充君
7番	石井早苗君
8番	柴原成一君
9番	浅野栄子君
10番	藤井孝幸君
11番	久保谷実君
12番	吉田憲市君
13番	小松沢秀幸君
14番	倉持松雄君
15番	大野孝志君
16番	櫛田豊君
17番	諏訪原実君
18番	細田正幸君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	天田富司男君	
教	育	長	青山壽々子君
選挙管理委員会	委員長	中川庄一郎君	

消 防 長	瀬 尾 房 雄 君
総 務 部 長	坪 田 匡 弘 君
民 生 部 長	横 田 健 一 君
生 活 産 業 部 長	川 村 忠 男 君
都 市 整 備 部 長	横 田 充 新 君
教 育 次 長	竿 留 一 美 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	宮 本 寛 則 君
総 務 課 長	篠 原 尚 彦 君
企 画 財 政 課 長	篠 崎 慎 一 君
秘 書 課 長	佐 藤 吉 一 君
社 会 福 祉 課 長 兼 福 祉 セ ン タ ー 所 長	岡 田 稔 君
国 保 年 金 課 長	吉 田 衛 君
商 工 観 光 課 長	鹿 志 村 浩 行 君
町 民 活 動 推 進 課 長	飯 野 利 明 君
建 設 課 長	浅 野 耕 一 君
水 道 課 長	坪 田 博 君

○議会事務局出席者

事 務 局 長	小 口 勝 美
書 記	大 竹 久

平成22年第2回阿見町議会定例会

議事日程第2号

平成22年6月9日 午前10時開議

日程第1 一般質問

一般質問通告事項一覧

平成22年第2回定例会

一般質問1日目（平成22年6月9日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 藤井 孝幸	1. 天田町長の専決処分について 2. 町選挙管理委員会の在り方について 3. 改革の実施要領と時期について 4. 高齢者の福祉施策について 5. 議会と執行部の関係について	町 長 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 町 長 町 長 町 長
2. 浅野 栄子	1. 阿見町の地域公共交通の未来像は？	町 長
3. 石井 早苗	1. 天田新体制における町のビジョンについて	町 長
4. 細田 正幸	1. 天田町長の公約である中学3年生までの医療費無料化の実現を 2. 水道料基本料金10m ³ の見直しをして1 m ³ からの料金制度にして、負担軽減をはかったらどうか	町 長 町 長
5. 紙井 和美	1. 地域活性化への取り組みについて	町 長

午前10時00分開議

○議長（佐藤幸明君） おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（佐藤幸明君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を1時間といたしますので、御協力のほどお願いいたします。

初めに、10番藤井孝幸君の一般質問を行います。

10番藤井孝幸君の質問を許します。登壇願います。

〔10番藤井孝幸君登壇〕

○10番（藤井孝幸君） 皆さん、おはようございます。通告に従い質問をさせていただきます。

「みんなの笑顔を増やすまち」、この言葉は、天田町長の選挙中のチラシの第1段に記載された決意であります。大変よい決意、スローガンだと、私も大賛成です。しかしながら、我々議員の多くは、以前と比較して議会内で笑顔を見れる回数が非常に少なくなったような感じがします。これは、町長の決意とは相反する現象ではないかと思うわけであります。

これは、町長自身が公約を実行しようとすることに事を急ぎ、議会を軽視しようとしているからではないでしょうか。天田はもし町会議員であれば、烈火のごとく怒るのではないかと想像をいたします。

我が町の政策は、民主党でもなければ自民党でもないわけであります。あるのは阿見町民党のみであります。一番大切なのは、4万7,000の町民が、いかに阿見町に住んでよかったと感じることかということです。中央政界の民主党は、戦略局や事業仕分けなど、いまだ先行き不透明なパフォーマンス的施策を掲げ、またガソリン税の廃止や高速道路の無料化の先送り、はたまた子ども手当の満額支給を断念をするというような、また普天間基地の問題にあっては迷走に迷走を重ね、沖縄県民に、いや日本全国に混乱を陥れ、その言葉の軽さにあきれ返ったこと、いまだ記憶に新しいものであります。

このような民主党の推薦を受けた町長が、中央と類似した施策を実行しようとしていることに私は大変危惧をしているところであります。後でも申しますけども、実行の順序が逆だというふうに思います。自分でやれるところ、町内でやれるところは町内でやるということでございます。他人の手はかりない。中央の戦略局、事業仕分け、その成否はいまだ不明であります。この成否不明な施策を、全国数ある地方自治体の1つであるこの阿見町に取り入れようとするのが正しいのか、いまだ私は疑問を抱いている者の一人でございます。

つまり、阿見町を民主党政策の実験台にしてほしくないのであります。民主党の施策を取り込むものであれば、功を焦ることなく、ある程度効果が見えてからでも遅くはないというふうに思うわけであります。町長には4年間という任期があるわけですから。天田町政には、所信表明に当たった中には、共感できることは多々あります。しかし、これだけは許せないということが次の2つでございます。

1つは地位、任務、役割を役場内組織図に明記することなく、参与を配置し、秩序を混乱させていくと。この地位、役割等を組織図で明記してあるのであれば見せていただきたいというふうに思います。それが町内のすべてに徹底をされているかどうかをも確認をさせていただきます。

2番目に、議会を無視した経費の執行。これが天田町政であるならば、大変危険な状況であり、心配するものでございます。さらに詳しく述べるならば、町長は就任冒頭から、全国にも例の見ない地域戦略室の設置、その戦略室に参与を配置し、人件費・事務局も含めまして1,400万近くの予算を計上をし、議会に上程をしようといいました。

しかし、この戦略室は4月2日の全員協議会では賛成が得られず、本会議には上程はしませんでした。しかし、議会が反対したにもかかわらず、3月から4月上旬にかけて参与2名を採用をし、人件費の補正予算を専決処分をいたしました。しかも、参与2名を苦し紛れの秘書課付とするなどの人事配置をやったのけました。

このような人事案件で専決処分するのは、私、県の地方課に行き、議長と事務局と行きました。そして、総務省に問い合わせた結果、全国的にも例がないというお答えでございました。何ゆえそんなに事を急ぐのか、不思議でなりません。先ほども言いましたけども、公約実行するには4年間あるわけですから。

聞くとところによりますと、参与の2人は町長選挙の主要な応援者であったと聞きました。これは、中央政界においてでは、国务大臣等組閣をするときに功績のあった人を国务大臣等の主要なポストにつけると。つまり、論功報奨という言葉が中央政界では使われます。その言葉が何となく当てはまるような気がするわけでございます。

こんなことわざがあります。李下に冠を正さず、町長このことわざを御存じでしょうか。つ

まりこれは、ナシの木の下で頭を帽子を直すなということです。何ゆえならば、ナシの木の下で帽子を直すということは、外から見れば、本人はナシをもぎっているという気持ちは全くない、帽子を正しているんですけども、外部から見れば、ナシをもぎっているふうにとられると思われても仕方がないわけです。

そういうことで、要はナシの下で冠をさわるなということではありますが、長たる者は最も肝に銘じなければならぬことわざであると思います。みずからが疑いを持たれるような行動をとるな、みずからが姿勢を正しなさいと言っているわけであります。

前町長の川田町長もですね、大変頑固な人でした。しかし、人事案件については、じっくりと時を待ちました。そして、とってもクリーンでした。いいところは、ぜひ学んでいただきたいということでございます。

そこで、質問をいたします。地方自治法第179条の専決処分の定義と要件についてであります。その質問の1つ。第1回の臨時議会における議案第32号、特別職非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例、第37号、特別職非常勤の人員費の補正予算の専決処分を議会不承認にもかかわらず、なぜ強行したのか。

質問の2番目、参与の採用とその人員費の専決処分は、その要件は何なのか。今回の処分は、どの要件を適用をして処分をしたのか。

質問の3番目、専決処分は客観的に見て妥当性はあったのか、その根拠は何かをお尋ねをいたします。

あと、残りの4つの質問については、質問席でさせていただきます。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん、おはようございます。ただいま、藤井議員の御意見、肝に銘じながら答弁をさせていただきます。

藤井議員の質問にお答えします。

平成22年度第1回臨時議会における議案第32号・第37号の専決処分実行を議会不承認にもかかわらず、なぜ強行したのかについてであります。

議案第32号は、阿見町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正で、地方公務員法第3条第3項第3号に掲げる参与の報酬及び費用弁償を追加したものであり、議案第37号はそれに伴う参与の報酬及び費用弁償を予算化するための補正予算であります。

参与の職務といたしましては、行政全般に関する調査・研究、適正な行政運営を図るため町

長に助言すること、その他特に要請する事項であります。

私が町長に就任し、一日でも早く町政運営を軌道に乗せるためには、早急に参与を任命する必要があったことから専決処分を行ったものであります。

次に、専決処分の要件は何か、今回の処分はどのような要件によるものかであります。

これにつきましては、藤井議員も御承知のとおり、地方自治法第179条の専決処分の規定に基づくもので、専決処分ができる4つの場合が示されております。

その1つ目は、普通地方公共団体の議会が成立しないとき、2つ目が、地方自治法第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、3つ目が、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかなきとき、4つ目の、議会において議決すべき事件を議決しないときであります。

当該案件につきましては、ただいま申し上げた3つ目の特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかなきときに該当するものであると判断したところであります。

次に、専決処分に妥当性があったのかであります。

これにつきましては、ただいま申し上げたとおり、地方自治法第179条の規定に基づいて行った専決処分であり、当然妥当であると判断しております。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） まずですね、私がなぜこのような質問をするかということ、専決処分——これは議員必携なんですけどね——、専決処分をすれば、議会が議決したと全く同じ法律効果を発生する。したがって議会としては、その慎重な運用を真剣に見守らなければならないというふうに書いておりますので、私は真剣に見守るために質問をしております。

そして、先ほど町長は、早急に参与を任命する必要があったので、条件の第3項の緊急を要するということですね、時間的余裕がなかったというお答えでした。緊急を要するということはですね、これは町長の自由裁量ではないんですよ。この緊急を要する、この要件を当てはめるのは、自由裁量ではなくて羈則裁量なんです。当然これは地方自治法に、解説に載ってるんだから、この羈則裁量という言葉をちょっと説明をしてください。わかってる方教えてください。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 済みません、ちょっとそこまで勉強不足で、ちょっと今ほかの職員にも聞いたんですけど、お答えできません。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） この答弁書をつくるのにね、地方自治法の解説を読むでしょう。読

まない。だれがつくったか知りませんが、いいですか。この解説にはですね、時間的余裕を置いたのでは時機を失することが明らかであると認められるときである。その認定は、普通地方公共団体の長が行うのであるが、いわゆる自由裁量ではなく羈則裁量に該当するものであって、長の認定には客観性が必要だというふうに、これは自治法の解説に書いてるわけですよ。

で、この羈則裁量は何だかという、自由裁量とは全く反対なんです。それには、手かせ足かせの条件がありますよと、その条件の範囲内であれば専決処分をやっていいと、こういうことなんです。では、その条件に果たして当てはまったのかということね。

時間的な余裕がないというふうにおっしゃいましたが、これにも書いてるんですよ。ここで……。ちょっと長くなるんでね、正確に読ませていただきますよ。ここで問題あるのは、現実の専決処分のケースで一番多い議会を招集する暇がないときの運用である。果たして町村の段階で招集する暇がないほど緊急を要する事件——これは事件と書くんですけどもね——、案件が現実にあるかということである。真に緊急を要する場合は、法があつてですね、市は7日前、町村は3日前というふうになってます。その期間があるんであるが、本当に執行の時期を失ってしまうような事例は、町村ではめったに起こり得ないと言える。したがって客観性・妥当性が認められる場合によって厳正に運用されるべきだと。

いいですか。羈則裁量、自由裁量じゃないんですよ。そして、そこには客観性と妥当性がないといかんと、こういうふうに書いてるわけですね。果たして、客観性があつたのかなかという、この話ですよ。では、客観性の定義をお伺いしましょうか。どのような……。客観性という定義を教えてください。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） ちょっと法律の解釈・議論は、ちょっと私もこの場でどうのこうの行うべきではないと考えます。

この専決処分につきましては、町長が先ほど申し上げましたとおり、一日でも早く町政運営を軌道に乗せるんだというようなことで、この自治法の179条の専決処分、議会を招集する時間的余裕がないときということで専決処分ができるわけですから、これは県のほうにも照会しましたら、それが妥当だろうというようなことでありますし、いろんな自治法の解説を読んでもですね、それで妥当だということで行ったことでございます。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） あのね、法律的な解釈が云々じゃないのよ。専決処分ちゅうのは地方自治法なのよ。この解釈をしないでどうするんですか。そして、こう書いてるんですよ。真に急を要する事件の場合は、告示期間を置かないで前日告示して議会を開くこともできるんである。前日に議会を招集することもできるち書いてるんですよ、緊急を要する場合は。その行

為をやりましたかということなんです。前日に議会……。我々呼ばれてませんよ。

そこに客観的に妥当性があったかどうかという判断になるわけですよ。で、客観的という今、私が質問したのに、客観的という語の意味をお答えいただけませんでしたね。どういうことか、どういう認識をしてるのか、ちょっともう一度聞きます。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 私の客観的という意味を申せということです。主観的の反対で客観的。主観は自分の意思・解釈でやる。客観的は一般的なだれが見ても同じ考えていいですか、妥当だということが客観的だというふうに教わったというか、覚えております。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 総務部長、そのとおりなのよ。これは法律の解釈じゃないの、客観性ちゅうのはね。だから、要は私が辞書を調べた結果、正確に読みますよ、自分以外のことはすべて客観。主観や自己中心の立場から離れ、全く第三者として物事を判断しようとする態度。

この専決処分にはね、客観性——妥当性はひょっとしてあったかもしれん——、客観性が必要なのよ。今の私の定義でいったときにはね、客観性がないわけ。そうすると、客観性がないって何で客観性っていうと、多くの議員が反対をしてるわけですよ。それは町長一人じゃないんだもん。多くの議員が反対してるちゅうことは、客観的に見てだめだって言ってるわけですよ。その点どうお考えになりますか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 昨日ですね、吉田議員の質問にも答えたとおりの、やはり、まず4年間あるんだっていう、そういう藤井議員の今日の質問の中にもありましたけど、4年間っていうのは本当に短い。やはり最初に何をやるかということで、昨日も所信表明の中に入れておりますが、まずやるためにはそういう人物が必要だと。そういう意味で、やはり早く天田丸を出発させなければならない。そういう、私としてみればね、それが客観性か主観かそれはちよっとわかりませんが、私はそういう考えのもとこの参与を決めております。

そして、それは私はもう妥当性があると思いますね。議会が不承認であるからこれはできないんだっていうんじゃないで、やはり、あくまでも議会が議決権あるものと、町長がその権限のあるもの、これやっぱり分けてやらなければならないと思います。そういう意味では、今回の参与、やはりいろんな意味で提言をいただいたり何だりしておりますので、非常にいい役割ができたんじゃないかと。

それで私の公約の中にも、やっぱり民間から優秀な専門的人材を任期つきで採用ということも書いてあって、この問題をやはり、それだけの人材を得て、やはり先ほども事業仕分け——事業仕分けは今回問題じゃないですけど、そういうこともできますし、環境マネジメントシス

テム等もやっぱりそれなりの職権を持った人間ですから、そういう形の中で人材を登用していく。それによって役場の職員のやはり緊張感とかやる気、そういうものが出てくるんじゃないかなと、そう思います。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 町長ですね、それは町長のやりたいことはいいですよ。それはもう町長にせっかくなつたんだから、思い切り大いにやってほしいです。やりたいことをやるには、法治国家ですから、先ほどから言っているように、客観性がないっていったら違法って書いてあるんですよ、これ。

もう一度読みますよ、これ。解説に、右の4つっていったら、さっきの4つの条件ね——4つの場合、いずれかに該当するものとする長の認定が、客観的に誤っていた場合は、その処分が違法となるち書いているんですよ。だって客観的に見てって、だれも客観性があるとは思わない。それは町長が今話したのは結果なんですよ。

だからその前に、なぜ専決処分をやったか、専決処分をやるにはこうこうこうこう、こういう条件がありますよ、その条件の中で緊急性があるんであれば議会を1日前でも開いてもいいよということを書いているし、その行為もやらなかったし、それから客観性があるかないかちゅうのは町長以外の周りの人が判断をして、あ、なるほど客観性があるなど、第三者が見てあるなということが初めて町長の専決処分が適法だとなるわけですよ。

だけど、それが、客観性がなければ違法だち書いてるんだもん、解説書に。だから、違法な行為がまかり通っている阿見町内で、こういう人が阿見の町内の組織の中で意見を言ったりすることそのものが私は違法だと言っているわけですよ。だって私は法律的に解釈して言っているんです、客観的に。それこそ客観的に。

だから、それはやりたいことやっていいですよ。やりたいことをやるには、そこには法的に正しい解釈と正しい行動が必要なんですよ。そういませんか。どうですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 私はもう全然違法性っていうものは全然考えておりません。違法でもないし。それは皆さんと意見が違うということはわかりますけど、これが違法であるということは考えておりません。179条にもきちんとうたわれているわけですから、それにのっとって私自身がやったわけですから。これは幾ら同じ話をどんどんどんでもずっと平行線で、いつでも同じような状況になってしまいますよ。

だから、もしも違法であるってね、藤井議員が思うのであるならば、じゃあ天田富司男を、ね、裁判で訴えるとか、そのほかないじゃないですか。ね、本気になるならそれまできちんとやってくださいよ。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） いよいよ本性が出てきましたね。いいですか。町長ね、私は法律論で解釈して言ってんですよ。だから……。

〔「藤井さん……」と呼ぶ者あり〕

○10番（藤井孝幸君） いいの。黙ってて、黙ってて。おれが質問してんだから。法律論を言ってるわけよ。だから、平行線とかじゃなくて、私は妥当性はいいですよ。町長がマニフェストに書いてるんだから、妥当性は認めますよ。だけど客観的に見て、その専決処分が法的に正しいかどうかという判断をしてるわけです。だから、町長は主観的にやっているわけ、専決処分をね。客観的に見たら、皆さんほら、おかしいっち言ってんだもん。

だから、それですよ、訴えればと。訴えは、それは私が時期が来たら訴えますよ。その前に、その前にね、法的に正しいことだったかどうかということ今議論しているわけですよ。で、まあ、正しいというから、これこそそれは裁判になるんですけども、だれが見ても違法行為を町長は今やっとなんていうことなんですよ。あなたはそう思っていないかもしれない。あなたって言ったらまた怒られるのか。

町長はそう思っていないかもしれないけど、大方の人が今の私の説明を聞いて、ああ、違法行為だなというふうに分かると思いますよ。だからそういう違法行為。ただね、町長は、残念ながら裁判をしない限り、この違法行為が、専決処分というのは我々が何ぼ騒いでも効力は変わらないのよ。これは、私も知ってんですよ。

○町長（天田富司男君） 私は知らないですよ。

○10番（藤井孝幸君） 知ってるのよ。効力は、それを変えると町長がやっていることをまるでひっくり返すということね、これは地方自治法にも、解説にもそう書いているんです。効力とは。ただ、その効力を、違法な行為がそのまま通用する阿見町であってはならないということなんですよ。

だから、これはまた違法行為が明らかかなものであるものでね、そういう人が町内にいることそのものが、そして町長に意見を申す、それからまして役場の仕事に口を挟むということそのものが、私は、私はですよ、違法行為だというふうに思っているわけです。だからこれは、平行線になるでしょうから、ただ、違法行為だけは絶対に町内にないように私はお願いします。ね。

それで、次の質問にいいですか。

○町長（天田富司男君） ちょっと待ってください。

○議長（佐藤幸明君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 一言だけ言っておきます。2人のことじゃなくて、責任は天田富司

男、私にあるんです。

○10番（藤井孝幸君）　そうです。

○町長（天田富司男君）　2人がどうのこうのじゃないんですからね。それだけはよく……。天田富司男にありますから。

○10番（藤井孝幸君）　わかりますよ。

○議長（佐藤幸明君）　10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君）　そして、じゃあもう1つ。私がね、もし私が部課長だったらよ、私が部課長だったら、例の鳩山さんとオバマさんの会話じゃないんですけども、町長、トラス・ウィーち言いますよ、ミーじゃなくて。私たちを信じてください。何も外から人を呼んでこなくても、我々を信じて、我々とやってみてくださいと、私はそう言いますよ。だから、そういう意味で、ここは平行線とはいうものの、だれが考えても違法的な専決処分であったというのを申し添えて、次の質問に移ります。

○町長（天田富司男君）　もう1つ、議長。

○議長（佐藤幸明君）　町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君）　今は役場の職員に対してのね、やっぱりこれはおかしいと思うんですよ。やっぱり役場の職員というのは、やっぱりなかなかね、町長には物を言える状況にもないし、それはやっぱり町長が掲げたね、マニフェスト、これに対してやっぱりある程度忠実にやろうとする、その努力がなけりゃ、だっていい状況できないじゃないですか。だから役場の職員の問題ではないということだけはここで言うておきます。

○議長（佐藤幸明君）　10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君）　私だんだん、そういう答弁をするとね、勢いづいちゃうのよ。役場の職員の問題……。役場の職員が町長にいろんなこと言えなくてどうするんですか。え、文句も言えなけりゃどうするんですか。言えないって自分で今言ったんだからね。どんどん言えないと、おかしいの。

○町長（天田富司男君）　言えないって、この問題に対してですよ。

○10番（藤井孝幸君）　いや、この問題に関してはね、それは町長が専決やったんだから言えないですよ。だけど、いろんな行政に関する意見等はどんどん言わんとだめですよ。それに、参与がおったら言えるかっちゅう話なのね。そういう雰囲気町長がつからないで、今いる部課長を駆使して町政を運営することがまず第一なんです。それを無視して部外から人を呼んできているんなこと、改革をやるということは、順序が逆ということをやっているんです。

以上で1問目の質問を終わります。いいですか。

2問目の質問に入っているいいですか。

○議長（佐藤幸明君） はい、どうぞ。はい、10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 2問目の質問です。

ちょっと選挙管理委員長，民間の方が来られてるんで，私ちょっと質問しづらくなったんですけども，私は町長が答えていただくもんじゃないんですけども，何か事務局から今日は選挙管理委員長が答えるちゅうんで，ちょっと気が引けますけども，これは町全体で大切なことなんでね，質問させていただきます。恨まないでくださいね。

阿見町の選挙管理委員会のあり方について質問をいたします。私は阿見町がこれほど恥ずかしい選挙をやっているとは思いませんでした，夢にも。クリーンな選挙を実施するとだれしもが，これは望み，異存のないところであると思いますが，全国各地の，これは新聞報道でね，いろんな選挙違反のあることは私も承知をしております。しかし，一般町民の容認の限度を超えたあしき選挙管理であってはならないということでございます。

今回の町長選挙でも御承知のようにね，捏造された文書が2,000通近くばらまかれました。選挙の前日にね，道路に。郵送もされました。誹謗中傷文書が出たんですが，私がそれを阿見町の町の選挙管理委員会に，こういうのは違法じゃないのかという無効の審査をお願いをしました。そうすると違法ではないという回答でした。それで，ごちゃごちゃ言いよったんですけどね，結果的には違法ではないと，おまえの言うことは間違っていると，こういう話でしたので，私は県の選挙管理委員会に審査を要請しました。

そうすると県の選挙管理委員会は，町の選管に対して，私に弁明しろと，その文書を県の選管に出せという指示が来ております。で，2回目のその弁明書を読んで，私はさらにおかしいと思ったんで，不服でありましたので，さらに県の選管に反論書を出しました。反論書を出して，今6月の末までに県の選管が判断するということでございますので，これはそれでそれを待っているわけですが，そこは私は特にね，私個人が異議申し立てをしているだけであって，特に公にするようなことじゃないんですけども，これはもう新聞に出ましたからね。

そこで，私はですね，この選挙結果をどうこうというつもりは全くないんですよ。そして，今の天田町長にも全く関係のない話です。ただですね，このような汚い選挙が2度と阿見町で行われないように，選挙管理委員会はしっかりしてほしいと，こういう願いなんです。そして，この新聞記事にですね……。これ皆さんのところ渡っているかどうかは知りませんが，あ，渡ってるんですか。

〔「渡ってます」と呼ぶ者あり〕

○10番（藤井孝幸君） 新聞記事にですね，こういうひどいことを書かれてるわけね。これ2月の24日の茨城新聞ですよ。土浦記者の仁平克幸さんというのが書いたね。これ読むのもちょっとおぞましいようなね。どっから読めばいいか。

〔「全部読んだら」と呼ぶ者あり〕

○10番（藤井孝幸君） ちょっと時間かかりますから。一般の立ち入りを制限した開票エリアで、目の前を通過する票の束を見ながら堂々と通話をする立会人と、それをとがめない町選管。ここまであからさまなのは初めて見た。選管に、これを指摘すると、自席での携帯電話使用は禁止していると。で、なぜ注意しないんだと選管に言ったらですね、その後職員らが立会人に遠慮がちに注意をし始めた。これね。

それで、昨年10月の石岡市長選の開票作業も別の意味でひどかったが、今回の阿見町もぐだぐだ。このぐだぐだというのが、これ茨城の方言かなんか私はよくわかりませんが、要はめちゃくちゃだと言ってらんですよ。というふうに私は解釈します。選挙の開票作業を見れば、役所、役場のレベルも見えると。こういうふうに結んでるわけです。

だから、どうこれからですね、どう、もう起きたことは、これはしようがないんで、どう是正するのか、その今後の是正策と役割をお伺いいたします。

○議長（佐藤幸明君） 選挙管理委員会委員長中川庄一郎君登壇願います。

〔選挙管理委員会委員長中川庄一郎君登壇〕

○選挙管理委員会委員長（中川庄一郎君） ただいまの藤井議員の質問につきましては、選挙管理委員会の職務に関する御質問でありますので、選挙管理委員会からお答えをいたしたいと思っております。

まず、新聞記事で問われている選挙管理委員会の姿勢に対する是正策についてでございます。

当該新聞記事は、町長選挙及び町議補欠選挙直後の2月24日の茨城新聞に、いわゆるデスク日誌という形で掲載されたもので、担当記者の所感を述べたものであります。その要点としましては、各陣営の開票立会人が自席から何度も携帯電話を使っている。しかも堂々と通話している。そして、それを選管がとがめていない。それを記者が選管に指摘すると、選管は遠慮がちに注意し始めたというものであります。

選管としましては、報道関係者から指摘される前から注意はしておりましたが、徹底させることが不十分であり、このような記事の内容となったものであります。今後は、開票立会人の方々の携帯電話の使用制限、開票立会人の本来の職務である開票作業の監視や投票の効力の点検等が適切に遂行できるよう徹底をいたします。

次に、選挙管理委員会としてどうあるべきか、その役割は何かであります。

まず、町選挙管理委員会の主な役割について申し上げますと、各種選挙の管理執行、選挙人名簿の調整、各種選挙の啓発・周知等であります。したがって、これらの職務を関係法令にのっとり適正に管理執行をしていくことが、選挙管理委員会の責務であると認識しておりますので、御理解のほどお願いをいたします。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 大変、委員長御苦労さまでございました。そのようにですね、選挙管理委員会としてですね、厳正にやるべきことはやっていただきたいと。公平公正に今後とも任務を果たしていただければというふうに思います。

次に、3番目の質問に移ります。

3番目の質問ですが、天田町長は4つの誓い、6つの改革、18の約束で選挙戦を戦いました。私自身先ほども申しましたけども、共感する項目は多々あります。大いに賛成でございます。賛成するものもあります。

そこで質問をいたしますが、本来ならば役場の既存の部課長・職員でやる話だというふうに私は思っておりますが、次の3つの項目についてですね、実施の要領と実施の時期についてお尋ねをいたします。

その1つ、事業仕分けを実施し、既存の事業を見直す。それから2番目に、外部評価制度を導入する。3番目に窓口時間の延長と住民サービスを向上させる。以上3つの、これは改革というんですかね、6つの改革のうちの3つを私は今言ったんですけども、これの実施要領と実施の時期についてお答えをいただきます。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 私の選挙公約の改革の実施要綱と時期についてお答えいたします。

まず、1点目の事業仕分けの実施についてであります。これはもう、昨日もそういう問題がありましたけど。

事業仕分けにつきましては、本定例会において、補正予算として議案提案させていただいているところであります。事業仕分けの具体的な実施の方法としましては、政策シンクタンクである構想日本の支援をいただき、他自治体の職員や議員等で構成する仕分けチームを組織し、2班体制で実施したいと考えております。

実施時期としましては、本年11月21日を予定し、総合保健福祉会館の大会議室において、一般公開にて実施する予定としております。本年度は1日だけの開催ということで、最大16事業の仕分けを行うことを予定しておりますが、仕分け事業の選定方法等、詳細につきましては、今後検討してまいります。

次に、2点目の外部評価制度の導入についてであります。

議員御承知のとおり、町では平成16年度から行政評価システムを導入し、事務事業評価や施策評価を実施してきたところです。この内部評価が、住民目線に立って行われているかを検証し、評価の客観性と透明性をより高めるため、第三者による外部評価は有効なものであると考えております。

先に説明しました事業仕分けも外部評価の一手法であることから、今年度は、まず事業仕分けを実施いたします。その上で、事業仕分けの実施結果を踏まえ、外部評価の推進について検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目の窓口時間の延長等住民サービスの向上についてであります。

窓口サービスの向上につきましては、5月連休明けから総合窓口を開設し、町民の皆様への利便性向上に努めているところです。また、休日開庁については、平成19年4月に開始してから、利用者が年々増加していますので、本年6月より開庁の時間を、これまでの半日から、午後5時15分までの一日に延長し、町民課業務の一部と町税等の納付受付業務を行うなど、平日に来庁できない方への利用の拡大を図っているところでございます。

さらに、町税等の収納業務につきましては、4月からコンビニ収納を開始し、納税者の利便性向上を図っております。こうしたことから、サービスの向上に努めておりますが、今後も利用される町民の方々に御意見を伺いながら、さらなる充実を図ってまいります。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） これ全協にも、昨日の議会でも話出たんですけども、事業仕分けを実施するという事は、私はこれはね、反対ではないんですが、冒頭に申しあげましたように、順序が逆だと言ってるわけですよ。鳩山さんが沖縄に行かないで、東京でいろいろ結論を出して、最後に沖縄に行ったと同じでね、やはり部内で内部評価をずっとやってきて、億という金を節約してきたわけですよ。皆さん、職員努力してね。みんなで努力して。

それが足りないというのであれば、いきなり外部じゃなくて、町長のリーダーシップを発揮して、おまえたちもう少し頑張れと、無駄はないのかとけつをたたく。それでもできないときには、その構想日本でも何でもいいですよ、よその人を呼んできて、知恵をかりるということを、私はするべきであるというふうに思うんです。

パフォーマンス的に、さわやかセンターで、新聞記者を呼んで事業仕分けすることもいいでしょう。ただそこにですね、町の職員が今までやってきたこと、それからプライド。一生懸命やってきた人はそれなりのプライドを持っているんですよ。そういうプライドを、それこそ役場の職員は言えませんよ、町長にはね。なかなか言えないことが多いでしょう。だけど、そういうプライドを町長が傷つけているということに気がついていただきたいんですよ。

この点、町長どうですかね。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） プライドを傷つけているつもりはございません。また、先ほども民主党だ何だというようなことを言ってきましたけど、民主党も何も関係ございません。これは私の政策でありますし、民主党から何をどうのこうのなんていうこともございません。先ほども

約束したことが全然できないんじゃないかという民主党の話をしました、藤井議員はね。

やはり約束ということはきちんと守らなければならない。これは町民との約束ですから。それに対してきちんと今回、この6月議会に自分なりに自分の公約を実現したいと思って出しているわけです。

この外部評価にしてもですね、やっぱり外からの評価というのは必要なんですよ。やっぱり内部だけでね……。よく自分も前は言っていたじゃないですか。ころっと変わってしまうところもあるんですけども、そういう面で、やっぱり外からの考え方というものをに入れていくということは大事ですよ。やっぱり中でやれば内部の人の、あ、この人に言っちゃあ、これおかしくなっちゃうとか、やっぱりそこにね、人と人との関係がもう詰まってるわけですから、やはり思い切った話をできないっていうのは、これは当たり前だと思います。議員間の仲間のうちだってそうだと思いますよ。

やはりそこには、やっぱり外部から来たことによってね、その評価の仕方が違う、そういうものをやはり事業仕分け等でやっていくということが私の目的なんで、御理解をお願いします。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） いや、それは私も十分わかってますよ。事業仕分けをね、やりたい、無駄を省きたいっていうのはわかるんですよ。だけど、私が少なくとも天田町長が議員の時代に記憶に残っている質問は、町長に公用車で散髪に行くな、それから初めは川田町長に随分と、何ていうんですか、反対的な態度をとっていました。それである日突然ころっと変わって町長という。その間ね、人は変わってもいいんですよ、ただ、その間すべての予算に賛成をしてきてるわけですよ。

そこで、これだけ無駄がある、これだけ無駄があると言われたのは、記憶にあるのは、一般の競争入札については、何度かしつこくおっしゃったことは私も記憶があります。だけど、今までの予算全体に反対をしたという記憶はないんですが、それで、町長になってみて、新たに外から呼んで来なければならないほど予算の無駄が見つかったのかどうか、見つかるのかどうかということを私は……。お金を使ってですよ。ただでやってくれる、ボランティアでやってくれるんだっいたらいいですけども、町のお金を使ってやるということですので、そこに私は危惧を抱いているわけです。

その点、どうですかね。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 私も16年やってますから、よく16年間の予算の反対とか、そういうこともよく調べてください。すべて賛成だったっていうことではありません。で、行革の問題は、ずっとやってきたつもりです。藤井議員より私のほうが長いわけですから、あなたが知ら

ない分も随分あるわけですよ。なかなかね、きれいごとと言っても、藤井議員だってなかなかそこを乗り越えるっていうこと、なかなか難しい点はあるじゃないですか。

〔「議長、おかしいよ」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君） いやいや。やっぱりそこにいろんな人と人との関係が出てくるわけですから、そこは難しい面もありますよ。だけど自分なりに一生懸命やってきたつもりです、議員。今もこの4年間、いろんな問題ありますけど、ね、あとどうのこうのじゃないですよ。4年間一生懸命やろうと、そう思っているだけです。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） この問題もまた、これ平行線ですね。これね、平行線だけでも、我々は少なくともチェックをする義務があるんでね。だから町長だから何でもすべてできるというわけではないことだけは確かですのでね、それで先ほども申しましたように、客観性がないで違法行為であるということもね、我々は思ってるんで、そういうことがないように、これはもう監視をしていきたいというふうに思っていますので、この3番目の質問は以上で終わります。

それと次、4番目に入っていいですかね。

○議長（佐藤幸明君） はい、どうぞ。

○10番（藤井孝幸君） では4番目、これはですね、私がちょっと気になっていることなんですけども、町長の18の約束の中に、高齢者福祉がね、何か子供とシルバーはあるんですけど、高齢者福祉、私高齢者福祉に非常に興味を持っているんで、高齢者福祉が……。確かにマニフェストちゅうのはね、全部が全部網羅しているという必要性があるとかちゅうのは全くそれは思っておりません。

ただ、私が興味を持っている項目が入ってないんで、少なくとも阿見町はですね、近隣のつくば——高齢者福祉ですよ、高齢者福祉は近隣のつくば、それから土浦、龍ヶ崎、すべて美浦も含めてですね、高齢者福祉ちゅうのは非常に進んでいるんです。サービスのメニューもたくさんあります。これは前町長が努力したおかげだというふうに思います。サービスのメニューもたくさんあります。よそに比べても全然引けはとりません。

それに天田町長の高齢者福祉に対する考え方が、やることが載ってなかったもんですから、どういうふうに考えているかをお聞かせください。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それではお答えします。高齢者福祉施策についてお答えします。

高齢者の福祉施策につきましては本当に藤井議員は社会福祉協議会の局長、そしてまた今理事とかそういうお役をやっていますんで、いろんな面でもう精通しているわけです。私も4つ

の誓いの中で、「日本一元気なシルバー世代がいるまちを」ということで掲げております。その中で、シルバー世代の仲間づくりや健康づくりのため、生きがいくくり事業を行って元気な高齢者を増やしていきたいと考えは持っております。

具体的には、シルバー世代が、地域で生き生きと暮らすことができるような支援策、そのための環境づくりが必要であります。まず、高齢者の知識・経験を活かし、生きがいと健康づくりのための多様な地域活動、これを行い、老後の生活を豊かにするとともに、明るい長寿社会づくりに資することを目的としたシルバークラブの結成であります。シルバークラブの名称は、本年度シルバークラブ連合会総会において、老人クラブから変更されたものです。

シルバークラブは、行政区を単位として組織されており、健康増進事業・社会奉仕事業・教養講座事業の3つの柱を中心としながら、地域社会づくりに活動しております。現在、31のシルバークラブが活動しており、未設立の行政区に対しては、各行政区の高齢者の同好会等の団体に関する情報の収集を行い、単位シルバークラブ設立に向けた趣旨説明をシルバークラブ連合会事務局と協働して行ってまいります。また、広報あみ等にシルバークラブの活動を紹介するとともに、単位シルバークラブ会長やシルバークラブ連合会事務局が協働して支援を行う体制づくりを行っていきたく思っております。

また、シルバー人材センターでは、活力のある長寿社会を実現するため、高齢者の豊かな知識・技能・経験の活用による臨時的かつ短期的な就業や、社会参加活動の機会を積極的に確保することを目的に行っております。シルバー人材センターを活用することにより、高齢者が意欲や能力に応じて積極的に雇用就業・社会参加ができるよう、地域に密着した魅力あるセンターづくりを指導・育成してまいります。

高齢者の健康づくりとしては、介護保険の円滑な運営と利用者のニーズに応じた介護基盤整備を図るとともに、要介護要支援にならないよう介護予防事業として、健康体操、シルバーリハビリ体操等を実施しております。引き続き事業の拡充を図ってまいります。

また、高齢者の生活支援サービスにつきましては、愛の定期便事業や緊急通報システム事業などさまざまな事業を実施しておりますが、必要な高齢者に対し、必要なサービスが適切に行えるような関係機関と連携を密にして推進していきたいと考えております。

今後とも藤井議員の、高齢者・介護、こういう問題に対しては、助力をよろしく願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） ちょっと私の質問が悪いのか知らんけど、私はシルバーのこと言ってるわけじゃないんですよ。シルバーの世代というのは、元気で働いているんですね。働いたり活動してる。私の高齢者福祉というのは、今までね、地域社会それから一生懸命やって、女

房子供を育てる、で、図らずも年齢とともに足腰が弱くなって動けなくなったり、デイサービスにお世話になったり、訪問介護のヘルパーさんにお世話になったり、そういうことを高齢者福祉と通常言うんですが、そのシルバーのことは、元気な人はそれはそれでいい、町長のやり方はそれでいいんですけども、それは18の約束の中に入ってますからね。

私がない、この約束のほかになんかもう高齢者福祉をお聞かせ願いたい。どういうふうな考えを持っているのか。そういう足が動かなくなるとか、施設に入ろうとか、家庭で面倒見ようとか、ヘルパーを入れましょうとか、そういうときの、そういうことになった人に対して、どういう考え方をしているかという、どういうフォローの仕方、支援の仕方を考えているのかということをお伺いしたかったんですよ。

今、私はそういうつもりで質問書を出したんですが、どうですか、その点。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） やっぱり質問の趣旨がきちんと決まってないと、答弁のほうも何を答弁していいかわからないわけですから、それはやっぱり担当課ときちんですね。今一問一答方式になってから、議会はやはりそういう担当課との打ち合わせっていうのが必要だということやってきたわけだから、もう少し担当課と藤井議員が思っている問題、それをやっぱりきちんと問題提起をして、それに対しての答弁という形になるわけですから、やっぱり趣旨が違えば今答弁どうのこうのって話にならないんですから、よくそういう面ではですね、担当課との、やっぱりコミュニケーションを図ってきちんとやっていただきたい、そう思います。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） あのね、私の趣旨が悪いということを言われれば、私もちょっと反論しなきゃいかんのかなやけども、高齢者福祉施策というのは65歳以上のことなんですよ。ね。シルバーは60歳とか、元気な人は70歳でもいいですよ。だけど通常高齢者というのは、これは世界的に65歳以上が高齢者になっているわけですよ。

この高齢者福祉というのはシルバーは指さないんですよ。その65歳以上の人をどう支援するかということが施策なんですよ。それを私は聞いているのに、その私の答弁書の出し方が悪いなんて、それはとんでもない話ですよ。この高齢者福祉を理解してない人がどうするんですか、回答して。65歳以上のことを高齢者ちゅうんですから。

高齢者福祉、ああそうか、特別養護老人ホームに入っている、ヘルパーを使ってる、介護保険使ってる、そういう人を想像するのが当たり前。シルバーを想像する人なんていませんよ、プロであれば。そういうことなんですよ。

だから、しっかりしてくださいよ、本当にもう。しっかりと答えてもらわないと私も、私の

質問の仕方が悪いなんか言われたんじゃないでしょうがない。これもまたかみ合わないのか。ね、だから言葉の意味をよく理解……。これは意味の理解なんてないんです、通常だから。だって民生部長なんかわかっているよ、それ。だれが書いた回答書かわかりませんが。

これはまた別の機会にやりましょう。ね。今やっただけ答え持ってないもん。シルバーの話したって答えにならない。

〔「民生部長がいるんだから答えられる」「民生部長が幾らでも答えられる」と呼ぶ者あり〕

○10番（藤井孝幸君） いや、おれは町長に聞きたいわけ。町長がどういうことを……。18の約束の中にならぬから聞いてるんじゃない。民生部長の答えなんか聞かなくてもわかってますよ。町長だから、18の約束があるから、その中にならぬからどういう所見を持ってるかって私は聞いてるんです。

〔「それは町長じゃなく部長でもいいんだよ」と呼ぶ者あり〕

○10番（藤井孝幸君） ね、それを聞いてるんですよ。部長の答えはわかってますよ、それは。

○議長（佐藤幸明君） はい、町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） あんまりはっきりしたこと言っちゃうとね、すぐできないってこともありますが、やはり12年度から随分施設の拡充っていうか、特別養護老人ホームもいろんな面が変わるようですから、そういう面でもやはりまだ町には、そういう面でね、施設が足りないんじゃないかなという思いはしています。

で、あと痴呆、これは今から考えなけりゃいけないんですけど、初期の痴呆症、やはりこれを少しでもおくらせるような、そういう施策も出てくるのかなと思います、来年度あたりには。それはやっぱり県立医療大の先生との話し合いの中でつくっていききたいなと、そういうものもやっていきたいと思っています。

余りね、すぐできることとできないことあるんで、そういうことを考えながらやっていきたい、そう思っています。

○議長（佐藤幸明君） はい、10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） そういうことなんです。施設が足りないと、こういう答えがね、私は待ってたわけですよ、シルバーの話じゃなくて。で、確かにですね、これから高齢者がね、新しく特別養護老人ホームが阿見町にもありますよ。老健もあります。だけど、高齢者はどんどんどんどん増えていくわけですね。これはもう介護保険制度は今度見直しますけども、見直しの検討作業に入りますけども、そういう施設が足りない弱った人のために、何が町としてやるかということをおれは聞いたかったんです。これはまた、詳しくはまたね、別の機会に意思の疎通を図りながら質問させていただきますので。

次の質問に行きます。5番目の質問です。町長は議会と執行部との関係をどのように考えているのかをお尋ねいたします。私の冒頭の質問で、町長のスローガンである笑顔を増やす町と、このスローガンは町民向けのみなのか。我々も町民ですからね、議員は余り意識していないのかどうかということなんですけども、我々に若干笑顔が消えてきているわけですね。

それで町長は、議会に説明する、理解を得るといような姿勢で、これからもやっていくのか、それとも鹿児島県の阿久根市長みたいに専決処分、専決処分で議会も無視してやっていくのか。私は議会と町長・執行部との関係は車の両輪だと思っているんですね。それでそれにはアクセルもついてる、ブレーキもついてる、当然ハンドルもついてる。時には加速もするし、ブレーキもかけますよ。そういう車の両輪であると思っております。だから当然チェックもするし、協力もします。だけど、今まで町長が就任して以来、どうも何かこう軽視しているようなね、言動も見れるし、ちょっと心配はしてるんです。だから、その点をこれからもそうやっていくのかどうかをお尋ねいたします。

〔「議長、今の質問で」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

〔「質問してんだから」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君） お答えします。

よく河村たかしさんが言いますけども、議会のほうが執行部より強いんだ、議案出して反対できるのは議員だ、議会だと。

〔「違うよ」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君） いや、そのとおりですよ。そういう話をしますね。まあ、それはさておき、議会と執行部の関係についてお答えいたします。

憲法第93条第2項では、地方公共団体の長と議会の議員については、住民が直接これを選挙することが定められております。藤井議員もよく御存じのように、地方自治体は、執行機関の長と議事機関である議会の議員をそれぞれ住民が直接選挙で選出する二元代表制をとっており、執行機関と議会は独立・対等の関係に立ち、相互に緊張関係を保ちながら協力して自治体運営に当たる責任を有していると認識しております。非常に緊張関係を持って、いい状況ですね。

私も昨年12月まで議員の皆様の同僚という立場にあり、今回、町長として執行部の一員となりましたのでよくわかりますが、議会も執行部も、阿見町の大きな発展と町民福祉の向上を願うという共通の立場、目指すべき方向性には違いないと確信しております。

したがって、私は、議会の意向について、議員皆様の御意見をいただきながら町政を進めたいと考えております。これからも町民及び議会の皆様とよく相談しながら、職員一丸となって町政を執行してまいりたい決意であります。そういうことで、よろしくお願いたします。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 安心をいたしました。そうなんですよ。やはり議会と、それは意見は対立することがありますよ。だけど私は4万7,000の町民が幸せになればいい話ですから、何ぼ議会と対立したとしても。だけどお互いに、車の両輪ですからチェック機能を果たしながら、執行部は執行部で一生懸命やっていたらいいというふうに思います。

で、最後の質問でございます。町長ここにですね、町長はこういうふうに言っているんですが、「住民の目線で町民の常識を議会の常識に」を政治理念として一貫して議会改革の先頭に立ってきました。そして、政治倫理条例の制定、定数の削減、報酬の減額など議会改革のために全力を尽くしてまいりますというふうに書いているんですが、これ、まだやるんですかね。

○町長（天田富司男君） いえいえ。失礼しました。

○10番（藤井孝幸君） いやいや、だってね、これ読むとね、報酬の減額は……。いいですよ、町長の考え方だったら、もちろん我々は受けて立つんですけども、政治倫理条例の制定、これはもう制定してますよね。定数の削減と報酬の減額など、議会改革のために全力を尽くしてまいりますというふうに書いているんですが、これはさらに続けるんですかね。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） どうも失礼しました。これは自分が議会のときに、そういう形で行動してきたということで、その文面が誤っております。どうも失礼いたしました。

○10番（藤井孝幸君） わかりました。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 文面が誤っているということで、町長は町長でこうやってやってもいいんですけどね。当然やってもいいんですけども、文面が誤っているということで、私ももう質問はやめます。

で、今まで質問したことはですね、私も1問から5問質問いたしました。これからも一議員として町長に協力するところは協力するんですが、ただ1項目のね、ああいう我々から見れば違法的な行為ね。

○町長（天田富司男君） それは、違った質問してるわけだから。

○10番（藤井孝幸君） いやいやいや、ああいう行為だけはこれからは、何も町長の専決処分という権限はあるけども、なるべく控えていただいて、先ほど言ったように、議会と一体となって4万7,000の町民のためにも汗を流しましょう。我々も協力するぐらいします。

ということで、以上で質問を終わります。

○議長（佐藤幸明君） これで、10番藤井孝幸君の質問を終わります。

次に、9番浅野栄子君の一般質問を行います。

9番浅野栄子君の質問を許します。登壇願います。

〔9番浅野栄子君登壇〕

○9番（浅野栄子君） 皆様、おはようございます。

通告に従いまして、阿見町の地域公共交通の未来像は、について質問させていただきます。

平成21年第1回議会定例会において、阿見町の地域公共交通についてを質問しております。その時点では、まだ施行の方向性が見えてきませんでしたので、早期実現を願う多くの方の声を再度届けることにいたしました。国土交通省が19年10月に、地域交通の活性化及び再生に関する法律を施行し、次年度30億円の予算を計上し、地域公共交通活性化再生総合事業を創設しました。

この事業は、世界的不況に相まって、利用者数の減少や道路運送法の規制緩和の影響などで収益のない鉄道路線の廃止や路線バスの運行減便などが相次ぎ、交通不便地域や交通空白地域が著しく増加しました。日常の生活に欠くことのできない移動手段を失ってしまうこの現象に素早く対応して、地域における交通の復活支援対策として創設したのであると考えます。

我が阿見町もまさに交通空白地帯が広がりつつあります。いいえ、郊外のほとんどが空白地帯となっています。交通弱者と言われる高齢者や障害をお持ちの方、高校生を含め、町の住民の日常生活は大変不便を来しております。不便を強いられて大変な現状でございます。

平成20年の高齢化率は22.0%、これからますます高齢化の進む我が町です。この交通網の問題は、より多くの人にとってますます深刻化していくのは当然であります。施行令が発布された後、地域公共交通問題は2年の間に全国の多くの市町村が素早く取り組み、その状況は新聞で報道されていきました。

国土交通省へ公共交通活性化再生総合事業を申請し、認定を受け、補助金を受け、調査計画を立て、施行に移るわけではありますが、茨城県でも20年度にはひたちなか市、古河市、日立市、常総市ほか7市町村が、21年度にはかすみがうら市、土浦市、つくば市、古河市、常総市ほか7市町村、そしてその中に阿見町も認定を受けておりました。しかし、認定を受けたにもかかわらず素早い対応はできませんでした。

現在では小型バス、ワゴン車とコミュニティバスとして、地域を走る地区循環型運行か、または経路変更可能なデマンド型運行か、試行錯誤を経て本格的に実施開始し、定着しつつある市町村が増えてまいりました。町の補助に加え負担金など住民や企業の経済的協力を得て、持続可能な運行体制を構築しなければなりません。無料だと言っても不便を感じるより、有料でも便利であることを望むのは当然でありましょう。受益者負担といわれている昨今です。無料で乗りましょうなどと思う人はいないのではないのでしょうか。

既存の路線バスを保管し、地元のタクシー業者を活用し、交通空白地域を解消し、そして高

齢者や障害をお持ちの方、高校生、住民の日常生活を支える足となる役割を担う地域公共交通事業は、とてつもなく大きな事業であります。阿見町近隣で本格的運行を開始し、地域の人々の移動手段として定着しつつある市町村は、つくば市、石岡市、土浦市、美浦村、稲敷市、牛久市、龍ヶ崎市など、まさに周りはほとんど実施しており、その町に合った公共交通機関と運行形式で住民に好評を得て喜ばれております。

これら近隣を見回し状況を見ますと、阿見町はこの対応に遅れの感があることは否めません。しかし、当町も地域公共交通活性化協議会を立ち上げ、平成21年11月から22年1月まで社会実験として施行運行も実施することで、着々とという表現が合うか合わないかわかりませんが、動いているのはわかりますが、大変スローであります。しかもその実態、町の地域公共交通の将来像が伝わってきません。早急な対処を望んでいる町民にとっては、一日も早く交通体系施行の早期実現に切実な思いを込めております。

6月の一般会計補正予算に2,874万円の公共交通推進事業としての予算が計上されました。第5次総合計画後期の基本計画にも公共交通推進が記載されております。これからどのように推し進めていくのか、阿見町の公共交通の将来像はどのように構築していくのでしょうか。お考えをお聞かせください。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 浅野議員の質問にお答えいたします。

まず初めに当町の公共交通の現状についてですが、全国的な路線バスなどの縮小の状況と同様、ここ数年、採算性の悪い需要の小さな路線の廃止や縮小の動きが広がり、民間バス路線業者から赤字路線の廃止申し出が相次いでまいりました。

これに対しまして町では、小学生などの通学において補てん措置や廃止代替バスの運行を行いながらの路線確保や、また、平成9年度から運行している福祉巡回バスの継続運行など、町民の移動手段の確保に努めてまいりました。しかしながら、現状の公共交通体系では必ずしも町民のさまざまな移動のニーズに対応できるものではなく、新たな公共交通を整備することが不可欠となってきたわけであります。

このようなことから、平成20年8月に阿見町地域公共交通活性化協議会を設立し、町内の公共交通の総合的な改善を図るためのさまざまな検討を行い、平成21年度は事業を実行していくための指針となる阿見町公共交通総合連携計画の策定に取り組んできたところであります。この連携計画におきましては、達成する目標として5つの課題を掲げております。

まず1点目は、荒川沖駅にアクセスするバス路線の充実であります。これは主に通勤・通学における常磐線利用の利便性の向上を目的とするものであります。

2点目としましては、地区内の短距離移動を支える交通手段の整備であります。これは主に高齢者の地区内での買い物など短距離の利用を対象とし、現在の福祉巡回バスでは遠回りになってしまうという課題の解決を図ることを目的とするもので、コミュニティバスなどの地区循環型運行を想定したものであります。

3点目は、各地区の居住者の中央地区への公共交通整備であります。これは主に高齢者を初めとした車を持たない方々の買い物や通院などの移動手段の確保を目的とするもので、特に居住密度が低い地域において、定時定路線のバス運行が非効率的であるような場合、利用者から電話などで予約があった場所のみを運行する形態で、路線変更可能なデマンド型運行を想定したものであります。

4点目は、観光等の来訪者のニーズに即した目的地を結ぶ交通の整備であります。これは、あみプレミアム・アウトレットや予科練平和記念館への来訪者の利便性を図ることにより、観光等の事業と町の活性化に寄与する公共交通整備を目指すものであります。

5点目としましては、工業団地通勤者向けの公共交通整備であります。これは、各企業が駅とを結ぶ通勤バスなどを運行している現状に対し、道路や環境への負荷軽減を図るため、運行の共同化や路線バスへの転換を目指すものであります。

以上、町の公共交通の改善を図るための指針であります。

御質問の阿見町の公共交通事業の将来像についての考えであります。ただいま申し述べました5つの課題が達成できた姿こそ、当町における公共交通の将来像であり、この達成のため順次具体的な事業に取り組んでまいりたいと考えております。

その第一歩としまして、今年度は公約にも掲げましたデマンド交通の運行をスタートさせ、高齢者を初めとした車を持たない方々の買い物や通院などの移動手段の確保を図っていききたいと考えております。

今後、一層少子高齢化が進展していく中、年をとっても安心して地域で暮らせる生活環境の確保、高齢者にとっても安全で安心な外出を可能とする移動環境の確保、町の活性化を支える地域の人々の交流促進、そして、子孫の代への負担ともなりかねない地球環境への負荷の軽減などの多様な影響を考え、阿見町の公共交通の総合的な改善を進めてまいります。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） 御答弁ありがとうございます。今までの調査の結果5つの課題がありましたということがありましたが、本町にデマンド交通のほうで取り入れてみたい、試行してみたいというお話がありましたが、デマンド交通のシステム、またはデマンド交通について、

具体的にどのようなものかお知らせをお願いします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。ただいまの答弁でも申しあげました公共交通の活性化協議会の中でいろんな課題の整理をしてきまして、その中で昨年11月から今年の1月まで社会実験——これはコミュニティバスですけども——、こういった社会実験もやってきてまいりました。その結果、コミュニティバスの需要は思ったほど多くなかったというようなこと。

その原因の1つとしまして、決まった時間に決まった路線を走らせるバスのときの需要はかなり限定的だということ。それをまた利用者の方に合ったバスの台数、それと路線を増やしていくということになりますと、数が、社会実験でかなり需要の数を把握しておりますけども、その数に合った費用対効果という点でちょっと問題があるということで、デマンド型交通がいだろうという方針になったわけでありまして。

で、このデマンド交通ですけども、今年度の末ですね、具体的には来年の2月か3月にスタートをさせたいというふうに考えております。10人乗り程度のワゴン車両を使用して、予約型の乗り合いタクシーということで予約を受けまして、それに基づいて御希望のところに送迎するというような形を考えております。

実際の運行といいますか、事業は、公共交通活性化協議会のほうで行う予定でございます。今、浅野議員からもお話ございましたとおり、国の国土交通省の補助——地域公共交通活性化再生総合事業の補助を受けるためには、この活性化協議会の中で事業をしなければいけないということですので、その中で事業をしていくということでございます。

それですね、予算のほうは一度御説明しておりますので、先ほどもお話ありましたとおり2,800万円余りということでございます。車両も町のほうで購入しまして、それと車両と運行のシステムですね、予約システム等を整理しまして、それを協議会に貸与する——貸して、それで協議会が運行していくということになります。実際協議会のほうも業者の方に委託して、バスを走らせる場合は委託するという形になってくるかと思っております。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） デマンド型の交通についてもっと具体的に、例えばそのタクシーが戸口から戸口にちゃんと来てくれるのか、それからそのタクシーは何台用意するのか、どんなタクシーなのかそれもちょうと。

それから、その中にですね、やはり予算が出たわけですから素案として持っているわけですよ。素案の中にある運行形態または運賃は、それから事業の計画、それから運行開始時期は

大体まあ今2月ごろとおっしゃいましたから、事業費や人件費、それからそこで使う人件をどのようにお願いするのか。その辺を詳しくお願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 予算ですすね、おおむねの予算はとっておりますけれども、計上しておりますけれども、実際の運行につきましては、先ほど申し上げましたとおり活性化協議会の中で決定して進めていくということですので、詳細につきましてはまだ決まっていないということでございますけれども、今考えている大体の概要を申し上げたいと思います。

まず実施の期日は、先ほども申し上げましたけれども、今年度中ということ、具体的には平成23年の2月か3月ごろということ。で、運行の形態が具体的にどこからどこまでとかですすね、という話がありましたけど、そういった詳細につきましてはまだ決まっておりません。デマンド型の交通ということで、予約型乗り合いタクシーというんですか、そういったもので考えております。

ですので、電話予約を受けまして予約場所に迎えにいきまして、御希望の目的地まで送り届けると。あと町内に限ったというふうに今のところ考えておりますけれども、そういった形になります。それと料金なんですけれども、これもまだ協議会で決定する事項ですので、私どもで勝手に決められないというところがあるんですけれども、他の市町村の例を見ますと、片道300円から500円の間でございます。

あと予算の中でですすね、今のところ車はですすね、10人乗り程度の車を2台購入するという予定でございます。そのほかに予約システムの購入、それと運転手の方とか予約システムのオペレーターの方が必要になりますので、その方の研修がございまして、それからそのシステムの保守点検ということ、そういった費用を、経費を今回の補正予算で計上をいたしております。

○議長（佐藤幸明君） はい、9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） デマンド型は2台とおっしゃいましたけれども、私、美浦村ですすね、美浦村1万7,000強の人口に2台、1日平均14人ぐらい使用していて、大変活発に動いていると。1万7,000の人口で、こちら4万7,000。大体3倍ぐらいにありますけれども、2台で、運行が2台で、阿見町2台で事足りるのでしょうか。不足するとは思いませんか。この点はいかがですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 今、浅野議員、美浦村の例を出されたということですが、美浦村さんは美浦村さんで長い協議の経過の中と地域性の中で、そういった台数が出てきたかと思っておりますけれども、町では今のところデマンド型交通を始めるということで、2台を購入して、業者の方に委託して運行してもらおうということを考えております。

で、2台でやってみるということを考えておきまして、その実際の運行で需要とかですね、実態を考えながら、さらに増やすケースもあるでしょうし、町で考えておる10人乗りの車が、規模として、大きさとして適当なのかどうかというのも、やってみなければこれはちょっとわからない部分がございますので、さらに委託する業者のほうでも、本来はその業者の方に車を用意していただいて、それで運行してもらおうということも本来の形ですので、そういったことを含めまして、今町のほうで購入するのが2台ということでございます。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） 前に戻りますけれども、初めのころはコミュニティバスというお話がありました。このデマンド式に決めた、そのわけは何でしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。社会実験でコミュニティバスを約3カ月走ったわけですが、具体的に荒川沖と、荒川沖駅、荒川本郷周辺から阿見の中心市街地まい・あみショッピングセンターのルートですね。それと阿見のまい・あみショッピングセンターから中央公民館までを、市街地を中心にとということで、地区内の短距離移動を支える交通手段の整備という先ほどの課題の2点目の検証を行ったわけです。

実際の乗車の人数だったんですけれども、数字をとってみますと1日の平均乗車が47人、平均で47人という結果になりました。で、この数字のとらえ方なんですけれども、そのほかに福祉巡回バスをやっていますので、この福祉巡回バスも町内全域をやっています。時間の問題とかですね、ルートの問題がありますけれども、週4日やりまして、この平均、1日の平均をとりますと21人ぐらいということで、合計しますと約70人程度ということになります。これが阿見町の1日の需要というふうに考えております。

このコミュニティバスの場合は、先ほどから申し上げてますとおり、時間が決まった、路線も決まっている、定時定路線の運行だと。福祉バスもそうですけれども。ということをお考えますと、ほかに民間の公共交通——タクシーや路線バスを使っている人とか、それから家族の送迎で動いている人ということをお考えますと、多少この70人よりも多くはなると考えられますけれども、それでも100人まではいかないだろうというふうに予測しています。

で、この程度の乗車の方をこのコミュニティバス、さらに台数を増やして、さらに路線の本数を増やしてやっていくことは、ちょっと費用対効果では問題があるだろうという結論になりまして、それで一番阿見町の特性に合った交通システム、この課題の5つの中で特性に合った交通システムで町内全域の需要にこたえるシステムはデマンド交通だろうというような結論に達して、まず先行してこれを実施するものでございます。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） 先ほど3カ月走った、その結果、大変乗る方が少なかったというお話がありましたが、前に渡されたこのルートですね、企業バスを使った、または乗る時刻、そういうものが大変、大通りでありながら、そしてこれに乗れない方が多かったんですよ。町の郊外のほうの方は全然これに関係ありませんでしたから、これを見て乗り方が少なかったからコミュニティバスじゃなくてデマンドにしたと、そのような御理解ではおかしいのではないかと思うんですね。

町のアンケートをとったというお話がありましたけれども、アンケートの結果やっぱりデマンド交通が多かった、そういう結果が出たんでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） まずアンケートはですね、いろんな角度から調査をしておりますので、いろんな要望が出ております。それでこの社会実験のことなんですけども、乗られる方が予想より少なかったということなんですけども、この社会実験、地区内の短距離移動を支える交通手段の整備という課題の中で社会実験をやったものですので、補助の制約とかもありましたので、こういった形になったわけなんですけども、調整区域を対象にしたものではなくてですね、2つの市街地——阿見中心の市街地と荒川沖の市街地、そこを中心とした利用者の方の状況を把握するというのが主でございましたので、その結果で乗るという方は少なかったんですけども、いろんなデータはとることができたということでございます。

具体的に申し上げたほうがいいですか、データを。

○9番（浅野栄子君） はい。

○総務部長（坪田匡弘君） このデータはどこに行きたいか、ルート沿線のどの地区からの利用が多いか、年齢層はどうかなどの傾向をとらえることができました。

で、まずBルート——中央公民館からまい・あみショッピングセンターですけども、このルートではまい・あみショッピングセンターでの買い物や公民館まほろばなどの公共施設の利用が多かったという傾向がありました。この半面、東京医大の利用は余り多くないという状況でした。この理由としまして、このBルート、中央地区だけのルートだったものですから、比較的医療機関に恵まれた地域であるということで通院が分散してるということが考えられますし、そのほか近くなのでバスを利用しない方もいたという結果なのかなというふうに考えられます。年齢層は65歳以上の人が多い状況でした。

一方Cルートですけども、本郷ふれあいセンターからまい・あみショッピングセンターのルートですけども、この状況、傾向ですけども、中央地区のまい・あみショッピングセンターまで買い物に行く人が大変多かったということです。で、どこから乗られるのかという、その地区なんですけども、筑見団地とかシンワ団地から乗られる方が多かったということございま

す。

やや団地の高齢化が進んでおりまして、買い物を阿見のほうに、まい・あみショッピングセンターにも行きたいんだけど、なかなか不自由しているということが考えられるかと思えます。あと、東京医大の病院ですね、を利用される方が多いということがわかっております。

それと年齢別。年齢の調査も運転手さんが見た目の調査なんですけども、先ほどのBルートは65歳以上という話をしたんですけども、このCルートでは65歳未満の人の利用割合が高かったというような傾向がつかめました。

調査ではこういったデータを得られております。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） 大体そのデータは市街地というお話がありましたけれども、本当にこの交通がですね、欲しいのは、郊外の交通空白地帯の方なんです。ですから、そのアンケートの結果、前にアンケート調査しましたよというのを見ましたけれども、3,900人アンケートをやりましたけれども、返ってきたのは1,521人の38%にすぎないと。

大体2,000人がいれば、その状態はわかると思いますけれども、1,521人で阿見町のこの実態がこれで把握できたと、そのように思っていたのではちょっと困るのではないかと思います。この実態を調べるのには、やはり空白地帯における郊外のそういう地域にみずからですね、足を運んで町民のお話を聞いていただきたいと思えますけれども、そういう機会をつくって聞いていただけますでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 浅野議員の御指摘もごもっともだと思いますけれども、今回の地域活性化協議会での総合連携計画という1つの町の理想像といいますか将来像をつくっている経過の中では、今申し上げましたアンケート調査とその社会実験——かなりの経費を使っておりますけれども、そういった社会実験、そういったものを通して、町民の方の需要を把握したということでございます。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） 今、私が申ししたのは、その空白地域に行って住民の方と直接お話し合いを持っていただけますでしょうかと申し上げましたけれども、いかがなんでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 町の地域公共交通の計画をつくるということで、地域活性化協議会の中で方針を決めておりますので、その中の方針に従って私どもはやっていると。で、今申し上げたようなアンケートとか社会実験を行いまして、町の中の傾向はつかめるということで実施したものでございます。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） 地域協議会の、その委員の方じゃなく、町民のための活性化の地域公共交通ですよ。ですからやはり、その代表の方の意見もちろんそうなんですけども、本当の本音を言える地域の方の意見を聞いていただきたいと思うんですね。やっぱり聞いていただきたいと思いますけれども、そのような機会はつくっていただけるのでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 町全体の計画を今つくっているということで、何度も繰り返し申し上げますけれども、一定のルールの中でやっておりますので、これはもう活性化協議会には国土交通省の方も茨城県の交通対策の専門の方も、当然高齢者の方もPTAの方も入っておりますので、こういった中の一定のルールの中できちんとつくっておりますので、これが方針に基づいてやっていることでございます。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） では、確認します。そのデマンド交通のタクシーは、戸口から戸口にきちんと来ていただいて、予約をして、それでその目的に行くということでございますね。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 先ほども申し上げましたとおり、具体的には今から活性化協議会にお願いしまして、その中で本当に詳細を決めていくということでございますから、今申し上げましたとおり、予約型のタクシーということで予約を受けまして、そちらにお迎えに行きまして、それで目的地にお送りするというので、それ以上の具体的にとこはまだ決まっております。

○9番（浅野栄子君） 家まで迎えに来てくれるんですね。来ない。

○議長（佐藤幸明君） はい、9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） はい、わかりました。それでは、やはりこの地域公共交通は、地域の活性化も図るわけでございますね。先ほど業者とおっしゃいましたが、やはり業者には業者の選定はどのようなお考えでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 決まりごとがありまして、もちろん運行するのは免許を持っている方しかできないということで、町内のタクシー業者の方をお願いするというので、もうある程度決まりの中でそういう方向になっているということでございます。

○議長（佐藤幸明君） はい、9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） やはり地域の業者を使ってですね、地域が活性化するための方策でよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、その次ですけれども、今まで福祉バスがありましたね。皆さんからは不評ですね、大体いつも空気を運んでいる状態だと。そのような状態にあったわけでございますけれども、やはり町はPDCAのね、プランそれからチェックをしながら、また新しくすると。それにもかかわらず、ずっと同じ状態でこれまでやってまいりました。5年間の契約が来年で切れるということですが、この福祉バスの運用・活用はこれからどのようにしていくのでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい、お答えいたします。ただいま総務部長からも答弁ありましたようにデマンド交通に切り替えていくということですので、福祉バスのほうは継続して運行しないと。今年度限りで契約のほうは終わりますので、その後は継続しないというふうな考えでございます。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） 福祉バスのほうは、では廃止するということがございますね。わかりました。はい。それでは、警察とかそれから保健所とか、いろいろ広域的に活動しておりますけれども、そのデマンドですと、美浦村、土浦、つくばと、このような他地域との連携というのはお考えでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 現時点では、6月補正にお願いしております予算の範囲ですので、連携は考えておりません。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） それでは、その協議会がこれから活発に活動し、来年の2月には施行が、完全本格的施行ができるようになるかと約束はできるのでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 今までいろいろ申しあげました社会実験、アンケート調査、それと活性化協議会の中でのお話で、そういう方針でやってきたわけですが、最終的に総合連携計画と——先ほど町長が申しあげました5つの課題を整理していくための総合連携計画、それを最終的につくり上げて、それで実際の事業がスタートするということですので、まだその計画が全部固まっておりませんので、固まってから実施の時期も決まっていくということになります。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） 郊外の町民の方は、もう一日も早く足をですと、病院に行きたい、または障害をお持ちの方、またよちよち歩きの、よちよち歩きというか、なかなか上手に歩けな

い老人の方、そういう方のためには一日も早くこの公共交通を実施していただきたいと強く要望いたします。

それですね、この間このような投稿が新聞にありました。これは阿見町でも切実な声かなと思いますので、読ませていただきます。これはノンステップバス早期普及をということですが、74歳の方です。

退職してから日常生活や旅行先で、それまで無縁だった路線バスをよく利用している。先日はキャリーバッグにつえを持った高齢の女性がバスに乗ってきた。段差があつて乗車に苦労しているようだったので、思わずバッグを持ち上げるのを手伝ったが、余りの重さにこちらも腰を痛めてしまった。女性は足が不自由になってから外出する機会が減り、1回の買い物量が増えて荷物も重くなったという話を聞いて、私にとっても近々に起こり得ることではないかと思った。

最近では低床型バスが増えていると思うが、乗降口に踏み台がなくスロープになっているノンステップバスはまだ少ないと思う。導入に向けては課題も多いようだが、高齢化の一途をたどる我が国の現状を踏まえ早期普及を期待したいと、こういう退職後の方ですね。高齢のためばかりではないわけですね。ある方は、自分の息子が高校に今度行くことになった。高校に行くのにも、自分の近くのそういう交通網がないと。それで、じゃあ霞ヶ浦高校に行くしかないかと。そのように、高校選びもそういう高校生のことでもですね、大変深刻な問題を与えていると、そういう状態でございます。また、筑見団地のある男性は、陸の孤島だと、そのように申ししておりました。

やはり、その郊外にいる方たちの切実な思いをとっていただいて、早急に実施していただきたいと思います。強く要望して、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐藤幸明君） これで9番浅野栄子君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は午後1時からといたします。

午前11時57分休憩

午後 1時00分再開

○議長（佐藤幸明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番石井早苗君の一般質問を行います。

7番石井早苗君の質問を許します。登壇願います。

〔7番石井早苗君登壇〕

○7番（石井早苗君） 皆さん、こんにちは。午後のお食事後の眠い時間でございますが、目をあけて聞いていただきたいと思います。私は2年間のブランクがありまして、町長もかわら

れました。一般質問も一問一答形式になり、何か今浦島の感じがございますが、気を取り直して質問に入ります。

先にお届けしてある通告に従いまして、天田新体制における町のビジョンについてお尋ねいたします。

思い起こせば6年前、一主婦の私が町議にと初めて立候補いたしましたとき、選挙カーで町内を駆けずり回っておりました折に、わざわざ御自身の選挙カーをとめて、私の選挙カーの使い方を御指導いただきましたことは、まことにありがたく今も私は忘れておりません。そして同じ議員の中から町長へと見事に転進なさった天田町長を応援したい気持ちはいっぱいでございます。

そこで昨日、この本会議開催に当たり町長の所信表明があり、拝聴いたしました。もしかして私の質問にはあれ以上でもあれ以下でもないとお答えいただくのかもしれませんが、私には不満でございますので、改めて質問させていただきます。

私がこの質問を提出いたしましたところ、議会では認めていない参与の方からお電話がありまして、ビジョンという言葉は非常に稀有壮大なので、石井の質問するところと答弁がかみ合わないといけないので、しっかりと答えをするためにもとおっしゃって答弁の下打ち合わせのために私の家を訪問くださいました。電話をいただいたときに、私が私のほうからお訪ねいたしますと申し上げましたが、いやいや私のほうから伺いますよとのことでお迎えいたしました。ゆえに、この答弁書ももしかして黒子の参事がお書きになったものかもしれませんので、ぜひとも首長になられた天田町長の思いを御自身の言葉で語っていただきたいという思いで質問いたします。

さきの川田町長は、この町の基盤整備に重点を置かれ、また野口町長は御自身教育界からの転身のためか教育に力を入れられ、また丸山町長は福祉日本一を目指してこの小さい町に保育所の充実をと進められてまいりました。昨日天田町長もおっしゃっておられますが、世界を同時不況に陥れたリーマンショック以来の不況からの脱出に、各企業が懸命なリストラ策をとり続けたおかげでしょうか、発表されている今期の上場企業の決算報告には、おおむね赤字から黒字への転換、あるいは増収と聞いております。また、日銀の短観も政府見解もともに日本経済は緩やかな回復基調を示していると発表されておりますが、最も強く不況の荒波を受ける地方経済、そしてこの阿見町民の生活はどうでしょうか。明るい兆しを感じられておりますでしょうか。

先日6月2日の新聞紙上で、茨城労働局は2009年度の総合労働相談コーナーに寄せられた相談状況では、相談件数は2万1,386件で、労働者と雇用者の間に生じた解雇・いじめ・嫌がらせなどは4,912件もあるそうでございます。これでも明るい兆しが見えてきているのでしょうか。

か。

しかるに、先ごろのアイスランドの火山噴火、続いてギリシャの粉飾決算の発覚による財政危機、さらにポルトガルの緊縮財政の措置など、次から次へと押し寄せてくるグローバルな不況の足音が日本国民を、阿見町民を不安に駆り立て、国内的にも長引く不況と超のつく高齢者社会の進展、低迷する政治への閉塞感を一蹴してほしいとの願いが国政や町政に反映して誕生した町長に、この町の命運を託しております。

が、町長は約束した政策を実行するために誠心誠意努力するとおっしゃっておられ、私は大いに期待しております。が、選挙公約はおおむね総花的にならざるを得ないので、所信表明も公約の実現以外には何も語られておりませんでした。こんな時代だからこそ4万8,000弱の町民に夢と希望を与えるようなこの町の将来について、町長が胸に抱いているビジョンをぜひともお聞かせください。

なお、お届けしてあります質問の2番、3番は、昨日の所信表明の中にありましたので取り下げます。よろしく御答弁をお願い申し上げます。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 石井議員の、天田新体制における町のビジョンについてをお答えいたします。

非常に石井議員とは1期4年、また今回ということで、この度の選挙におきましてですね、当選されたこと本当におめでとうございます。やっぱり再び石井議員とまた一緒に町政を語れるというこの思いは、やはり何か同じ土俵の中でですね、いろんな意見がありますけど、意見を戦わせて、そしていい町をつくっていききたい、そう思っております。今後ともよろしく願います。

○7番（石井早苗君） よろしく願います。

○町長（天田富司男君） 私は「阿見町が好きです」というキャッチフレーズで、長くこの町の議員という職をやらさせていただきました。

阿見町には、霞ヶ浦や谷津、里山に代表される豊かな自然があります。私も、小学生のころは霞ヶ浦で泳いでおりました。また、御存じのように、町内には多数の優良企業が立地しております。雇用や税収等で恵みを受けております。丸山町長を初めとして、町政を担ってきた諸先輩が長期的展望に立ち築き上げてきた財政的基盤の上に、現在私たちがいることを忘れてはならないと思います。

さらに、当町には茨城大学、茨城県立医療大学、東京医科大学という専門領域が異なる高等

教育機関を有しており、人口5万という規模で大学が3つあるという、このような町は全国的にも例は少なく、町にとって大変大きな資源であります。やはり今後、産・学・官の中でのこの位置づけを、やはり私たちこの町が中に入ってですね、企業との連携等を積極的に行っていききたいと考えております。

首都近郊に位置して東京への通勤圏にあるという大変有利な条件にある我が町阿見であります。圏央道を初めとした交通基盤の整備等が進み、さらに発展の可能性に満ちた地域であります。

阿見町は、平成16年、現行計画である阿見町第5次総合計画が川田町長のもとに策定されました。総合計画は、議会を初め、多くの町民の皆様、有識者、職員が、阿見町が直面する課題に対応しながら、阿見町の将来像を思い描きさまざまな意見や要望を反映したものであります。したがって、基本的な方向性は、第5次総合計画に盛り込まれた政策を着実に実施するということでもあります。

私の目指します町づくりの姿は、「持続可能な地域社会」を目指すことでもあります。地域の環境や経済、社会の3つの側面で持続可能性を考慮し、環境面では、自然環境の保護や歴史的景観の保全、公園・緑地の確保など積極的に行い、経済面では工業団地に多様な企業を誘致することによって雇用の確保。今後はこの阿見町が、この3つの工業団地と積極的に連携してですね、やはり雇用の拡大を図っていく、このことはやはり私に課せられたものだと考えております。

私の座右の銘は、「万象我師」であります。いつも心の中に刻み込みながら毎日を過ごしております。

人は人だ、自分は自分だと、別々の生き物だと考えるところに、人の世の不幸が生じる。人は皆、見えない次元でつながっている。他人は自分の心や振る舞いを反映する鏡なのだ。人を改めさせよう変えようとする前に、まず己を改めなければなりません。そういう面でやはり自分にやはり厳しく人に優しい、そういう町をつくらなければならないと、私自身は思っております。

私自身も含め、役場組織や政策を、変化や危機に柔軟に対応できるよう、町民参加も得て常に自己改革していく姿勢を持ち続けていきたいと考えております。

私は政治と行政の原点は、住民の命を守り笑顔を増やすことだと考えております。私は歌が好きです。特に皆さんと一緒に合唱することが好きであります。多くの仲間と楽しいひとときを過ごしてまいりました。合唱はハーモニーが大事であります。ハーモニーはギリシャ語で「一致、連結」を意味し、声を合わせて、力を合わせて、心をつなげて、みんなが笑顔で暮らすことのできる町、こういう町にすることが、私の行政運営の基本的な方針であります。

私の夢であります。

次に、私が選挙の際、先ほどももう施政方針の中でいろいろ述べておりますので、簡単な形で言いますが、やはり自分で約束したこと、特に子供たちの6年生までの医療費の無料化、これはやらなければならない政策だと思います。この問題は、財政当局はやはり非常に大きな金額が毎年毎年かかる。これは民主党の子ども手当と同じように、大体七、八千万毎年かかるわけです。そういう面では本当に財源的に厳しいんだという形のものできました。

しかし、やはりこれは私がやる一番最初の大きな事業であると、予算の中身も変えてでも、これはやらなければならないと、そういう思いで今回決心させていただきました。

やはりいろんな問題があります。しかしやはり前を向いて、私自身が先頭に立ってやらなければ、やはり町はよくなりません。そういう決意で町長選に出たわけですから、皆さんの御理解を得ながら積極的に町づくりに徹していきたい。このことを強く皆さんに訴え、私の考えとさせていただきます。

本当に今日はありがとうございます。

○議長（佐藤幸明君） 7番石井早苗君。

○7番（石井早苗君） 町長ありがとうございました。

この不況の中、町長の思い切った政策を推し進めるお気持ちは大変大事だと思っております。私たち議会も、今、こんなときだからこそ官民一体となって、議会も一緒になって、この町を本当に笑顔の増える町にしていきたいという思いは一緒でございます。ですから、ぜひとも町長もっと議会とも親しくお話をしてください。町長のお話が余りにも少な過ぎる。そして、さっと政策が出てくるので戸惑ってしまうし、どこまで本当のことをやろうとしているのかもわからない。

私たちはやっぱりいいことはいい、悪いことは悪い、本当に誠心誠意対応していきたいというつも思っているわけですから、私は町長の力量というのはこれからでございますけれども、今まで4期16年活躍なさった町長に大いに期待しております。ぜひとも今後とも活躍していただきたい。そのためには議会ともぜひ言葉多く接触していただきたいと思っております。

で、私質問、もう町長がさっきおっしゃった言葉の中に、大いに町長のお心が入っていると感じられましたので、大きな質問はもういたしませんけれども、ケネディー大統領が就任演説でおっしゃったように、「国家があなたのために何をしてくれるかではなく、あなた方があなたの国家のために何ができるかを問おう」とおっしゃっておりました。この「国家」ということを「町」と置きかえればそっくり私たちがこれから実行していかなくちゃいけないことでございますので、ぜひとも町長この中、先ほど町長もおっしゃいました、中島先生もおっしゃっております、この阿見町は本当に循環可能な、循環型社会を構築していくのに適した町でありま

すので、それに向かって持続可能な社会をつくるように努力していただきたいと思います。

質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤幸明君） これで7番石井早苗君の質問を終わります。

次に、18番細田正幸君の一般質問を行います。

18番細田正幸君の質問を許します。登壇願います。

〔18番細田正幸君登壇〕

○18番（細田正幸君） 私は提出しました2点について一般質問をいたしたいと思います。

まず1番目、天田町長の公約である中学3年生までの医療費無料化の実現をという議題でございます。今年の10月1日から茨城県では小学校3年生まで医療費無料化を拡大することに決まりました。この際、阿見町で中学校3年生まで医療費の無料化を行ったらどうかと思います。

天田町長の選挙公約18の約束、町政一新宣言の第1番目に、子どもの医療費負担を無料にします。6年生までの自己負担をゼロにします。中学3年生までは段階的に実施しますと公約をしております。公約は中学生まで無料化ですから、早く子育て家庭の負担軽減を図ったらどうなのかというふうに思います。

この経費については、私3月議会でこの問題を前町長に質問して数字が出ております。6年生までの医療費無料化で4,261万円。中学3年生までで5,717万円という数字が出ております。中学3年生まで無料化するためには、1,756万8,000円を追加すればできるのですから、小出しにしないで、中学3年生まで無料化して、子育て環境日本一の天田町長の施政方針演説の目標にいち早く近づけたらどうなのかというふうに思います。

この点について、どう考えているのか質問したいと思います。

2点目については、水道料の基本料金を……。

○議長（佐藤幸明君） 自席でお願いします。

○18番（細田正幸君） あ、そうですか。

次の2点目については、自席から質問いたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） お答えいたします。公約である中学3年生まで段階的に医療費無料化の実現ということについてでございます。

子どもの医療費負担の無料化につきましては、昨日、所信表明の中で基本的な政策と初年度における取り組みについて御説明申し上げましたが、子育て環境日本一を目指し、子育て世代における経済的負担を軽減するための支援策として、小学6年生まで所得制限を設けず対象年

齡を拡大するとともに、外来自己負担・入院自己負担についても小学6年生までの助成を拡充することとし、今議会に条例の一部改正と10月以降必要となる助成費用額を計上した補正予算案を提案しているものであります。

議員お尋ねの中学3年生までの拡大につきましては、公約の中でもお示ししていますが、対象者の拡大には、毎年経常的に多額な費用が必要であり、そのための財源確保が非常に重要な課題となりますので、厳しい財政運営の中ではありますが、今後、諸事業の優先性を考慮し事業への選択を進めるなど、今後取り組むべき各種事業との均衡を図りつつ、検討してまいります。

なお、3月議会の一般質問の答弁におきまして、県補助金を差し引いた後の対象者拡大における年間必要金額を、小学6年生まで拡大した場合4,201万円、中学3年生まで拡大した場合5,717万8,000円と御説明しましたが、この場合の金額は、3歳未満の外来自己負担金助成を現行のまま継続した場合のもので、そこから県補助金を差し引いた後の金額であります。

したがって、今回の小学6年生まで拡大し、外来と入院の自己負担金助成を実施する場合における県補助金を差し引いた後の必要金額は約7,300万となり、仮に中学3年生まで拡大した場合には9,700万が必要金額となりますので、金額に相違がありますので、御了承いただきたいと思っております。

○議長（佐藤幸明君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 天田町長にお聞きしたいと思うんですが、一昨日のいわゆる子育て環境日本一を目指す、今阿見町の医療費無料化、天田町長が今回提案した小学校6年生まで医療費を無料化すると。日本一を目指すならば、県内でも、私は上位にならないといけないというふうに思いますが、既に茨城県内の44市町村のうちで小学校まで医療費無料化にしているのは既に8市町村ございます。そのほかに中学校卒業まで医療費無料化を実施しているのが6市町村、それから中学校卒業まで入院に限って医療費の補助をしているのが6市町村、合計すると20市町村が、阿見町か阿見町以上の独自の補助制度をつくっているわけですね。

で、阿見町はその20の後から加わるわけですから、阿見町の順位は44市町村のうち21番目つつうことになるわけですね。これでは私は子育て日本一どころか、茨城県でも県一にはならないというふうに思うんですけども、今町長の答弁で、財政的に容易じゃないから検討していくと。検討していくつつうのはやる・やらない、どちらも含まれると思うんですけども、そういう点では、いわゆる天田町長が子育て環境日本一ということを宣言しながら、その言葉とはちょっと離れるんじゃないかなというふうに思うんですけども、その点はどうなんですか。

あと、天田さんの公約を今持ってきてありますけども、中学校までやるつつうことは、私は任期中にやるんだろうなというふうに思っているんですけども、そういうことならばいち早く

子育て家庭の負担を減らすためには、21番目じゃなくて、中学校まで6町村あるわけですから7番目ぐらいに上げないと、日本一にははるか遠いというふうに私は思うんですけども、その点どうなんでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

○町長（天田富司男君） 数字じゃなくて。

○18番（細田正幸君） 数字じゃなくて自分の公約なんで。今の答弁ではやるかやんないかわかんないですよ。

○議長（佐藤幸明君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） はい。あくまでも日本一を目指すということでね、子育て支援が、医療費の無料化がすべてではないということだと思います。特に金額的にですね、やっぱり7,300万という金額が今後毎年、それ以上のものがかかってくるっていうことを考えるときにね、すぐできることとできないこと、それはやっぱり精査していかなければなりません。

今、日本一を目指して中学3年生まで、それはあくまでも自分の目標でありますし、それをすぐできるという考えは持っておりません。

○議長（佐藤幸明君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 私はね、子育て環境日本一、それを掲げたからには、要するに子どもの経費ですね、負担を少なくするっていうのは一番の問題だと思うんですよ。そのうちの子どもの医療費の問題というのは、私はかなりのウエートを占めるっていうふうに思っております。

あと、その中学生までについては私の思いでつつうことになると、思いつつうのはやらないつつうことにもとられるわけですね。ちゃんとこういうふうに公約を掲げて、まず第1番目に子育て、子どもの医療費無料というのが一番最初に書いてあるんですよ。で、中学3年生までは段階的に実施します。入院時の医療費も通院するときの医療費も町が負担しますと。で、その頭には小学校6年生まで医療費の自己負担をゼロにしますと。この公約では中学3年生までは段階的に実施しますと。

で、天田町長の任期は4年ですよ。私は、ああ4年の間に遅くともやるのだなと理解したんですけども、4年のうちにやるならば早いほうが喜ばれますよね。私は早くやったらどうかつう提案をしているわけですよ。

それについて、今の答弁では私の思いですつつうたらば、これは公約は皆思いで、いわゆる民主党の鳩山の公約じゃないけども、沖縄の基地撤去つつうたけども、県外つつうたけども、あれは私の思いで言ったんで勉強したらだめだったつつうふうにならないとも限らないと思うんですよ。

私は、ここの場所で天田町長はぜひ4つの決意ですか、約束、18の約束をやりたいっつって
るわけですから、まず第1番目にこの医療費のことは1番スタートで、いわゆる天田町政のこ
の公約の実現を試されるキーポイントじゃないかなというふうに思うんですよね。それが6年
生まではやったけども、その後は思いですつつたら公約じゃないですよ。だからそれは、4
年の間いつやりたいのかっていうことを私は聞いてるわけです。私は早いほうがいいでしょう
と。

子育て日本一を標榜するならば、小学校までやったって21番目ですよ。半分以下ですよ。ま
あ半分ぐらいですね。日本一を目指すならば私はやっぱり県内で7番目ぐらいには上らせな
いと日本一ははるか遠いのかというふうに思うんですけども、もう一度答弁をお願いいたしま
す。いつやるんですか、中学生までは。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 実際に段階的にやるっていうんですから、いつやるっていう今約束
はできないし、今の財政状況を考えたときにすぐやれる状況かどうかっていうことをやっぱり
考えていかなければなりません。これがすべての政策じゃないっていうことだけは……。ただ
ここ数年の間にやるっていう約束もできませんし、私が4年の間にこのことができるとも限り
ません、これは。あくまでも段階的にやるわけですから。

○18番（細田正幸君） ちょっとおかしいんじゃないの。

○町長（天田富司男君） 段階っていうことは、何年って区切ってないわけだから。

○18番（細田正幸君） だって4年後はないわけですよ。

○町長（天田富司男君） このときに、ただ6年生までの医療費の無料化はきちんとやります
よっていうことを言ってるわけですから、今回それのためにこんだけの財源が本当に厳しい中
でもやはりやるんだということでやらせていただいているわけです。まず3年生までの医療
費の無料化はすぐにできる状況にはないということだけは、お話だけしときたいと思います。

〔「中学校までの希望はあんだっぺよ」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君） 要するに段階的にやろうとしてるわけだけど、今すぐその財源を見
つけける状況にはないので、それは今すぐには答えられないと。何年にやるとかそういうこと
は今答えられない。ただ6年生までの医療費の無料化は、厳しい財源の中でも今回本当に一番
大事な点ですから、これは皆様にお約束したことですから、きちんとやっていきたい、そうい
うことです。

○議長（佐藤幸明君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 私は、まだ選挙終わったばかりで、天田さんの公約ちゃんと印刷に
なってますよね。そうすると、普通一般の市民、私もそうですけども、この18の約束は、要す

るに天田さんの任期中の4年間にやるって約束だっつうふうに認識するわけですよ。それが今の答弁では、中学3年生まではやるかやらんかわからないということでは、私は公約ではないというふうになると思うんですよ。

そうしたらば、そのほかの17の公約もみんなそんなふうに理解されちゃうんじゃないですか。やれるところまでやる。金がなければやれない。これは金もつくってやるということで発表してるから公約になるわけでしょう。で、私が今聞いているのは、イの一番、18番目の一番先にちゃんと小学校6年生までやる。6年生まで今回提案したでしょう。で、中学3年生までは段階を追ってやりますって約束してるんですよ。これは4年間にやりますっつうことでしょう。5年後はわかんないんですよ。今の答弁では、4年間にやれるかどうかは財政上のことでわからない。財政が厳しい云々ということを書いてますけども、既に中学校卒業まで無料化してるところが6町村あるわけですよ。そうでしょう。あと小学校6年生までももっとあるわけですから、そういうことを考えれば私は財政のことを理由に中学校まではできないっつうかね、わからないという答弁は、この公約に対して不親切じゃないかなと。

そういうことを言ってたんでは、この18の約束というのは、まゆつばだと私は理解するしかないですよ。そうじゃないでしょう。あなたは、約束したことは誠心誠意やりますって言うでしょう、前の人の答弁でも。そのことを私は聞いている。だからちゃんと約束してるんですから、中学3年生まで無料化しますと。それいつ……。だから、自分の思いとしては、財政的にめどがつけば来年やりたいとか、もうぎりぎりならば3年後にやるとかっつう答弁がないと無責任だと私は思うんですよ。

今の答弁では、やるかやらないかわかんないっつう答弁になるでしょうよ。それでは幾ら何でも私は天田さんが自分の言葉には正直になりたいとかね、約束は守りたいっつっても、正式の答弁では守らないっつうことになるでしょう。すると、あんたが言ってることとは離れるんじゃないかなというふうに思いますんで、まず第1番目のことなんで、きちんと答弁をお願いします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） もう先ほども言ったとおりです。確かに段階的にやるっていうのは期間を決めてるわけではないんですから。ただ確かに私の任期は4年で……。

○18番（細田正幸君） 期間はあるでしょうよ、ちゃんと4年間という。

○町長（天田富司男君） 4年間ですけど、その中でやるとも……。確かにそういう、この中ではありますけど、今の財源をいろいろ考えたときに、まず6年生までの医療費の無料化を積極的にやって、その後の財源はやはりよく考えていかないとですね、やっぱりこれだけが1つの施策じゃないんですから。まあ、そういうことです。今すぐにこれを何年にやるというよう

なことをここで答弁する状況にはないということです。

○議長（佐藤幸明君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 今、答弁する状況じゃないということは、この18の約束の中学3年生までは段階的に実施しますと。これは約束から外すっていうことなんですか。そういう思いだけで書いたということなんですか。

でね、そういうふうだね、公約をね、私は公約については、今の答弁は後退だと思うんですよ。この18の約束だってできるできないってのはあると思うんですけども、イの一番に書いたやつぐらいは、やっぱり真剣に実行するというふうにしとかなないと、あとの17の約束だって、後になったら何だかさっぱりわからないというふうにならざるを、私は、得ないんじゃないかなと。一番大事な基本的なことなんで、聞いているわけですよ。

あと町民の要望でも子どもの医療費、無料化にしてもらいたいというのも、私ども今度の2月の選挙でアンケートとりましたけども、子育て支援については30%の人が、5番目ですか、5番目ですけども上げているわけですよ。1番目は国保税下げてくださいと、2番目には高齢者福祉、3番目に水道料下げてくださいとつうやつがあるんですけども、町民のそういう思いがあるから、私は公約の1つに入ってるんだらうなというように思うんですけども、そういう点で、ちゃんと公約に段階的に中学3年まで無料にしますということ言ってるわけですから、当然、私は4年間の公約だということに思うわけですよ。

それを聞いてても、何か4年後にやるんだかやらないんだかわかんないと。それでは私は公約にならないんじゃないかなと。で、前段の施政方針演説で述べているように、子育て支援日本一の環境の町にするとかね、そういうこと言ったら、それは言葉だけで現実は裏腹だということに私はなると思うんですけども、その辺はきちんと子育て環境日本一ならば、その施策をやってもらいたいと。それが町民の希望だということに思うんですけども、今のやりとりでは、何か6年生までやるけれども、その先はわからないつうふうに、私は理解せざるを得ないんですけども、それではしょうがないなということに思うんですよ。

〔「町長、事業仕分けやって銭みっかってからでよかっぺよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 今、細田議員が言ったとおり、あと4年でこのことができるかできないか、これはわかりません。今、財源も考えなけりゃいけないし、また子育て支援は医療費の無料化だけではないし、いろいろなものがあると思います。その中で、確かに段階的にと。段階的にということ、4年間の中でやるという、これを約束したわけではありませんし、子育て日本一を目指すっていうことも、あくまでも目指すわけですから、そんなにすぐできるような施策じゃないということは細田議員もよくわかってるんじゃないですか。そんなに簡単

にお金が出てくれば、これはもう私も何でもやりたいですよ。皆さんのためにお金が本当にあるっていうんなら何でもやりたい。だけど、そうはいかないじゃないですか。どこの……。ね、100のパイあったら、その100をどうやって分けていくか。それが98になり95になりっていう、そういう状況を今、財源が非常に厳しいっていう状況はもうわかっているわけですから。

その中でやはり子育て支援を6年生まで医療費の無料化っていうのは、私は相当の、阿見町にとっても財源的にも英断であるし、十分この問題に対しては町民の皆様に理解をいただける、そう思っています。

○議長（佐藤幸明君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 子育て支援については、天田さんの公約でも1、2、3で医療費のほかに放課後児童クラブ、学童保育と保育ママ制度をやりますと。その3つで、いわゆる私は日本一になりますつつうふうに、言葉を信用すればそんなになると思うんですよ。

この中でやはり一番お金がかかるのは医療費の負担を無料化するってのが一番かかるから、私はその3つの中ではメインになるだろうというふうに思っているわけですよ。そのメインの約束の中で、中学3年生まで無料にしますと。これは段階的。天田町長と選挙をやった相手候補は中学生まで無料にしますつつうことで選挙をやっているわけですよ。私は、そういう相手候補の政策のことを考えれば、自分も段階的にやるつつうことを言っているわけですから、当然自分の任期中の4年の中にそれを取り入れると。

これは一般の町民、議会でもそんなふうにみんな理解していますよ。それが議会の公の答弁で、今の答弁では財政上わからないつつうのはちょっと公約に対して不親切じゃないのかなって私は思うんですけども、自分が子育て日本一っていうことを言ってる、掲げてるやつと、その中学3年生まで医療費無料にしますって言ってるわけですから、それは、ここでやりますって言えばいいでしょうよ。できなければ、なぜできなかったかつうことに初めてなるわけですから。

私は、中学3年生までやるのには、あと今計算すれば、2,400万プラスにすれば中学3年生まで無料になるわけですよ。だから、それはきちんと公約を自分の施政方針演説で18の約束はやります、大事にしますと言ってるわけですから、きちんと実行してもらいたい。それは予算は重点的に回せばできるわけですから、イの一番に公約したぐらいはきちんと責任を持ってやってもらいたいなというふうに思います。

もう1度、その公約との関係から答弁をお願いします。で、やらないんならばやらないって言ってくださいよ。公約は、当てにならないつつうことを宣言するわけですからね。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） やりますって言ってやんないのは、それこそとんでもない話になり

ますね。ここでやりますなんていうね、簡単な……。

○18番（細田正幸君） 公約でやりますって言ってるでしょうよ。

○町長（天田富司男君） だから、ここでやりますって言えば、これは、とんでもない話になってしまいますね。

○18番（細田正幸君） とんでもない話にならないでしょうよ。

○町長（天田富司男君） やっぱりやらなければならないっていうことなんです。今の状況の中では、今は考えられないって言ってる。ね、今の財源の中で2,400万毎年やれば7,200万大体かかるんですね。3年間やればね。それがずっと続くわけですよ。

だから、それはやはり今の状況の中で、やっぱりどう考えていくかっていう考え方の違いで、すぐできることじゃないってことを言ってるんですよ。だから、すぐできないから、まず今のところはやりませんということです。今の状況の中で。

○議長（佐藤幸明君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） でね、私はちょっと答弁にならないと思うんですけども、自分の公約は、じゃあ4年後ですよ。私は4年だと思ってるんですけども、じゃあ4年後についてもわからないってことなんですか。やらないっつうことなのか。それともやるために努力をするっつうことなんですか。どっちなんですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それは、段階的にやるということはやっぱり努力はしますが、ここでお約束はできないってことですよ。すぐできるんならだれだってやりたいですよ。

〔「段階的にやるということなんだから」「やるのはやんだからさ」「それはそれでいいんだよ」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君） 大体すぐできんならすぐやりますよ。

○18番（細田正幸君） 公約では段階的にやりますって言ったわけでしょうよ。だって、ちゃんと書いてあるから。

○町長（天田富司男君） だから、すぐはできないから、今から財源を考えながらやる時期はまだわかりませんって言ってるんですよ。

〔「段階的にやるって言えばいいんだよ」「そういうことでしょう」と呼ぶ者あり〕

○18番（細田正幸君） だって自分で書いてんでしょよ、段階的にやりますって。これ何、あなたのブレーンが書いたから、私知らないって言うの。

○議長（佐藤幸明君） 静粛にお願いします。

○町長（天田富司男君） だから、今すぐこれはやりますとは……。

○18番（細田正幸君） それはわかるよ、今すぐっつう……。

○町長（天田富司男君） だから、だから段階的にやるっていうから、4年間でできるかできないかって言うからそれはわかりませんって言ってんですよ。

○18番（細田正幸君） そしたら公約じゃない。

○町長（天田富司男君） 段階でも、段階的でも……。

〔「12年やるつもりなんでもんいいじゃない」「どうも何か日本語が読めねえようだな」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） ちょっと論議が平行線になりますので、この問題はやめますけども、今の論議の中で天田さんの公約ですよ、6年生までつつうのは私は半分までだと思うんですよ。

〔「3分の2だよ」と呼ぶ者あり〕

○18番（細田正幸君） 半分でしょうよ、小学3年生までは県がやるんだから。今の答弁でわかるように、18の約束を実行しますって施政方針で言ってっけども、個々の具体的な問題についたらば、半分しかやらないつつうことになるわけでしょう。

天田町長の施政方針演説と公約と、今答弁してるつつうのは明らかに矛盾してる、一貫性がないつつうことだけは指摘して、次に入りたい。それは、天田町長は、言ったことは責任持って言ってるわけですから、紙に書いたこと、公約にしたことは責任持って誠心誠意やってもらいたいというふうに思います。

じゃあ、次2点目の質問に入ります。

2点目は、水道基本料金10立方の見直しをして、1立方メートルからの料金制度にして、水道料金の負担軽減を図ったらどうかという問題でございます。既に土浦・守谷市では1立方メートルからの料金制度にして、一般家庭から喜ばれております。土浦市では30%の家庭が10立方以下の家庭だと言われております。阿見町でも同じと予想されます。水道水の節約の観点からも、この制度の改正は必要ではないのかなというふうに思います。土浦市と同じ料金制度に阿見町もしたらどうかというふうに思います。

で、そのようにした場合、阿見町の水道料金のいわゆる経費ですね、この計算の体系はどんなふうになるのかお聞きしたいというふうに思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） はい、お答えいたします。

水道料の基本料金10立方メートルの見直しをして1立方メートルからの料金制度にして、負担軽減を図ったらどうかについての質問にお答えします。

阿見町における水道料金体系につきましては、基本料金と超過料金から構成されております。

一般家庭の例で申し上げますと、1カ月当たりの使用水量が10立方メートル口径で20ミリの
場合では、消費税を含めまして合計金額2,047円となります。この基本料金制度は水道事業の
安定経営を確保する目的として位置づけられております。

ここで質問のあった土浦市の料金体系をモデルとして、基本料金を500円、1立方メートル
から10立方メートルまで130円ずつとし、10立方メートルを超えたものについては従来の従量
料金体系とする条件で、阿見町の一般家庭の料金を試算したところ、年間予想収入額は約6億
160万となります。平成20年度の収入実績約6億3,720万から約3,560万円、率にしまして5.5%
の減収が見込まれます。

土浦市と阿見町の配水管布設状況を普及率で比較しますと、平成20年度実績で阿見町は
80.1%となっております。土浦市では95.6%となっており、土浦市は配水管整備がほぼ完了し
ている状況です。阿見町はこれから調整区域への新設配水管の整備を進めるという点において
大きな違いがあります。さらに阿見町は茨城県平均の92%、全国平均の97.5%を大きく下回る
非常に低い普及率を示しております。そのため、近年は行政区等からの配水管布設要望が多く
寄せられているところです。

このような現状から総合的に判断しますと、まず新設配水管の整備を積極的かつ早急に促進
し整備地区・未整備地区の格差の解消を図ることが最優先だと私は考えております。

○議長（佐藤幸明君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） この水道料金の問題については、既に土浦市では実施しているわけ
ですよね。で、実際問題30%の家庭が10立方未満だということは、10立方使わなくても10立方
のお金を払っている。

これは一般家庭からの声ですけれども、お年寄り家庭だと10立方は1カ月使わないと。水の
節約をしようと思っても、7立方使っても10立方だけ取られる。例えば5立方に節約しても10
立方だけ取られると。使うほうは水の節約をする意味がなくなっちゃうということを言ってる
わけですよね。だって10立方までは使わなかったって取られるわけですから。そういう点を改善
するためにも、私は使っただけの料金を払うというのが当たり前の話ではないのかなというふ
うに思います。

そしてあと阿見町の水道料金の体系は、毎年6,000万から7,000万の純利益を上げてるわけ
ですよね。そのお金があれば、やはり水道料を払ってる人に還元すべきだというふうに思います。
また、その新しく全町に普及するっていうのは、私は今の人が出すことではないのかなって
いうふうに思いますので、そういう点は今後研究してもらいたいなというふうに思います。

あと、既に水道料金、県の原水についても、例えば八ツ場ダムがなくなれば、その分、支出
した分が県へ返ってくるわけですよね。で、平成22年度には原水の料金改定——値下げですか、

そういうのも考えていきたいっつう答弁もあるわけですよ。そういうことを考えれば、今後はやはり水道料金は値下げするっていう方向になっていくっていうふうに思うんですけども、今日の論議だけで結論は私は出ないと思うんですけども、きちんと使っただけ払うと、そして水道水はなるべく節約すると、そういう方向でやっぱり検討すべき時期に来てるんじゃないかなというふうに思いますので、その点についてもう一度答弁をお願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） はい。私は選挙のときに水道料金は据え置き、そしてやはり布設されてない地域、歩いてみて水が本当に大変だなと、そういう地域が今出てきております。これは、あくまでも市街化区域で水道料金を高く払っているからといって、やはり同じ阿見町に住んでいる、その人たちが水で困っているのに、ここだけ値下げしようと、そういう意識にはなりません。

やはりあくまでも普及率が全国平均近くになり、そういう状況の中で水道会計がですね、企業会計ですから、これが利益を得る、そういう状況になったときに、やはりこの値下げをしていく、これがやっぱり私たちがみんなでやはり支え合う町をつくるっていう1つの大きなものじゃないかなと思ってます。

これはずっと、ある候補者は水道料金を値下げすると言ったときに、私はもう街頭演説でも水道料金は値下げはしません、あくまでも水道が本当に厳しい地域、特に今、農薬等で井戸が、低い井戸、6メートルだ、10メートルだの井戸は本当にもう水が飲めない状況っていうのが各戸出てきておりますので、そういうとこにやはり普及していくっていうことがまず大事だなと、そう思っています。

○議長（佐藤幸明君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 私は、天田町長の話聞いてると、選挙のときに値下げしないから、これは強気でやっていきたいっつうように答弁してますけれども、片方は選挙のとき約束したけどやれない。どっちを本当にすればいいんですかね。ちょっと町長の言葉と、前段と今のやつっていうのは矛盾するんじゃないですか。町長の約束はどれを信用すればいいの。

〔「理念、理念、理念」と呼ぶ者あり〕

○18番（細田正幸君） 理念じゃないよ。具体的に言ってんだもん。

〔「さっきもやるって言ったべよ、だって」と呼ぶ者あり〕

○18番（細田正幸君） だからそれはちょっと町長の言葉としては、全然信用ならないっつうことになるんじゃないですかね。選挙で言ったこと……。今の水道料金は言ったから、もうそれを守っていくんだと。私は要求があれば、負担が軽くなればなるほどいいわけですから、実際黒字なわけですから、余裕があれば値下げするっていうのは私は当然だと思うんですよ。

で、それを約束、選挙のときに言ったから値下げしませんつつたらば、4年間は値下げしませんつつうふうになると思うんですよね。

片方、医療費無料を中学生までやるつつったけども、これはやれないつうことを言っているんですよ。わかんないって。どっちを信用すればいいんですか。そうしたらば全然、だって私はどっちを信用したらいいかわかんないよ。だから、ちゃんと選挙とかね、公約したものは信頼して、私は町民は天田さんということで入れたと思うんですよね。それが信頼できないつうことになったならば、じゃあこの18の約束だって全然、まあ半分ぐらいしか信頼できないつうふうになっちゃうんじゃないですか。

あと天田町長は、ほら民主党の推薦で、例えば子ども手当ですよ、月1万3,000円、6月支給すると。来年は満額にするつつったけれども、菅内閣になってわかんないつうてるわけでしょう。これは、だから逆に言えば半分しか民主党の政策は実行できないつうふうになるわけですよ。それと同じことを天田さんは言ってると同じになるんですよ。

片方は中学生まで段階的にやるつつったけども、早く言えばわかんない、やれないつうてるでしょう。で、片方は今の答弁では、選挙中に私は水道料金は値下げしないつうたから、それを守るつつたら、こっちとこっちは全然矛盾してるでしょう。どっちが逆に言えば本当なんですか。

公約ってというのは、私は町民に対する約束なんだから、それは誠心誠意守るために努力するつうのが当選された町長の立場と思うんですよね。施政方針演説もちゃんとやってるわけですから。言ってるでしょうよ。18の……。4つの何ですか、約束、18の公約ですか。それは守るつうことを言ってるわけですから。

そしたら、施政方針演説と今一般質問で、個別なことをやってるわけですよ。個別になったら守れないつうことを言うわけですから、それでは天田町長の公約を信用できないつうことになるんですよ。それでは、私は政治家としてはうんと無責任だつうふうに思うんですよね。その辺はきちんとはっきり答弁してもらいたい。公約したことを守るつうんなら、ちゃんと守っていただきたい。そのために努力するつうことをきちんとしてもらいたい。片方は守る、片方は守れねえつつたらどっち信用するんですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） どうにしろ水道料金の値下げはしません。これは先ほども言ったとおり各地域の中でやっぱり水が非常に厳しいつう状況でありますから、そこにやはり水道のやっぱり布設を早目にしていきたい。そのためには、やはり利益を出さなければ、企業会計ですから利益を出さなければその事業も進まないつう、そういう状況でありますから、水道料金は値下げはしません。

そして先ほどの、まあ私が公約違反だということになれば、次回のもしも選挙で、ああ天田のやろうはだめだなど、町民がああやろうは信用おけないと、そういう選択が出ると思いますので、余り……。

○18番（細田正幸君） それと公約の話は違うでしょうよ。

○町長（天田富司男君） いやいや、そうじゃないですか。やっぱり今約束したことをやれないっていう……。

○18番（細田正幸君） ちゃんと公約の値下げはしないというのは守るって言ってんだから、書いたものを守ったらいいでしょう。

○町長（天田富司男君） それができないって言うことなんだから、私がもしもそういう状況になったなら、町民が選択することですよ。天田は本当に信用なんねえなど。だけど、今の水道料金は、今値下げする時期ではないっていうことだけは、はっきり言うておきます。やっぱりはっきりしないと、細田議員も胸が下がらないでしょうから、はっきりした意見を言うておきます。

○議長（佐藤幸明君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 私は水道料金の値下げと天田町長の公約のことを聞いているわけですよ。前段の第1番目の子どもの医療費の無料化については公約した。中学生まで段階的にやりますってちゃんと書いてあるわけでしょう。それについては守れますって言えないわけですよ。それから水道料金は値下げしませんなんていう公約は書いてないですよ。演説したから守るっていうことを言うならば……。

〔「そういうことが施策に書いてあるじゃない」と呼ぶ者あり〕

○18番（細田正幸君） そうならば、どっちも書いてあるんならば、中学3年生まで段階的に無料にしますっていうのは、そういうつもりでやりますってはっきり言ったらいいでしょう。

〔「頭寄せて考えましょうよ、みんなで」と呼ぶ者あり〕

○18番（細田正幸君） 違うんだよ。そう言わないと、天田町長の公約は……。

○町長（天田富司男君） だから、公約違反だったらおれは選ばれないんだから。

○18番（細田正幸君） 違うよ。そのことじゃないでしょうよ。それは当選するかしないかは、4年後のことは町民が選ぶわけですよ。

○町長（天田富司男君） だから、同じこと言わないで。

○18番（細田正幸君） 違う。同じことじゃないでしょうよ。だから、天田町長について、その公約は何なのかつつうことなんですよ。いわゆる施政方針演説では、18の約束はちゃんと実行するために努力しますっていうことで施政方針をやっているわけでしょうよ。

で、私は一般質問だからそのうちのイの1番目の中学生までの医療費無料化はどうなんです

かって改めて聞いているわけですよ。そしたら公約どおりやりますと、やっていきたいと答えればそれでスムーズに公約と町長の言っていることが合うわけですよ。それが中学生まではわからないつつたら公約じゃないでしょうよ、こっちは。だから、そういう点で天田町長の発言は一貫性がないって言うことを言っている。そう思わない、自分で。片方は、今水道料金の値下げはやりませんって言って、で、こっちに書いてある中学3年生まで無料にしますはできません、わかりませんつつたらばどっちが本当なんですか。それではちょっと幾ら何でも不親切じゃないかな。だって、天田町長は私は言ったことは守りますって言ってるわけでしょうよ。そんなら守ったらいいでしょう。だから、わかりませんじゃなくて、この公約どおりやりますって言ったらいいでしょうよ。何で言わないの。もう1回答お願いします。どっちが本当なんですか。

○議長（佐藤幸明君） ここで一言申し上げます。質問者以外、また答弁者以外の方の私語は慎んでください。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

○町長（天田富司男君） 今の質問全然違うよ。水道料金やってるんだから。

○18番（細田正幸君） 水道料金じゃないでしょう。あなたの公約について聞いてんですよ。一般質問2点について聞いているわけですよ。ちゃんと答えたらいいでしょう。

〔「2点以外も聞いているんじゃないの」と呼ぶ者あり〕

○18番（細田正幸君） 2点以外は聞いてないでしょう。

〔「勝手にしゃべるんじゃないよ」「議長、傍聴席も静かにしろって」「あなたも静かにしろ」「そのとおりだ」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） はい、18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 私は2点について質問してるわけですから、その点について天田町長の公約との関係、実行との関係について、きちんとした答えをしてください。で、片方は守れる、片方は守れないつつうんでは、私は一貫性がないと、どっちが本当なのかつつうことをわからないと言ってるわけですから。

で、施政方針演説でも子育て日本一を標榜してるわけですから、そのためには医療費無料化だって6年生までやる、その次は段階的に中学3年生までつつうことにしなければ子育て日本一の環境をつくるなんつつうのはインチキだっていうふうになるでしょう。具体的に進められないんだもの。今の時点だって20番でしょうよ。ちょっとその辺矛盾するんじゃないですか。

だから公約はきちんと守るということならば、まだ最初の議会でしょうよ。これから4年間あるわけでしょう。最初のとくにわからないでは、それこそ天田町長の言ってることはわからないつつうことになるでしょう。それでは私は町民に対する責任は持てないって言うふうに思

うから、改めて天田町長にとって公約とは何なのかということを知りたい。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） この質問は、水道料金基本料金の10立方というね、1つの問題提起をしながら、何をこうやっているのか、ちょっとわかんなくなってきましたよね。最初は、確かに子どもの医療費の無料化ということで、それはやっているけど、そんで今度は、2問目はこれ、水道料金基本料金10立方を見直して1立方からの料金制度にして負担軽減を図ったらどうかという一般質問なんでしょう。この一般質問に対して、またどうのこうのと。

○18番（細田正幸君） どうのこうのじゃないでしょうよ。

○町長（天田富司男君） 私は、今はやはり、この水道料金の値下げは今はできませんよ。やはり今、水で苦しんでいる地域があるんだと。そういう地域にまず上水道の布設をやっばり普及していかなければならない。これはもう私も書いてありますよ。それは答えますけど、ほかの問題じゃないですからね。この問題で細田さんと議論を戦わせて、私はできませんって言うてるだけですから。

○議長（佐藤幸明君） はい、18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 私が今質問してるのは、いわゆる医療費の無料化と水道料金しか質問してないですよ。それ以外のことは言ってないんですよ。で、今2番目の質問に入って、要するに1番目の質問では医療費中学生までやるつうのはわからないって言うてるわけですよ。それは公約に反するんじゃないですかってことを私は言うてるわけですよ。

で、今度、今2番目の水道料金については、私は選挙中に下げないと言ったんでそれは守りますと言ってるわけですよ。片方は守れない、片方は守れるでは、町長の言うその公約は何なんですかっつうことを聞いているわけですよ。公約は絶対であると。そのために努力するっつうことならそうやって言えばいいでしょうよ。

これは選挙のための格好いいことを言ったんだって言えば、それでいいでしょうよ。そうすれば4年後にあなたの言うてることがインチキだからだめだっつうことになるでしょうよ。今はまだ始まったばかりですよ。18の約束は実行しますって施政方針で言ってんだから、それはきちんと守ってもらいたいって私は思うんですけども、その公約に対する天田町長の考えを言ってくださいつてるのに、水道料金に矮小化して言わないわけです。ちゃんと教えてくださいよ。

〔「議長、休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

〔「子ども手当のときに……」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君） また子ども手当にどうのこうのって……。要するに私の公約に対し

てどうのこうのでありますが、特に子ども手当ってということで、やはり財源をいろいろ考えたときに本当にできるっていう状況にならなければね、ましてここで軽簡単にやりますなんていうそういう軽薄な答えは出ません。そして今後もやはり財源等を考えながらやっぱりやっばいかなければならない。それは努力はするけど、やっばいね、努力はするけどすぐできることとできないことを、幾ら約束してもできることとできないことがあるということです。だれでもすぐできるなら本当に、本当にやりたいですよ。だけど、そうはいかない財源状況だから。そんで日本一を目指しますなんですから、すぐ日本一になれるものではないんですよ。やっばいそういう気持ちで、やっばい子育てに対してね、一生懸命やっていきたいと。

やはり子供はね、社会の宝だし、国の宝ですから。そういう面で一生懸命やるのは当たり前ですよ。だけど、またこれ1のほうにぶり返しちゃうたらしょうがないじゃん、これ。質問じゃなっちゃうよ、これ。

○18番（細田正幸君） そうじゃないでしょう。公約のことを言ってわけですよ。答えてないでしょうよ。

○町長（天田富司男君） だからできないってんじゃないですか。できない、今すぐにはできないって言ってるじゃないですか。今すぐにはできないって言ってるんだから、それをどうしろこうしろって言ったってできないものはできないんですよ。そんで、水道料金は値下げはしませんって言ってんですから。それをどうしろこうしろつたって、できないことはできないんですから。

○議長（佐藤幸明君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 議会は議論の場所ですから、私は天田町長に対して何か日本語が通じないっていうふうに思うんですよ。日本語が通じない町長では困りますので、片方では、いわゆる初めての施政方針演説でね、この18の約束を実行するために努力しますっていうことを言ってるわけですよ。で、言いながら、具体的な問題に入ったらば努力目標でわからないっつうふうになったならば、その前段の18の約束なんかわからないっつうことになっちゃうんじゃないですか。

じゃあもう1回確認したいんですけども、この18の約束は全部努力目標なんですか。ちゃんとはっきりしてください。いわゆる公約ではないと。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 済みません。所信でも言ったとおり、まずできるものから先に、あとはじっくり4年間でやれるものはやっていく。これは4年間ですべてやれるかどうか、これはわかりませんよ。だけど、やる努力はしますと。それはやっばいね、何だって細田さんの言うとおりに、はい、それもやります、これもやりますって言ってたら、財源幾らあっても足んな

くなっちゃうし。これは自分の意思の中で、おれの言ったことは言うこと聞けっていうようなね、そんなね、言い方では、やっぱり通じないですよ。もう少しね……。

○18番（細田正幸君） 話のすり替えでしょう。私の言うことを聞けなんてこと言ってないですよ。あなたの公約で言ってるんですよ。

○議長（佐藤幸明君） 今は、討議をしているところです。

○町長（天田富司男君） だから、私は今のところできませんって言ってるんですよ。ね、今すぐに答えることもできないし、すぐに中学3年生までの医療費の無料化はすぐにはできない。いろんな財源を考えながら、今後どうなるかわからないからできないって言うんですよ。正直に言ってるんですよ。はい、やりますって、4年間でやりますって軽簡単では言えないんですよ。そして水道料金の値下げは、これはやりませんと。4年間私はやりませんということを私ははっきり言ってるんです。

○議長（佐藤幸明君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 天田町長の議論はちょっと矛盾してると思うんですよ。私はね、例えば水道料金やりませんつつつても、原水が値下げできればですよ、原水が値下げできる可能性があるわけですから、その分だけはやっぱり値下げしなければ、私は町民に対して不親切になると思うんですよ。

だから、政治っていうのは私は固定したものではないっていうふうに思うんですよ。今、天田町長が断言しちゃったらば、県の原水が値下げになっても町民には負担をかぶせませつつつことを宣言したようなもんじゃないですか。私はそれでは政治っていうのは前へ進まないっていうふうに思うんですよ。

あと、第1段階の医療費の無料化についても、要するに努力はする、やれるものからやっていくと。だけでも施政方針演説ではやれるものからやっていくじゃなくて、これを誠実に、実現するために努力するつつつことを言ってるわけですから、だから、それはちゃんとこの公約で中学3年生まで段階的に実施しますっていうことを約束してるわけですから、それはそのとおり努力してやればいいんですよ。

で、それをできませんって今言ったんでは、この18の公約、約束は努力目標であって公約ではないつつつことになるんですよ。そういうふうに認識していいんですか。

○議長（佐藤幸明君） 細田正幸君に申し上げます。関連があつてそういうふうな質問になってはきてると思いますが、質問事項に公約の件は載っておりませんというか、通告にございませんので、水道料金の料金の見直しということでございますので、その点に絞って質問をしていただきたい。なお、1点目の件は先ほど質問され、そして答弁をちょうだいいたしまして、もう済んでるわけでございますので、その点も御理解をいただきたいと思います。

○18番（細田正幸君） じゃあ答弁なしてこと。

○議長（佐藤幸明君） いやいや、だから通告に基づいた質問があればしてください。水道料金に関してです。

はい、18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） それでは質問、水道料金について質問いたします。阿見町は県南水道から原水を買ってるわけですよね。県の原水が値下げなった場合には、阿見町の水道料金はその分だけ値下げするんですか。県の原水が値下げになっても、値下げはしないんですか。その点を答弁願います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 仮定の話は、やはりここで言うべきじゃありません。やっぱりきちんとその現実が出てから、やはりこの町内で考えていき、皆さんとも相談していきたい。そう思っています。

○議長（佐藤幸明君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 水道料金については、今後もまた取り上げていきたいというふうに思いますので、原水が値下げになれば値下げをします。あと、そのための努力を町長としてもやってもらいたいというふうに思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（佐藤幸明君） これで18番細田正幸君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後2時30分からといたします。

午後 2時17分休憩

午後 2時30分再開

○議長（佐藤幸明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、11番久保谷実君が退席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は17名です。

次に、5番紙井和美君の一般質問を行います。

5番紙井和美君の質問を許します。登壇願います。

〔5番紙井和美君登壇〕

○5番（紙井和美君） 本日の最後なのでお疲れかと思えますけど、よろしくお願ひいたします。

天田新町長の体制がスタートし、初めての議会質問となります。所信表明でもお聞きしましたが、今後の町政運営に御期待申し上げるところでございます。

それでは、通告に従いまして地域活性化への取り組みについて、御質問させていただきます。

近年、少子高齢化の進行、国・地方財政の悪化、地方分権による地方への権限移譲の動き、官民協働の活発化など、我々を取り巻く社会も変化しております。地方公共団体を取り巻く環境は非常に厳しいものではありませんが、こうした中、地域産業興しや交流人口の増加、地域コミュニティの再生等を図るため、各地域に固有の自然・歴史・文化等のさまざまな地域資源を活用し、地域活性化を進める取り組みが注目を集めております。

地方分権により我が町の特性を活かした地域活性化への取り組みが進み、近隣市町村でも参考にできる場所は多々ありますが、阿見町の独自性を活かすためには、住民の声をしっかり把握することから始まります。

さて、生き生きと充実した生活を送るには、人と人との交流が不可欠であります。そのためにはまず気軽に安心して自由に外出できること、人と人が助け合うこと、そして人が集まる拠点施設があり、にぎわいがあること。これらは地域の活性化に極めて重要なポイントであると考えます。

そこで、まずは1点目。町内の移動を快適にするフットワークの整備推進について。1. デマンド交通の導入、2. 生活道路の整備促進——道路の舗装、街路灯・防犯灯の増設、3. 危険箇所を整備し、安心して外出できるバリアフリーの町づくりについてお伺いいたします。高齢者や障害者だけでなく、移動手段がない交通弱者が離れたところへの外出ができたり、だれもが快適に散歩ができたり、また車いすでもつえを持っていても安心して外出できたりと、そのようなことがクリアできれば、年齢や障害にかかわらず大人も子供も外に出る機会が格段に増えると考えます。

デマンド交通や、要求があればすぐにと意味のオンデマンド交通など、今はより効率的にかつ利用者の希望に応じるということで、現在主流になりつつあります。これは活性化には欠かせない事業であります。

2点目は人材活力を十分に活かす取り組みについてお伺いいたします。近年シルバー世代と申しましても、例えば60代、70代でも実年齢よりも昔に比べて体力も気力も格段若々しく、地域の貢献に大変活躍しておられます。また大学が多い当町では、それぞれの年代層のボランティアに恵まれると思われ、老若男女それぞれの立場でボランティアが望まれます。そのコーディネートが年々重要になってまいります。需要と供給が即座に連携できるネットワークを、今よりさらに充実していくことが大切であると考えます。

そこで1. シルバー人材センターの活用、2. ボランティアセンターの機能充実についてお伺いいたします。

次に3点目、地域振興拠点について。1. 道の駅の取り組み、2. 予科練平和記念館の今後

の展望についてお伺いいたします。道の駅に関しましては、特にアウトレット、平和記念館、霞ヶ浦観光など、霞ヶ浦湖岸構想など、単体では人の流れが弱くとも道の駅をポイントに通すことによって1つの流れができ、人の動線を結ぶ重要な役割を果たすと考えられます。

いまや全国的にも道の駅は中継ポイントや休憩場所というより、わざわざ足を運ぶ人が増えており、産業の活性化にも大変貢献され、特に阿見町の立地条件と環境を考えたときには、いずれはぜひとも必要であると考えます。既存の施設を活かしながら、今後どのように集客をはかり地域を振興させていくのか、以上3項目7点について町長の見解をお伺いいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 紙井議員の質問にお答えいたします。少し長くなると思いますが。

議員の御意見は、地域を活性化させるには人との交流が不可欠であり、そのためには、人の移動手段等の整備促進や人材活用、及び拠点施設整備の取り組みが重要とのことですが、私も同じ考えでありまして、今回の所信でもそのための施策について幾つか述べさせていただいたところでは、その内容について、質問の順にお答えいたします。

まず、1点目の町内の移動を快適にする、フットワークの整備推進についてであります。デマンド交通の導入であります。午前中の浅野栄子議員の質問にも答弁しましたように、デマンド交通は、交通弱者の移動手段確保のほかに、高齢者等の外出機会を創出して地域の活性化を図るという目的もあります。これまでは交通手段がなく、外出したいのにできなかった高齢者の方々などが、デマンド交通により町内限定ではありますが、ドア・ツー・ドアで外出ができるようになることは、交流のための第一歩だと考えております。最優先で取り組むものとし、本年度内の運行を目指してまいります。

続いて、2の生活道路の整備促進であります。

町道の舗装整備は、これまで町単独費の少ない予算の中から、用地が確保された路線を優先に整備を実施してきたところであり、市街化区域の生活道路であってもなかなか整備に着手することはできない状況でありました。しかし、昨年度から国庫補助金を導入し市街化区域を重点的に整備に着手したところでありますので、今後は生活道路の舗装整備のスピードは速まるものと考えております。

続いて、街灯の増設ですが、御質問の内容から防犯灯についてお答えいたします。

町では御存じのとおり、生活道路等の町道の照明は防犯灯として、各行政区に設置及び管理をお願いし、町ではその経費について助成をしているところです。そのため、増設につきまし

では、現段階では行政区にお願いすることになりますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

3の危険箇所を整備し、安心して外出できるバリアフリーの町づくりであります。

危険箇所については、昨年度まで週1回の道路パトロールを、本年度から週4回に強化し、道路・歩道損傷箇所の補修及び安全点検等を行い、危険箇所等の解消に取り組んでおります。また、歩道等の補修及び新設整備についても、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律——いわゆるバリアフリー新法に基づき整備してまいりたいと考えております。

2点目の人材活力を十分に活かす取り組みについてです。

私は公約に、「元気なシルバー世代がいるまちづくり」を掲げました。これまで日本経済を支えてきた団塊の世代がシルバー世代となり、これからは企業から地域へと活動の場を移すこととなります。団塊の世代を含むシルバー世代の豊かな知識、技能、経験を地域社会に活かし地域が活性化する町づくりを目指してまいります。

それを実現させるための手法として、1のシルバー人材センターの活用は有効と考えます。これまでのセンターの業務は、清掃・除草・植栽管理等が主でありましたが、これからは教育・子育て・介護・環境などの分野での業務拡大を図るため、行政が調査検討等を共同で実施するなど積極的にかかわり、企画提案型事業等の実施を支援してまいります。

一方、ボランティア活動からアプローチすることも有効な手法と考えます。そのためにも、2のボランティアセンターの機能充実として、町民活動センターの役割が重要であります。町民活動センターは協働の町づくりを推進するため、ボランティア活動やNPO活動など町民の社会貢献活動を支援する拠点として活動しております。今後はより機能の充実を図るため、関係団体のネットワークづくりや、ボランティアをしている人・したい人・必要としている人を繋げるコーディネート機能を拡充するなど、より多くの町民が気軽に社会貢献活動に参加できる仕組みづくりに努めてまいります。

最後の3点目、地域振興拠点施設についてであります。

当町は、あみプレミアム・アウトレットの開業や予科練平和記念館の開館等により、阿見町の知名度が高まるとともに、多くの観光客が訪れるようになりました。今後は町の魅力を一層引き出し、観光客の町内周遊を促進するために観光施設のネットワーク化や観光客受け入れ体制の充実を図るとともに、観光と一緒に地域が活性化し地域産業の振興を促進する施設も必要と考えます。

そこで私は、道の駅を地域産業の拠点、予科練平和記念館を観光の拠点にそれぞれできればと考えております。道の駅は、国・県施行の簡易パーキングエリアと、市町村の地域振興施設とを一体化し、道路利用者に快適な休憩とサービスを提供する施設です。幸いにも県南地区に

は道の駅がなく、町内には事業採択要件となる交通量の多い国道125号線が横断していることから、立地の可能性は高いと思われます。つきましては、私が公約に掲げた道の駅構想を推進するための庁内関係課による検討組織を立ち上げ、まずは先行事例の研究などを進めてまいります。

続いて予科練平和記念館ですが、町内で唯一の歴史的観光施設であります。2月の開館以降4カ月余りを経過しましたが、来館者は順調に推移しており、年間目標来館者数である10万人は達成できる見込みであります。今後は、継続的に旅行代理店や県内宿泊施設等を訪問するなどPR活動を展開し新たな集客を図るとともに、リピーターを増やすため、収蔵品展や特別企画展等の事業への取り組みを進めてまいりたいと考えております。

いずれにしましても、地域の教育及び文化の向上、そして観光の振興としてさらなる来館者を確保するため、満足いただける施設の環境づくり、催事案内、PR活動を積極的に実施してまいります。

以上、私が考えます地域活性化の取り組みにつきまして、具体的な施策も含め申し述べましたが、実現するには議員各位の御理解御協力が必要となりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございます。具体的に、また簡潔にお答えいただきましてありがとうございます。

それでは何点かお尋ねいたします。

まず、デマンド交通の導入に関して、これ午前中の浅野議員のときにもお答えいただいておりますけれども、町内の運行に限るということでお答えがあったと思います。前回、公共交通の活性化事業のときには荒川沖の駅までということ、全協のときにはお聞きしたように思います。例えば、町単独、市単独でやっているコミュニティバスに関しては、町内から出てはいけない、市内から出てはいけないという取り決めはありますけれども、公共交通の活性化連携システムに関しては町外から出てもいいというように認識しておったんですけれども、町内から例えば荒川沖の駅に行くですとか、そういうことはいかがなんでしょうか。お答えください。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。企画財政課長篠崎慎一君。

○企画財政課長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。今年度はですね、町内デマンド交通を走らせるというような方向で、今事務局として考えているんですが、これは今後活性化協議会が決定しまして、活性化協議会が運行することになります。

その活性化協議会なんですけど、趣旨はですね、当然行政それから地域住民の方々、あと事業

者ですね、そういった方々の調整をうまくとって走らせるっていう、そういった趣旨がありますので、その中でですね、コミュニティバス等につきましては、バス事業者が町外に出る場合には、そのこの該当になります——阿見町の場合には常磐線にですので土浦市になるかと思いますが——土浦市が活性化協議会に入っていてその中で議論する。また、そのバス事業者が理解していただければ、走らせることは可能となります。

あとはタクシー、ですからデマンドタクシーにつきましては、タクシー事業者がですね、その辺理解をしていただければ可能となるんですが、大変ちょっと難しいっていいですか、要は車両をですね、今回購入しますけども、さらに需要が多くなりますとタクシー事業者の車両を借り上げて走らせるようになります。その場合に、既存の荒川沖駅にデマンドのバスが行ったときにですね、土浦市のその荒川沖の事業者さんとのバッティングですとかそういったものがあるものですから、それに対して事前に土浦市さんのほうと協議したところ、大変難しいというようなことが考えられますので、今回はですね、大変時間がかかるものですから、町内限定でとりあえずデマンドにつきましては、事務局としましては走らせていこうというふうには考えております。

ですから、町外に出る場合には相当その辺の行政間、なおかつ事業者間の調整が必要となりますので、とりあえずはですね、まずは町内っていう形で今事務局としては考えを持っているところでございます。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） わかりました。では協議会の中でしっかり検討していただいて、駅まで行きたい方が非常に多くいらっしゃいますので、また荒川沖の駅までのバス通っていないんですね。タクシーはかなり高額になりますし、ぜひその辺を今後協議会の中で検討していただきたいと思います。それと、デマンド交通に関してですけれども、予算書の中で業務委託料、デマンド交通予約システム導入支援委託っていうふうにありました。また電算システムの委託っていうのもありました。これは業者の認定を今やっというところでしょうか。何社ぐらい候補に出して、見積もりを出されているのでしょうか。お聞きいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 電算システムの委託料の予算を計上するときに、見積もり徴取業者ということですが、これは1社から見積もりをとっております。その計上でございます。

予約システム導入システム委託料も1社からとっております。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） わかりました。このシステム、やっているところ割と少ないんですね。多分NTTですかね、NTT東日本のシステムかと思えます。

それです、提案したいことがあるんですが、協議会の中でもんでいただきたいんですけども、東京大学が中心となつてつくっている東京大学オンデマンド、デマンド交通よりもさらにちょっとパワーアップしたオンデマンド交通研究チームっていうのが東京大学にありまして、2006年にNHKで特集されたことがあるんですね。そのときスタートしたんですが、それからかなり好評で、今各市町村42市町村ですかね、そこで取り入れられていると。

先ほど見積もりとっていただいたNTTに比べてかなりの格安になるんですね。ぜひここ検討に入れていただきたいんです。直接ここに私もお話をお聞きしました。お聞きしましたところを、ちょっとかいつまんで御説明いたしますけれども、まずNTTとか既存の今までであったものと大きく違うところが3点あるんですね。で、経路の計算を人ではなくコンピューターに行わせる点と、あとほかのシステムとの連携が非常に相性がいいということと、クラウド型のサービス、1つのサーバーで自治体と共有するので、かなり金額が安くなる。片や2,000万、片や百何十万ということになるんですね。これぜひ見積もりをとっていただきたいなというふうにして、少しでも安くプラスのところをやっていただきたいんですけど、例えばコンピューターに行わせる点としましては、今までの仕組み、例えばNTTなんかですと、人が経路を考えていたんですね。これからもそういうところは多いんですけど、経路を考える人には、かなり高度のスキルが必要になってくるんですよ。要求されるんですね。例えば利用者が多くなってしまった場合に、最適な経路を求めることが短時間でやるのが非常に難しいということになるんです。そうした場合、バスのおくれが発生してしまうというデメリットがあるんですね。到着時刻が事前にわからないことがちょっと問題点として考えられると。

このシステムですとコンピューターによって到着時刻を守る経路を瞬時につかむことができるんですね。そういったオペレーターが不要になるので、人件費を抑えることもできる。ほかのシステムとの相性がいいということでも、デマンド交通と同じインフラを用いて、これがまた画期的なんですけど、見守りサービスっていうのもそのシステムの中で行うんです。

見守りシステムですとか、これは三重県でもう実施しているんですけどね、三重県の玉城町というところなんですけど、宅配サービスなども提供していくという、すごくオンラインを使っていると。将来的には病院等の予約とかデマンド交通の予約が同時に行えるっていうようなことができるそうなんです。こういうことを取り入れていくと。

あとクラウド型とさっき申し上げましたけども、1つのサーバーで複数の自治体が利用するので、コストがかなり大幅に削減されるということなんです。高齢者の方にコンピューターのシステムは難しいだろうということで、パネルタッチでこういった機器なんかも貸し出しされるんですね。SuicaとかPASUMOみたいに、ぱつとやるとコンピューターで認識してできるというシステムなんです。で、これも貸し出しなので経費は非常に少なくかかっています。

す。

そういうことで、私もちょっとこれNTT最初見たときすばらしいなと思ったんで、私も認識が余りなかったもんで、調べてみるとなおさらこっちのほうが非常に経費的にも内容的にもいいということがわかったんです。そういったことで、今後検討する会社を幾つか出しながら、見ていただけますでしょうか。どうでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい。御提案ありがとうございます。今の段階では町では1社しか見積もりとっておりませんでしたので、そういった情報もわかりませんでしたので、参考にさせていただいて、調査していきたいと思えます。

ただ、ちょっと今お伺いした感じでは、大学のシステムを構築してるということですので、大学の場合OSが特殊なOSを使ってですね、やってるとか、独自のプログラムを構築してるとか、特殊性がかなりあるかと思えますので、そこら辺もよく慎重に調査して検討させていただきたいと思えます。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） 今、プログラムの独自性とおっしゃったんですけれども、これはどこの市町村にも、どういった機器にも対応できるようにつくられて、あといろんな会社と提携をしてますのでね、その辺の問題は出てこないです。ということまでは調べたので、あとは、これちょっと資料お渡ししますけれども、ぜひ検討していただきたいと。

支社が柏にありますので、近いですから、ぜひどういう状況の、内容のものかというのを見に来てくださいということですので、いろんな形のこういったものを、端末を車に乗せるだけなんですね。あとはインターネットで、こういうふうな、こういうことでぴっぴと乗っけていくというような形になっているので、ぜひその辺の心配も恐らくないのではないかなって思っていますので、検討をよろしくお願いいたします。

引き続き、質問よろしいですか。

それでは、続きまして生活道路に関してお尋ねいたします。

現在、各行政区から要請が来てると思うんですけれども、どれぐらいの要請があつて、また整備の仕方はどのように検討しているか、優先順位はどのように考えているかということをお尋ねいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。現在要望として上がっていますのは104件でございます。ただし、この中では61年からの要望ということ、かなり古い部分もございまして。その後に要望上がってきてないようなのは必要なかどうかという部分もありま

すので、これは区長のほうと再度、要望がその後途切れているようなものであれば、本当に必要なのかどうかという事も精査していく必要があるかと思えます。

あと優先順位といいますか、その審査会の中で通行の度合いだとか、うちの宅地化の度合いだとか、そういうものをその審査会の中で審査して、優先順位を決めてるということでございます。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ぜひとも生活道路、4メートル拡幅っていう決まりがありますので、拡幅するときに地権者とのやりとりがなかなかうまくいかないというのは、この104件の中に入っているかと思うんです。私が住んでいる行政区の中でもなかなかできないところがありまして、そういったことも今後子供たち、高齢者、障害者の方が通りやすい道にしていくには、どういったことが一番早急にできて、きちんと整備ができるかということ、またその会の中で検討していただきたいというふうに思います。

続きまして、防犯灯に関してですけれども、町で設置している防犯灯の数、あと行政区で設置管理をしている防犯灯の数、それぞれ何基あるのかお尋ねいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長川村忠男君。

○生活産業部長（川村忠男君） はい、お答えいたします。防犯灯の設置につきましては、行政区が設置するものと、それから町が設置するもの、町に設置するものについてはその行政区間で民家がなく、そしてそこが通学路になっているところ、そういうところは町で設置しているということです。

ちなみに数字ですけれども、行政区で管理している、設置しているのは4,638基ございます。で、町で管理しているのが248基です。合わせますと4,886基、5,000近くの防犯灯が町内には設置されているということでもあります。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございます。牛久市、かなり進んでいるということで、住民の方からよくそれを例に出されるんですけれども、調べてみましたところ牛久で、市で取りつけている、設置しているのは1,500、行政区でつけているのは6,500ということなんですね。

これは数もどんどん増えてきたということなんですが、当初、これは次、補助率になりますけど、我が町では設置するときに2分の1補助、電気代が同じく50%補助、2分の1補助ということなんですが、牛久の場合は設置費用は2分の1なんですけれども、平成4年の段階で50%だったんですね。そこから要望がかなり上がってきて、段階を追って60%、70%と上げて

いきまして、現在、平成19年からは80%の補助率になっているんです。

そういったことからパーセンテージが上がってくるに従って行政区の負担も軽くなってくるということで、よく班長さんやってる方とか町民の方から、ここ暗いからって区長にお願いをしたんだけど、今ちょっとなかなか維持管理が大変なんだよって諭されることがあるっていうふうにお聞きしているんですね。

そういうこともあって、牛久市のほうでも補助率を上げていくとやはり設置率が増えてきたとお聞きしていますが、我が町ではその50%の補助率を段階的でもいいですけども上げていく検討はされているのかどうかお尋ねいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長川村忠男君。

○生活産業部長（川村忠男君） はい、お答えいたします。確かに牛久市のほうでは防犯灯の電気代については80%を補助しているということです。ちなみにお隣の土浦市さんでは12分の7ですから約60%ですか、を補助していると。で、阿見の場合は先ほどおっしゃられた50%ということで、そこを比較しますと若干阿見町のほうの制度の助成のほうが若干薄いということになっております。

この防犯灯の電気代、その設置代も合わせてですけども、今のところですね、区長会あたりからの要望も、今のところはない状況であります。そういうことからしまして、今後ですね、よく、区長会のほうでは定例会を開催してますので、その定例会の中でそういった防犯灯の補助金等についても、ちょっとひとつ提案という形で、いろいろ区長さん方ですね、いろいろ御意見を拝聴しながら町としては検討していきたい。

今ここでちょっと何%に上げるということは、当然財政の関係、財政状況もありますのでお答えできませんけども、区長会なりと協議をしていきたいと。

それからあわせてですね、前回の難波議員さんの質問にもありました一括前払いという制度がございます。それあたり4月の区長会総会では御案内したんですけども、そのあたりの周知徹底、まずはそこを図っていきたいということで考えております。進めていきたいということです。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ぜひ、明るい町にするために補助率も上げ、またどうやったら設置が進むかということもあわせて検討していただきたいというふうに思います。

続きまして、道の駅についての取り組み、このことで再質問させていただきます。

この道の駅っていうのは、私が先ほど申し上げましたように、町長も公約の中に入っております。これは非常に今ブームといたらおかしいですけども、道の駅を目指しているんな

ところをめぐっている人ですとか、そういう話をお聞きいたします。とにかくアウトレット、平和記念館、霞ヶ浦の観光、そういったことを連携させて動線をつないでいくというのは非常に大事なことだなんていうふうに思っています。

今、全国でも936カ所、ちょっと今940カ所ぐらいですかね、道の駅が設置されています。その中でですね、新潟県の道の駅「あらい」っていうところなんですけど、ここは全国で売り上げナンバーワンだそうです。そしたら、それは何か。人口は3万6,000人なんです。そこに對して年間の来場者が330万人いるということで、どういったことが一番ほかと違うかという、その道の駅の中にホテルがあるそうなんです。

道の駅を目指して、わざわざ道の駅に行く方って多いんですね。ましてやうちの町は平和記念館があり、アウトレットがあり、幾つか周遊できるのでちょっと滞在してほかのところも回ってみようかなっていうふうになってくると思うんです。そうしたところで町内にもチサンインですとかホテルができましたよね。そういったことで非常に立地条件はいいのではないかなっていうふうに思っています。

そういったことで、特に人気のところっていうのは、その後続いているいろいろあるんですけども、兵庫県の神鍋高原のところですかね、長野県の塩尻高原ですとか、そういったトイレとかきちんと設置されて情報源になっている、また静岡県ですとかいろんなところがありますので、ぜひ検討していただいて、いいものをつくっていただきたいというふうに思うんですけれども、道の駅の規模として本格的なものをつくろうとしたら十数億かかるのではないかと思うんですが、その辺町長に直接お伺いしたいんですが、道の駅、公約の中に入っていましたけれども、どの程度のどんな内容でどういうふうに運営していきたいというふうにお考えなのかお尋ねいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 今言われたとおり、町にアウトレットがあり平和記念館があつて、霞ヶ浦湖畔があつて、そして何かもう1つ中に入るそういう集客施設が欲しいっていうのはだれでも考える、大体皆さんが考えることは同じだと思うんです。そういう中でやはり、ただ道の駅だけでいいのかという思いをずっとしてたんです。そこにはやはり集客できるような湯——まあ温泉とか、または本当に泊まれるような施設というか、グラウンドゴルフとかそういう中で泊まれる施設とか、そういうものを複合的にやったらいいのかなんていう考えを持ちながら考えてたんですけど、ただやっぱりお金がかかります、これは。大体20億近くかかるんじゃないかなという話なんです。よね。

そういう面で、まず町のほうできちんとした検討をしてですね、やはり示していかなければいけないのかなと。それでいろんな面で、これは交通量がある程度ないとだめだっていう、そ

れはもう決められておりますし、国道125号線のバイパスほかないのかなというような気もしたりね、なるべくなら下通りのほうがなあなんて思いをしてるんですけど、やはり早く手を挙げて、早くやっぱり陳情とか何かやってきたいなっていう、そういう思いはしております。

なるべく早く立ち上げて、皆さんに御相談できるような状況にしていきたいと。これはもう私もこの道の駅はやはり一生懸命やっていかなければならない施設で、大事な公約の1つですから、これは一生懸命やっていきたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございます。とにかく予科練平和記念館、またせっかくあるアウトレット、年代層がみんないろいろさまざまなんですけれども、道の駅っていうのはいろんな方がぶわあっと来て楽しめる場所ですので、ですからあと霞ヶ浦も寄ってみようかというような形で、どうか地域の観光拠点、で、産業の発展から、そういったことを軸に、ぜひとも検討していただきたいというふうをお願いいたします。

とにかくこれからは地域を活性化させて、いろんな方がここに移り住んでもらえるような町にしていかななくてはいけないと思いますし、一たん出て行った方もまたここに戻ってきてここで住むというような、そういった例もたくさん活性化された地域にはあります。そういったことで今後ともその地域の活性化に関して、多岐にわたる内容ではありますけれども、ぜひともすべていろんな部分で検討しながら、いろんな方の意見を聞きながら集約をして発展させていきたいというふうに私も思っております。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤幸明君） これで、5番紙井和美君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（佐藤幸明君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 3時11分散会

第 3 号

[6 月 10 日]

平成22年第2回阿見町議会定例会会議録（第3号）

平成22年6月10日（第3日）

○出席議員

1番	佐藤幸明君
2番	平岡博君
3番	川畑秀慈君
4番	難波千香子君
5番	紙井和美君
6番	久保谷充君
7番	石井早苗君
8番	柴原成一君
9番	浅野栄子君
10番	藤井孝幸君
12番	吉田憲市君
13番	小松沢秀幸君
14番	倉持松雄君
15番	大野孝志君
17番	諏訪原実君
18番	細田正幸君

○欠席議員

11番	久保谷実君
16番	櫛田豊君

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	天田富司男君		
教	育	長	青山壽々子君	
消	防	長	瀬尾房雄君	
総	務	部	長	坪田匡弘君
民	生	部	長	横田健一君

生活産業部長	川村忠男君
都市整備部長	横田充新君
教育次長	竿留一美君
会計管理者兼 会計課長	宮本寛則君
総務課長	篠原尚彦君
企画財政課長	篠崎慎一君
秘書課長	佐藤吉一君
児童福祉課長	高須徹君
健康づくり課長	朝日良一君
農業振興課長兼 農業委員会事務局長	大塚芳夫君
都市計画課長	菊池彰君
建設課長	浅野耕一君
学校教育課長	黒井寛君
警防課長	川村益巳君

○議会事務局出席者

事務局長	小口勝美
書記	大竹久

平成22年第2回阿見町議会定例会

議事日程第3号

平成22年6月10日 午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

一般質問通告事項一覧

平成22年第2回定例会

一般質問2日目（平成22年6月10日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 柴原 成一	1. 阿見町の農業経営の自立化方策について	町 長
2. 難波 千香子	1. 髄膜炎予防・ヒブワクチンの助成制度創設について 2. 救急医療体制について・ドクターヘリの活用 3. AEDの活用推進で安心安全のまちづくりを	町 長 町 長 町 長
3. 川畑 秀慈	1. 丸尾カルシウム土浦工場脇の町道について 2. 荒川本郷の開発に伴う学校建設予定地の利用について 3. 保育所待機児童対策について	町 長 教 育 長 町 長
4. 久保谷 充	1. 参与制度について 2. 前町長名のパンフレットについて 3. 案内板の設置について 4. 本郷地区の街路灯及び親水公園の街路灯について	町 長 町 長 町 長 町 長

午前10時00分開議

○議長（佐藤幸明君） おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（佐藤幸明君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を1時間といたしますので、御協力のほどお願いいたします。

初めに、8番柴原成一君の一般質問を行います。

8番柴原成一君の質問を許します。登壇願います。

〔8番柴原成一君登壇〕

○8番（柴原成一君） 皆さん、おはようございます。本日は、天田町長が御就任されて初めての質問となります。いろいろお尋ねしたいことはあるんですが、今日は農業分野に絞ってお考えをお聞かせ願いたいと思います。といいますのも、農業を通じて地域のあり方というものがほとんどすべてが見えてくると私は思うからです。農業あるいは農家の抱える悩みの解決に向けて行政が何かしら処方するという事は、産業の振興はもとより農業問題への取り組み、安全と健康の問題、そして教育や情報発信のありよう、これらすべてにかかわってきます。農業問題に対するスタンスがそれらすべてと足並みをそろえるものでなければなりません。

天田町長は、さきの町長選に立派なマニフェストを掲げて出馬をされ、御当選なされました。ただ、私には読み込みが少し足りないのか、農業政策にはいま一つ物足りなさを感じました。川田前町長は、私とは考え方でかみ合わないところが多々ございましたが、さすがに農政のプロを自任する方で、いろいろ教えられることもありました。

さて、天田町長にかわられて、基本政策はどうか、具体論はどうか、マニフェストに示された農業分野の振興策を見るだけではいま一つわからないというのが率直なところですが。本日はその辺のところをお聞かせ願ひ、今後の議論のベースにしていきたいと思います。

まずは、総論というか基本政策の問題です。

町長のマニフェストでは、地域農業を活性化しますとあって、いきなり遊休農地対策やグリ

ーンツーリズムといった各論が示されていますが、この活性化は当然として、遊休農地対策やグリーンツーリズムという処方に向かう間には、阿見町の農業の将来像を示すという手順が抜けているように感じます。

私自身、盛んに前町長に遊休農地対策や農業の6次産業化を訴えてきましたが、それらのベースには、地域が自立した農業経営を目指すべきであるという持論がありました。個々の農家が土を耕し、水を引き、種をまいて草取りをする。その営みの積み重ねの上に収穫という喜びがあつて、農産物それぞれを出荷して生計を立てる。昔ながらの農民の暮らし方です。

ところが現在では、こうした日々の営みの果てに明確な将来像を描けなくなっています。機械化、大規模化で投資が個人経営の枠をとうにはみ出し、農産物価格はグローバル化する市場動向に振り回されています。数年後の未来どころか、次の種まきをする再生産のコストすら見通しの立たないものになっています。

このため、行政の処方が求められ、これまでさまざまなサポート策がとられてきたわけですが、今の時代、その処方せんはより広く納税者を納得させられるものでなくてはならなくなっています。だから、国レベルでは自給率向上や環境対策としての農業振興が語られ、地方では地産地消やブランド化が言われてきたのだと私は理解しています。

民主党政権になつての農家の戸別所得補償の問題も、今はモデル事業ですから、今後どうなっていくか予断を許さないものがあります。

がしかし、それはそれとして、阿見町農業の将来像の問題です。町は現在、第5次総合計画後期計画の策定中であり、これにも農業の振興は当然入っています。ただ、第5次総合計画は前町長時代に策定されたものであり、後期計画の総合計画審議会の諮問も前町長によってなされました。天田町長は、この後期計画策定について、何か見直す考えがおありなのか。見直す場合、どのような方向を示されるのか、農業分野に限って結構ですから、お答えください。

次に、各論です。

先ほど、マニフェストには各論が示されていると申しましたが、実は、アウトレットの集客力と連携して、特産物や地元農産物を直売する道の駅構想を商工会やJAなどと連携して推進する、あるいは遊休農地対策に農地サポート制度を取り入れますとあるように、推進項目をお示しになってはおりますが、必ずしも具体論ではないと思います。具体的に道の駅構想とは何なのか、農業サポート制度とは何なのか、私が物足りなさを感じたところであります。

すなわち、これらはさきに申した地域農業の事実とつながるものでなければなりません。道の駅では単に地元の農産物が売ればよいというものではないはずで、それなら農産物直売所と変わらず、市場価格の影響から抜け切ることはできません。販売や加工、ひいては経営という形で、農家農村に新たな産業、雇用が生まれるという形に踏み込んでいくべきものですが、

それは現在の阿見町農業の体力、能力という事実不可欠の要素とも絡んでおり、この部分への投資、サポートが必ず必要になってきます。こうした問題を、天田町長はどう評価され、どのように推進していこうと考えていらっしゃるのかお聞かせ願いたいと思います。

また、前川田町長は、農業対策推進会議というものをおつくりになりました。地場農産物を積極的にPRし、地産地消を推進していくという取り組みをするもので、生産者、消費者、学識者らが参加して、さまざまな議論をして、特産品について推奨シールなどを発行するなどしています。私も何度か参加させていただき、こういう会議の設置自体には異論はありませんでしたが、会議の進め方、例えば町長みずからが参加することで、出席者の発言にどうしても遠慮が出てしまうようなことには改善が必要かな、みたいなことを感じていました。

こうした前町長が残した取り組みは、今後どのように取り扱われるのでしょうか。事業仕分けの対象とするという御答弁でも結構ですが、何をもちょう事業仕分けの対象とするのか、農業分野における判断基準というものをもちでしたら、教えていただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん、おはようございます。柴原議員の質問にお答えします。

ただ、あの、柴原議員、悪いんですけど、この一般質問書の中にですね、農政通を自任しておられる前町長の後を受けた新町長は、川田町政をどのように評価され、継承、発展していくのか、あるいは変更、刷新していくとしたらどのような点か、特にいかに自立的な農業経営を確立させようとするのか、具体的な施策ということなんでしょう。今だと随分各論、いろんなものが入り過ぎちゃって、それではうちのほうも、やっぱりほら、浸透した話の中で、やっぱり職員との話の中がね、きちんとつながってないと、答弁もやはり、個の答弁になってしまうと思うんですよ。それはお許し願いたいと思います。その後、再質問等で、またできると思いますんで、そういうことでお許し願いたいと思います。

それでは、柴原議員の質問にお答えいたします。

農業は日本人の主食である米を初め、野菜や肉の生産と、日本人の生活に欠かせない基幹産業であります。しかしながら、我が国の農業を取り巻く状況は、後継者不足、耕作放棄地の増加、農家人口の長期的減少、日本人の米離れ、日本食離れ、さらにグローバル化に伴う輸入農産物の増加による競争力低下により、食料自給率は主要先進国の中では最低の41%まで低下するという深刻な現状となっております。

阿見町の農業においても同様に、農業就業者の高齢化、後継者不足、農業生産額の減少、耕

作放棄地の増加、特産品の衰退等、多くの課題を抱えております。

このような中、川田町長は、長年、県職員として培われた農政に関する経験や知識、そして国・県とのパイプを活用し、阿見町の農業に新事業を積極的に導入するとともに、みずからが立ち上げた農業対策推進会議において、農業者、JA、消費者代表、議会、行政と意見交換を行い、町農業の活性化を推進してまいりました。先ほどの農業対策推進会議の、要するにメンバーにおいて、町長が入ったら、やはりいい状況にならないのではないかとというような質問ありましたが、私も、余りそういう中でトップが何でもそこに入っていくということは、自由な発言を妨げるような状況ができるということであるならば、やはりそれはのくべきだなと私は思っております。

また、認定農業者と集落営農組織を基本とする担い手に対して、国の農業支援施策が集中・重点化されていたことから、各種支援策を効果的に活用するための要件となる担い手の育成を行い、国・県の各種支援策を誘導し、農業の振興に努められたことは大いに評価するものであります。

今後も、川田前町長の農業政策を継承しつつ、担い手や認定農業者、兼業農家、小規模農家、さらに家庭菜園を楽しむ町民も巻き込んで、町の農業の活性化を図り、魅力ある農業を持続的に発展させる必要があると考えます。

しかしながら、町の農業を担う認定農業者数は現在41名で、周辺市町村と比較しても決して多いとは言えません。

先日、柴原委員長も出席しましたが、町農業後継者の組織であるサンクラブの会合に参加する機会があり、大変若い人が多いのに、本当に驚きました。一人ひとりの話を伺った中で、本当に若い農業者の頼もしさや力強さが伝わり、相当の活力を感じております。彼ら若い後継者の可能性のある新規就農希望者を阿見町の将来の農業振興の中核を担う人材として積極的に発掘、育成し、営農支援をしていく必要があると心から考えております。

現在、国では、今後10年間の農政のあり方を示す食料・農業・農村基本計画の素案をまとめ、食料自給率については、2020年度に50%に引き上げる目標を設定し、今年度から農政の大転換と呼ばれる戸別所得補償制度のモデル事業を始めました。

この間、美浦でですね、郡司彰副大臣が来て、やはりこの戸別補償の問題をやっておりました。非常にうまく使えばいい状況ができるんじゃないかなと、そういう感じを受けております。これはやはり、きちんと勉強しなければいけないのかなと思います。

戸別所得補償制度は兼業農家や小規模経営を含むすべての農業者を対象に、農産物の生産額と販売額の差額を補てんする制度で、米で今回モデル事業、なかなかそのモデル事業は決まっていけないと、農家がなかなかそこに参加していかないというような状況があるようですが、

生産目標数量を守る生産者に10アール当たり、一反歩当たり1万5,000円の定額を助成、価格が大きく下がれば追加の補てんもあり、主食用米以外の生産に係る転作助成である水田利活用自給力向上事業とあわせて実施し、今後は、麦や大豆、畜産・酪農などへの補償対象の拡大も盛り込み、自給率向上を図ろうとしております。

また、茨城県においては、平成15年度から平成22年度までの8年間、意識改革、競争力の強い産地づくり、改革の基礎となる条件づくりを柱として、消費者のベストパートナーとなる茨城農業の確立を推進する茨城農業改革に取り組んだ結果、2008年度の農業産出額が北海道に続く、前の位置であります全国第2位に返り咲きましたが、担い手不足や耕作放棄地の拡大など課題も多く抱えており、県では次期茨城農業改革大綱の策定に着手しており、新たな支援メニューの創設を期待しております。

これら国・県の動向を注視しながら、関係機関と連携・協力を図り、国や県の支援策を積極的に取り入れるとともに、町独自の特色ある取り組みについては、柔軟に支援をまいります。

これによって、農業従事者みずからが経営ビジョンを持ち、これは先ほど柴原議員が言われたとおり、やはり個々の農業者が自分のビジョンを持って、やはり自助努力ならびに共助により魅力ある農業へ、やはり発展させなければならない、やはり個々の力が本当に必要になってくるんじゃないかな、そう思っております。

また、耕作放棄地対策に農業サポート制度の導入や農業への新規参入への促進、市民農園の充実、グリーンツーリズム、農産物加工への支援などを行うことにより、やはり独自産業というのを農産物加工への支援というような問題が出てくるのかなという気がしております。地域農業を盛り立てて元気になってまいりたい、そう思っております。今回は、平岡博議員も農業関係の中で当選されておりますので、今後とも、柴原議員を中心にですね、諏訪原議員、倉持議員、皆さん農業に従事してますんで、そういう中で皆さんと一緒にですね、町の農業を発展させるために少しでも協力ができるよう、一生懸命やらさせていただきます。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 8番柴原成一君。

○8番（柴原成一君） ありがとうございます。積極的な町の支援ということで、ひとまず安心はしました。ただですね、私が言いたいということは、よく自給率の向上と耕作放棄地の解消と言います。なぜ自給率が上がらないのか、なぜ耕作放棄地が増えるのか。これはあくまで生産したものが適正な値段で売れないから。当然、生産者は高く売りたい、消費者は安く買いたい。ですから、永久にかみ合うことは、まずないんです。今、町長がおっしゃったように、個々の農家が知恵を絞ってという考えもわかります。確かに知恵を絞って、うちの地元のほう

でも、芋の加工をして乾燥芋にしてキオスクで売ったり、いろんな大手のスーパーで売ったりしている方もいます。そういう方はまれで、大体の農家は悲惨な生活を強いられていると言っても過言ではないと思います。ですから、本来は消費者が投資の意味で農産物を高く買っただけならばと思うのが1つ。それと、これは例になりますけど、減反政策をやめる方法としては、お酒、日本酒を醸造用アルコールを添加しない、純米でつくれば、日本中の減反政策はしなくて済むというようなこともあります。で、自給率向上、耕作放棄地解消を叫んでも、どうしたらいいかって、結局、農産物が上がれば、価格が上がればやる人が多くなるというのは、それはもうわかっているんですけど、消費者が安いものの方がいいと。ということはこれはどうしようもないんですが、ただ一つ、今日の読売新聞に、伊藤忠商事の相談役の丹羽宇一郎さんが、今日の8面にありましたんで、それだけちょっとポイントだけ読ませていただきますと「減反と戸別所得補償政策では農民の農業離れを加速させて農地を壊してしまう」とあります。それから「大規模農家が集中する北海道と小規模農家が多い中山間地が同じ政策でいいはずがない。全国一律の農業政策が日本の農業を弱める結果になっている」と。あともう一つね「こう考えると、農業政策の大半は地方に任せるべきだ」とあります。ということは、阿見町なら阿見町の独自の農業政策を考えていかねばならないというふうに思うんですが、これは、たくさんある市町村の中で、うまくやっている市町村というのは、ほとんどないと思うんですが、本当に農業の問題というのは難しい問題であると思います。

で、この丹羽宇一郎さんのまとめではですね「将来の国に対する保険料と考え、農地と農民を大切にす本当の農業政策が何としても必要である」ですから、先ほど町長がおっしゃった、個々が、おのおのがビジョンを持ってしっかりやрьてくださいと言うのは当然わかります。けれども、個々の農業者、今言ったサンクラブとか認定農業者の会が、もし、こういうことをしてほしいということがありましたら、率先して御支援いただきたいというふうに思います。ですから、再質問という形をこれとはとれないですね、この農業問題に関しては。これはどうなんだ、あれはどうなんだという議論にはならないです。結局、何というか、その構造を変えないともうだめだということですね。

ですから、なぜこんなになってしまうかっていうのは、私が持っているせっかくの機会ですから述べさせていただきますと、戦後、戦争が始まったのは、いわば燃料の問題、いわゆる原油がストップされた。で、アメリカに戦いを挑んでしまった。負けてしまった。そのときに、その負けたときから、例えばバイオ燃料とか、肥料も、堆肥とかそういう肥料とか、そういう研究もしとけばよかったんですが、それを全部商社任せ、商社が輸入という形を頼ってしまったんで、現在日本がそういう形があると思うんです。戦争に負けた時点でバイオ燃料の研究とか、もう肥料、飼料を外国から買わなくても済むシステムとかというのに着手していればこう

いうことはなかったと思うんです。

アメリカの国家戦略に乗って、学校給食ばかり、小麦はもう絶対輸入せざるを得ないという形になってるわけですから。ですから、そういったところを、茨城大学農学部もあるんですし、そういうバイオ燃料関係から、農家のための方策をどんどん町も引き出していただいて、いろいろアドバイスをいただいて、阿見町の農業のために、特色ある阿見町農業のために活かしていただければと思います。

私たち農業者も頑張りますので、町長、町も一生懸命農業を応援していただきたいというふうに思いまして質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（佐藤幸明君） これで、8番柴原成一君の質問を終わります。

次に、4番難波千賀子君の一般質問を行います。

4番難波千賀子君の質問を許します。登壇願います。

〔4番難波千賀子君登壇〕

○4番（難波千賀子君） 皆様、おはようございます。通告に従いまして、一般質問をいたします。

まず初めに、髄膜炎予防・ヒブワクチンの助成制度創設についてお伺いいたします。

乳幼児に重い細菌性髄膜炎を引き起こすヒブ菌は、ウイルスではなくインフルエンザ菌B型ともいわれ、20人から100人に1人の割合で、鼻、のどにいる菌でございまして、髄膜炎や呼吸困難の原因であるのど炎症などを引き起こして、抵抗力の弱い0歳児がかかりやすく、保育園などで他の園児からせきや接触で感染するケースが多く、早期にはかぜと見分けるのが大変難しい。国内では、毎年約1,000人の子供が発症し、急速に悪化して約5%は死亡。救命できても、4人に1人が寝たきりになったり、けいれん、あるいは知的、発育、聴覚障害などの大変重い後遺症で苦しんでいます。

この予防に有効なのが、世界100カ国以上で利用されているヒブワクチンです。ほぼ100%防ぐことができる。国内では、平成20年12月、任意接種が可能となりましたが、1回当たりの費用は7,000円から8,000円で、4回の接種で約3万円。非常に高価で、親の経済力や情報の有無で子供の健康に格差が出てしまうおそれがございます。

こうしたことから、東京都では昨年4月より、市区町村がヒブワクチンの予防接種を助成する場合、助成額の2分の1を補助する制度を全国に先駆けて始めました。この動きは全国の各自治体に広がり、補助額は1回2,000円から3,000円で、4回分の助成がされているようです。

お隣の土浦では昨年4月、つくば市では今年4月より一部補助を開始しております。国に対して定期接種を強く要望していくとともに、今回、新町長のもとで新しい阿見町づくりのプラ

ンが種々生まれようとしておりますが、子育て環境日本一を公約に掲げておられます新町長の新たな取り組みとして期待するところであります。

幼い命を守る観点から、早急に助成制度を創設していくべきと考えますが、御見解を伺いたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君，登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 難波議員の質問にお答えいたします。

先ほども、難波議員、ヒブということでのいろんな御説明あったんですけど、まず、再度。髄膜炎予防・ヒブワクチンの助成制度の創設についての御質問にお答えいたします。

まず、ヒブとは、乳幼児に対し髄膜炎などの重篤な感染症を起こす病原細菌であるインフルエンザ菌B型のことであり、その予防のため、日本でも接種費用が全額自己負担となっておりますが、保護者の判断で接種できる任意接種としてヒブワクチンが平成20年12月から接種できるようになりました。ヒブワクチンなどの保護者への周知につきましては、乳幼児の予防接種を勧奨するために作成している「予防接種と子どもの健康」というパンフレットを出生届出の提出の際に配布を行い、さらに乳幼児健康診査などにおいても、予防接種の接種スケジュール等について御案内いたしております。

接種費用の助成制度の創設につきましては、県内では、先ほど難波議員が言われたとおり、土浦市が平成21年度から、つくば市が平成22年度から接種費用の一部の助成を実施しているとのことでありますが、町としましては、国において現在進められているワクチンの任意接種促進に関する今後の進め方や予算措置などを含めた方策の検討の推移に注視しながら、町の厳しい財政運営を踏まえ、諸事業の優先性を考慮したうえで検討してまいりたいと思います。

特に、今後、医学予防ということで子宮頸がん、またいろんな予防接種が、今なされ、そういうことで、地方自治体もですね、そういう政策を打っているんでね、やはり阿見町にとっても今後、予防医学は非常に大事な点だと思います。そういう面では、まあ、予算の中身も非常に厳しい中ではありますが、よく、執行部、これ財政当局もいろいろ問題も出てくると思いますが、そういう面では積極的な形でやはりこれを推進していくということが町にとっても大事なのかなとは思っております。

ただ、財源もありますことから、そういう関係で、まず進めたいというのは、だれでも子供を持った親ならだれでも同じであります。そういう考えを持っておりますので、そういう関係で、進めるような状況をしていきたいと私としては思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千賀子君。

○4番（難波千賀子君） 大変に、御答弁ありがとうございました。進めるような状況をつくって、ぜひ行っていただきたいなと心から思う次第でございます。

また、今御答弁の中で、周知に関して御質問したいんですけれども、まず知るということが、まずそれも大事なと思う次第でございますけれども、出生届のとき、また乳幼児健診のときというお2つの御答弁ありましたけれども、やはりこれは乳幼児、今、働いているお母様方が多く、0歳児、待機児童もいるような状況でございますけれども、幼稚園、保育所の集団生活に入る、やはりその中で感染する方が多いわけです。そういった場合の周知はしているのかどうか、まずお聞きいたしたいと思っておりますけれども、どうでしょうか。どういった形でしておられるのでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい、お答えいたします。このワクチンに関する周知につきましては、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、出生時に町民課の窓口に来たときに、こういう「予防接種と子どもの健康」という冊子を配って、そこで周知をしております。あとは定期健診なりそういうときには、健康づくり課のほうからそういうお話をしたりしてお知らせはしておりますが、保育所とかそういうところでは、こういうパンフレット等は特に配布しておりませんので、これから広報紙等とかそういうものを使って周知のほうに努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千賀子君。

○4番（難波千賀子君） またぜひ、周知よろしくお願ひ申し上げます。また今回、今日でございますけれども、財政難という中にありましては、国のほうといたしましては、子ども手当が阿見町といたしましても、今日は支給される日でございますけれども、やはり、あわせてヒブワクチン接種の状況提供になるよう、今後やるような思いがあるのかどうか。ぜひ、そちらのほうにお母様方の関心も。どうなのかどうか、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） ちょっと、趣旨が今わからなかったんですが、先ほど町長の答弁にも申し上げましたとおり、非常に厳しい財政状況の中、町長も積極的に取り組める状況にしていきたいということでございますので、そういうことで取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千賀子君。

○4番（難波千賀子君） はい、わかりました。情報提供ということで、今現在は、そういう中でもやれるお母様方には、ぜひやっていただきたいなと思う次第でございますけれども。あ

と、接種病院等が茨城県内におきまして、一時期かなりワクチンが不足して打てないというような情報も流れた次第でございますけれども、今現在は足りているのかどうか、そういった情報はつかんでおられるのでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい、お答えいたします。先ほど、答弁にもありましたように、国では20年の12月にこれが任意で接種できるということで認められて、まだそんなにたっていないということで、そのワクチンは輸入されたものしか今のところないというような状況でございますので、これの予約がかなり殺到しているというような状況にあるというふうに向っております。ですから、なかなかすぐにはできるというような状況にはないということの情報は得ておりますが。ですから、町内の医療機関とかそういう所で接種できるとか、そういう情報はこちらには特に持っておりません。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千賀子君。

○4番（難波千賀子君） はい、わかりました。今後、国のほうの動向もあると思いますので、ぜひ注視していきたいと思っております。

三重病院の神谷名誉院長の報告なんですけれども、御紹介したいと思います。

ヒブワクチン接種率90%の条件下で約82億円をも経済効果があると報告しているわけがございます。また、そういったわけで経済効果なども考慮しながら、またぜひ費用対効果も考え、ぜひ予防接種の実現化を、補助の実現化をよろしく願いますのでございます。

以上でございます。

引き続きまして、次の質問をさせていただきたいと思っております。

救急医療体制におけるドクターヘリの活用についてお伺いいたします。

阿見町は緊急搬送先の確保については比較的恵まれている地域ではあり、病院収容時間も県平均より早いと伺っており、大変評価しております。しかし、現場での待機時間が長時間要したという声もございまして、医療機関の救急体制の問題、また健常者による救急車の利用増大等の課題もあるわけがございます。

一分一秒を争う救急医療。救急用の医療機器を装備したヘリコプターに専門医師と看護師が乗り込み、現場に急行し、迅速な救命活動と搬送で救命率向上に大きな威力を発揮する空飛ぶ救命救急センターとも呼ばれておりますドクターヘリが、本県では本格運航が始まります。

稲敷、鹿島、鹿行地域では、既に平成16年7月から千葉県との共同運用で、日本医科大学千葉北総病院を基地病院としてドクターヘリを活用しておりますが、稲敷消防本部では、年間平均33件活用していると聞いております。

当町におきましても、ドクターヘリのメリットを最大限に活かして、救急患者の一刻を争う

事態に対応できるものと期待しております。

そこで、4点質問いたします。

1点目、阿見町における重症患者の受け入れ態勢と夜間搬送先にかかった件数。地元には大学病院を有しておりますが、救急体制の現状についてお伺いいたします。

2点目、茨城県では7月1日よりドクターヘリが水戸済生会病院と水戸医療センターを基地病院として共同運航が開始されます。県内のほぼ全域へ20分以内で移動が可能になります。運航開始に向けて、去る6月1日には、阿見町若栗総合運動公園にドクターヘリが離発着いたしました。町長初め、関係部局が集結し訓練をいたしたわけですが、阿見町としての対応はどのように進んでいるのでしょうか。県と消防機関との連携体制はどのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

3点目、町内のランデブーポイントはどこにあるのでしょうか。県内では今後、1,000までのランデブーポイント整備をすると伺っておるところでございます。

4点目、緊急的にヘリポートが必要になったときの対応についてお伺いいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） お答えいたします。

救急医療体制について・ドクターヘリの活用についてお答えいたします。

まず、1点目の重篤患者の受け入れ態勢と現状についてであります。

せっかくの機会ですので、阿見町消防の救急出場の概要から説明をいたします。

まず出場件数ですが、ここ数年1,500件台で推移しております。ちなみに平成19年が1,581件、平成20年が1,557件、平成21年が1,541件、このうち搬送者数は、平成19年が1,511件、平成20年が1,460件、平成21年が1,430件となっております。

なお、傷病程度別で重症以上の搬送者各年ごとに19年211人、20年190人、21年224人となっております。

議員の質問に夜間とありますが、各病院により時間のとらえ方も違うことから、一概にはこれが夜間とは言えませんが、一般的に言われる夕方6時から翌朝8時までを夜間と見た場合、約半数弱が夜間搬送となります。したがって、各年100人程度が夜間に搬送した重症者となります。

次に、病院の受け入れ状況について申し上げます。

まず、問い合わせ件数に対する回数別受け入れ可能割合ですが、各年とも同程度ですので、平成21年の実績を申し上げます。全搬送者数、先ほども言ったとおり1,430件のうち、収容依頼1回目で受け入れられたのは1,253件、87.6%ですね。2回目は137件、9.6%、3回目が29件、2%で、3回目までで99.2%が収容されていることとなり、残り11件は4回から6回依頼

したことになります。

なお、議員御指摘の地元大学病院の受け入れ状況ですが、ここ数年、搬送件数の六十数パーセントで推移しております。また、病院単独の受け入れ率は、過去3年平均で見ますと、全体の収容依頼1回目での受け入れ率と同じく87.6%となっております。

次に、平均収容時間、いわゆる通報を受けてから病院到着までの平均時間ですが、31.5分です。県内トップクラスを保っております。県内では比較的恵まれた地域となっているわけですが、病院収容時間が速くなれば、傷病者の負担が少なくなるわけですから、地元病院に対してはメディカルコントロール協議会等、機会あるごとに要望しております。今後とも、1秒でも速い対応に心がけていきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、2点目のドクターヘリの活用、県消防機関との連携についてお答えいたします。

ドクターヘリの運航につきましては、議員の質問にもありましたように、県は水戸医療センターと水戸済生会病院を基地病院として、7月運航開始を目標に、現在県内各消防本部を対象に要請シミュレーションを実施しているところであります。ここ随分、新聞に出ております。新聞紙上にも各消防本部の訓練記事が載っておりますので、ごらんになった方も多いと思います。

当町におきましても、難波議員も見学に来られて御存じのとおり、6月1日に実施したところであります。このシミュレーションでは、要請方法や消防隊とドクターヘリとの無線連絡など円滑に使用できるように、医師と運航会社を交えた意見交換を行っております。以上のように、7月の運航開始に向け、着実に準備が進んでおりますので、連携体制は整っていると考えております。

次に、3点目の町内ランデブーポイントはどこにあるのか、また、4点目の緊急的にヘリポートが必要なときの対応です。

ランデブーポイントはいわゆる離着陸場所ですが、阿見町では今般のドクターヘリ対応として18施設を登録申請してあります。

まず公共施設では、各小中学校11、まい・あみ・まつり会場として使用している総合福祉会館北側の空き地、先日、試行訓練を実施した総合運動公園の13施設。

また民間施設としては5カ所で、東京医科大学茨城医療センターヘリポート、イーグルポイントゴルフクラブヘリポート、阿見飛行場、三菱化学株式会社、株式会社フジシールの計18施設であります。

したがいまして、4点目の緊急時の対応は、ただいま申し上げました18施設のうちから選定して使用することになります。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千賀子君） 大変にありがとうございました。

最後の3番、4番はまとめて御答弁していただきましたけれども、私が求めてお聞きしたいのはさらに、そうではなくて、初めてドクターヘリということで、町民としても、自分が希望すれば呼べるのかどうか、その辺と、あとは、出動要請の基準はあるのかどうか。あとは、搬送事例等もありましたらお聞かせ願いたいと思います。そういった趣旨で御質問したわけでございますけれども。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。消防長瀬尾房雄君。

○消防長（瀬尾房雄君） お答えいたします。まず、1点目の希望すれば呼べるのかということですが、呼ぶのは救急隊のほうで呼ぶことになります。

それと、基準ですね、基準はある程度ございます。この間の、先ほどありましたが、6月1日の訓練のときにパンフレットをいただいておりますので、あとで皆様に配付いたしますけれども、特に重症な人とかですね、救急を要するという、いわゆる阿見町では余り該当はしないと思うんですけれども、時間的に余裕がないような場合ですよ、搬送に時間がかかるというのが一番の目的になりますので、近くに大きな病院がないというような所が特に多いと。先ほど、稲敷さんの例で33件等ということでありましたけれども、やはり稲敷さんの合併になる前の新利根さんとか東町ですか、近くに大きな病院がない所での利用だと思っております。

阿見町として使う機会ってのは、なければないにこしたことはないと思うんですけれども、恐らくそんなことはそんなには回数としては少ないのではないかとこのふうには考えています。

このパンフレットにもありますけれども、ドクターヘリが出動するケースということでは、生命の危険が切迫していると、その可能性が疑われるんだと、そういうような事例です。で、救急の搬送の中で、やはり外見的な病気ですか、重症というふうに見るよりも、どちらかというところの程度ですね、手足の切断とかそういうときを基準にしてくださいというふうな通達というか申し入れがあります。

それと、搬送の事例はまだ阿見ではここ数年はないと思います。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千賀子君。

○4番（難波千賀子君） ありがとうございました。本当にないのにこしたことはないと思いますけれども、緊急の場合は、こういったシステムも本当に整うわけでございますけれども、先ほどの答弁で、3回以上、また4回から6回以上ですか、11件あったという御答弁ですが、こういった場合は、かなり、こういったことでそのようなことが受け入れたのか、御説明願いたいんですけれども。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。消防長瀬尾房雄君。

○消防長（瀬尾房雄君） はい、お答えいたします。一番の多い事例としては、多忙というやつが、お医者さんの多忙でちょっと受け入れられませんというのが一番多いですね。あ、失礼しました、専門外です、専門外が一番多いんです。で、その後に多忙、その後が処置が困難、あとはベッドがあいてないとか手術中だとかってということでのケースが原因となっております。以上です。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） わかりました。そういった場合の時間等はどのくらいかかっているのか、わかりますでしょうか。それまではわからない。はい、わかりました。それとあと、茨城県と阿見町といたしましては、そういった多種による専門医の病院といたしまして、第3次病院といたしまして、緊急病院ですね、土浦協同と筑波メディカル病院2カ所が阿見町としては指定されているわけですが、そういった所に運ばれている件数は今現在どのくらいあるのかどうか、また、時間的にも最長、最短どのくらいかかって搬送しているものかどうか、ぜひお聞かせ願いたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。消防長瀬尾房雄君。

○消防長（瀬尾房雄君） それではですね、うちのほうで、これ21年ですね、実績で申し上げますと、先ほど申しました1,430件のうちに、一番多いのがやはり東京医大さん、約6割強になりますね。その次が土浦協同病院です。ちなみに、100回以上というのはその2カ所です。100回以内で20回以上のやつがほかに6件ございまして、3番目が牛久愛和病院さん、4番目が県南病院です、土浦市ですね。5番目が美浦中央病院、6番目が筑波メディカル病院、最後に筑波大学附属病院が20回以上の8病院であります。そのほかに14が1回から8回程度ということで、1,430件ということになります。

平均が31.5分ですので、基準が、電話を受けてから着くまでというふうなのが19年ですか、から変更になりましたので、以前は話し終わって出てからですね、救急が出て、電話を受けてからの時間だったものですから、若干2分ほど今ずれて、以前に速い速いで二十数分だっている話は聞いていると思うんですけども、その誤差っていうか遅くなった原因はそういうことで、基準が変わったことによって遅くなっています。

例えば筑波病院ですけども、大体30分程度なんです。で、電話のやりとりとかそういうものもありまして、あと交通体系、時間帯もあるんで、55分くらいという、遅くてですね、ということがあります。協同病院もやはりそのような、1件くらいは50分くらいかかっていることもあります。平均でやっぱり31分ということですから、大体はそれ以内が多いようですね。地元というか近くの病院が割と多いものですから、そういう結果になっております。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千賀子君） 大変詳しく御説明ありがとうございました。ドクターヘリに関しましては、今後の救急隊員がその現場に居合わせたときの判断によることが多いのかと思いますので、今後、ぜひ訓練された専門ドクターの医師の治療チームが乗っておりますので、県のほうによりますと、今後、高速道路ですか、離着陸可能にするような準備もしていくということでもありますので、そういった意味で、阿見町におきましては、本当に町民の命を守るお仕事をされている消防関係の皆様には、心から関係者には敬意を表するものでございますけれども、さらなる、こういったドクターヘリまた緊急医療、緊急体制、救急搬送、本当に効果的なものを、ぜひ今後も御活躍していただき、また町民の一人として期待するものでございます。

ありがとうございました。

引き続きまして、最後の質問をさせていただきたいと思います。

AEDの活用推進で安心安全のまちづくりについて御質問いたします。

総務省消防庁によると、突然に心肺停止した人を市民が目撃した際、心臓に電気ショックを与えて救命するAEDを実際に市民が使ったケースは、平成18年の1年間で2%にとどまっていたことが明らかになりました。AEDを使用した場合、使わなかった場合の1カ月後の生存率は4.5倍にアップいたします。また、1カ月後の社会復帰率も使った場合は未使用の6.8倍の効率がございます。救急隊員が到着するまでに少しでも早く処理をしてもらうことが救命につながるものでございます。天田町長の所信表明におきましても、政治と行政の原点は住民の命を守り、笑顔を増やすこととしております。町を挙げて救急意識の向上を目指していくものと期待するものであります。

そこで、当町のAEDの設置状況と、いざというときのための復旧推進について6点お伺いいたします。

まず1点目、当町のAEDの設置状況、その設置場所の町民への周知状況についてお伺いいたします。現在、各市町村のホームページの情報システムは大変に充実しております。例えば、東京小金井市のホームページを見てみますと、右上に「C o C oマップこがねい」というマークがあって、そこをクリックすると小金井市内のいろいろな地図情報が出てまいります。AEDの設置場所一覧も掲載されていて、住民に大変有効に周知啓発されております。

そこで、AEDの設置場所を示したAEDマップを町ホームページに掲載できないか、また、AEDの使用方法をネット動画で配信できないか。

2点目、さらなる公共施設への設置拡充について、また有効期限があるバッテリー、パッドなどの点検について当町の保管管理状況はどのようになっているのか。

3点目、AEDを体験できる機会を少しでも増やすことが急務であります。当町では疾病者のそばに居合わせた応急手当ができる人を5人に1人、約1万人養成することを目指してお

りますが、救命講習会の受講者数や開催状況についてお伺いいたします。

4点目、町内を循環しているごみ収集車、青色等パトロール車、健康づくり課車両などにAEDを常備し、町民の応急手当に備えられないか。

5点目、商店街でAEDを設置する場合は、その場所がわかるような統一デザインの案内看板ステッカーを支給したらどうか。

6点目、中学校ではAED研修されていると伺っておりますが、小学校高学年で受講させている自治体も増えてきておりますが、小学校を含めて救命への意識向上を図れば、将来的に致命率のアップにもつながるはずでございます。当町の取り組みをお伺いいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） はい、お答えいたします。

AEDの活用推進で安心安全のまちづくりについてお答えいたします。

まず、1点目のAEDの設置状況及び場所の周知状況についてであります。

AED、自動体外式除細動器は、心臓が心室細動等を起こし血液を送り出すポンプ機能が失われている状態のときに、本来の正しいリズムを取り戻すために体の外側から電氣的ショックを自動的に与える機器のことで、この機器を使うことで多くの尊い命を救ってきたことは言うまでもありません。

近年、心肺停止状態に陥る人の割合が増えており、傷病者の救命率を高めるためには、できるだけ早く手当を施すことが必要であり、救急車が到着するまでの間、よく空白の5分間と言われてはいますが、その間に心肺蘇生法等の応急手当がどうしても必要となります。

平成16年から、一般町民の応急手当の範囲に加わったことで広がりを見せているのは周知のとおりであります。

さて、当町のAEDの設置状況ですが、平成17年に寄贈を受けた2器を皮切りに、21年度までに36器を寄贈、購入しております。設置場所ですが、各保育所、小中学校はもとより、公民館、ふれあいセンター、いわゆる多くの人が集まる公共の30施設に配置してあります。

また、設置場所の町民への周知、AEDマップの町ホームページ等への掲載、さらにはAEDの使用方法をネット動画で配信できないかとの質問ですが、設置場所の周知、マップの作成は、現在特に行っておりませんので、今後は町のホームページを活用した形での掲載等については検討したいと考えております。

なお、動画配信については、インターネット、AED動画と検索すればたくさん載っておりますので、それをご利用いただきたいと考えております。

次に、2点目の公共施設への設置拡充及びバッテリー等の点検、4点目の巡回車への常備については、関連しますのであわせてお答えを申し上げます。

ただいま申し上げたように、公共施設の大半には配置しております。点検等につきましては、各施設により責任者を決め、管理することになっておりますので、各施設が行うこととなります。しかし、まだ配置されていない施設もありますので、各種巡回車や健康づくり課車両への配置も含め、今後検討してまいりたいと思います。

次に、5点目の商店街でAEDを設置する場合の場所のわかる統一デザイン案内看板ステッカーを支給してはとの質問についてですが、町では、現在配置している36器以外の個人や企業等が独自で設置しているAEDについてのデータは持っておりませんので、新たに看板作成しての支給は考えておりません。しかし、県において設置施設登録制度を行っており、申請すれば取得が可能となっております。その現物が役場玄関に表示されておりますのでごらんください。

また、機器販売業者も同じようなデザインのステッカーを支給しておりますので、それらを利用していただきたいと思います。

最後に、3点目のAED体験できる機会を増やす及び6点目の小学校高学年に対するAED講習の取り組みについての質問にお答えいたします。

町消防本部においては、希望者から申し込みがあれば、業務に支障がない限り、曜日に関係なく救急講習を行っております。また、さわやかフェア等においても実施しているところであり、これまで3時間以上講習の受講者は5月末現在、7,620名となっております。町民の5人に1人、1万人受講を目標にし、現在取り組んでおりますので御理解をお願いします。

参考までに申し上げますと、講習受講者の年齢制限については、特に何歳以上という規定はありませんが、AEDを使用する状況を考え、当消防本部と稲敷地方広域消防本部と共同で作成している講習会案内書では、中学生以上としているところであります。しかしながら、議員御指摘のように、AEDの知識・体験の必要性は十分理解しておりますので、自治会対象の講習会へ親子が一緒に参加する形で体験していただき、中学生になりましたら改めて受講していただければと考えております。したがって、小学校高学年を対象とした講習の取り組みについては、現時点では考えておりません。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千賀子君） 大変にありがとうございました。また、公共施設の配備も36台ということで、本当に大変整ってきていることに関係者皆様に感謝申し上げる次第でございます。

また、AEDは現在、1社のメーカーから購入しているものかどうか、また、今後、安価なものも出ているようですので、ぜひ、そういうものも検討していただきたいと思う次第でございます。

また、保管場所でございますけれども、今現在36台あるということで、役場、総合保健福祉会館等には人の出入りもかなり多いわけでございますけれども、保管場所が看板はございますけれども、なかなか保管場所がわからないというところもございまして、例えばケース等を設置している自治体も見受けられるわけでございますけれども、今、阿見町で有料広告なども募集して、そういったことも今進めているわけでございますけれども、そういったものを利用しながら、そこに掲載しながら、無料で設置できる、そういったことも考えていけば、そういうものもできるのではないかと思うんですけれども、そういった考えはあるのかなのか、ぜひお聞かせ願いたいと思う次第でございます。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。消防長瀬尾房雄君。

○消防長（瀬尾房雄君） お答えいたします。ただいま議員からありました広告等を使つてのということがありましたけれども、飾り物ではございませんので、先ほども申しましたように担当者が決まっていると、管理者が決まっているということなので、救急のときにすぐ使える状態が保っていればいいんじゃないかというふうな考えもありますので、そのケースについての広報を使つての利用等は、現時点では考えておりません。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千賀子君） 飾り物ってね、そういうつもりで言ったわけではございませんので、ちょっとその辺は、こちらも財政削減の中でどういったということの、心からそういうもの考えた次第ですので、その辺はちょっとお間違えないようにしていただきたいと思います。

また、学校なんですけれども、一般開放時にかぎがかかっている、そういった場合に外で使っている少年団野球、いろんな種々の大会あるわけですけれども、そういった場合、今現在、管理方法、ほとんど職員室であるわけですけれども、その利用方法等を検討する必要があるのではないかと思う次第ですけれども、その辺はどのように考えておられるのかお聞かせ願えればと思います。

○議長（佐藤幸明君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えいたします。多くの町民の健康増進、それから社会体育及びレクリエーションの普及のために、町内11校の体育館と校庭を現在開放しているわけでございます。利用に当たっては、当然スポーツ障害保険加入を義務づけております。議員御質問がありますが、当然、心肺停止という緊急事態が発生した場合には、初期対応の心臓マッサージちゅうんですか、人工呼吸を継続して、同時に緊急通報が基本となります。各学校の職員室にAEDが設置されていますので、救急車の到着以前にAEDを使用した場合には、当然救命率が、先ほども言ったように、町長答弁しましたけれども、数倍高いと聞いておりますんで。

しかしながら、学校が施錠されていた場合ちゅうことですよ。本当にこれ荒っぽい話でござ

ざいますが、窓ガラスを割ってもらいましてですね、AEDを使用していただくことになりまして、御理解のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千賀子君） わかりました。あと、要望にかえさせていただきたいんですけども、職員の方にはぜひ全員受講していただきたいと思う次第でございます。つくば市でも1年間かけて、全職員受講したと聞き及んでおりますので、その辺も期待するものでございます。

最後に1点だけ御質問して終了したいと思います。

今現在、公会堂自治体等々で要望も出ているところもありますけれども、AEDを設置したいということもかなりの講習者が出ておりますので、体験者。ただ、高額であるためになかなか買えないということも耳にしておりますけれども、そういった場合、今後、貸し出し等々も含めてできるのかどうか、それを、そういったことも広く考えて御質問をして要望にかえさせて、質問は終了させていただきたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） 答弁求めますか。

○4番（難波千賀子君） はい、もし答えていただければ。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。消防長瀬尾房雄君。

○消防長（瀬尾房雄君） お答えいたします。貸し出しの件ですけれども、先ほど申しましたように、現在36器ということで、各施設に1個ぐらいが普通でございまして、消防に五、六台はあるんですが、それを定期的に貸し出しますというような形はちょっと難しいのかなというふうに考えております。それと各地区での購入についての補助等については、まだ一度も検討したこともございせんし、要望も受けていませんので、今後どういうふうにしたらいいのかということは、今回を機に検討だけはさせていただきたいということで御理解いただきたいと思います。

〔「使用実数で何件ぐらいあるの」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 私語を慎んでください。

○4番（難波千賀子君） ありがとうございます。またそういったことは聞いていきたいと思っておりますので、ありがとうございます。

以上でございます。

○議長（佐藤幸明君） これで4番難波千賀子君の質問を終わります。

次に、3番川畑秀慈君の一般質問を行います。

3番川畑秀慈君の質問を許します。登壇願います。

〔3番川畑秀慈君登壇〕

○3番（川畑秀慈君） いよいよ、お昼前になりましたが、3番目の質問させていただきます。まず通告に従い、質問いたします。

天田町長、新しい町政のスタートまことにおめでとうございます。笑顔あふれるまちづくりの実現に期待をしております。

さて、余り言われておりませんが、リーマンショックから1年9カ月、世界はAグループ、Bグループ、Cグループとはっきり3極分化しております。これは経済でいいますと、晴れ、曇り、雨で、G20を中心にして協調、結束してきた中、今は出口戦略が焦点になっているのに、日本経済は回復におくれております。

この晴れのAグループ、中国、インド、ベトナム、韓国、インドネシア、アジア諸国です。それにブラジル、オーストラリア。このブラジル、オーストラリアなどは、生産回復度が過去のピークを更新しております。

曇りのBグループ、アメリカ、EU、日本です。EUでもフランス、イギリスそしてドイツ、大体ここに入ってます。この曇りのBグループは回復しつつありますが、過去の水準以下の段階でございます。

そして雨のCグループ、ギリシャ、スペイン、イタリアなど南ヨーロッパです。

日本の場合は、リーマンショックの震源地アメリカや最もダメージを受けたイギリスなどと同様であること自体がおかしいと思います。昨年来の第1次補正予算を削った現政権の逆噴射政策、マクロ経済の失政にあることは明らかです。この9カ月何もしなかった、何も変わらなかったと言う人がいますが、そうではありません。やらなくてもいいことをやったからこうなっている。経済も財政も放漫な財政運営でギリシャのような財政にしてはならないと言っている人がおります。本当にそのとおりであると思います。マニフェストが国民の望んでいることなのか。今の状況の中で何を優先的にやるべきなのか。それがわからず判断を誤ったために、国内は混乱し、経済の回復が大きくおかれてしまっていると私は考えております。

天田町長には、ぜひ、現場主義で実態を把握し、的確な行政判断をしていただき、阿見町を大きく発展させていただきたいと思います。ぜひ、人任せにせず、みずから足を運び、自分の目で見て、自分の耳で住民の声を聞き、阿見町行政を引っ張っていただきたいと思います。リーダーが、責任者が先頭に立って一番大変な所へ、困っている人の所へ行くことが大事であります。組織も企業も団体も大きく伸びているところは、リーダーが第一線に入り、現場でいろいろな意見を聞き、的確な判断をしております。歴史を見ても、昔から近代に至るまで、歴史に名を残した名将は常に先頭を走り、柔軟な発想で的確な判断をしてきました。

さて、町長就任のあいさつの中で、町長は、子供からお年寄りまで、安全で安らぎのあるまちづくりを実現することとっておられ、生活道路を優先的に整備し、安心安全な阿見町をつ

くることとっておられます。安心安全な生活道路の整備は大切であります。

そこで、阿見町における町道の管理について質問させていただきます。

まず1点目、町道の定義とは何か。

2点目、町道とはだれのための道であるのか。

3点目、町道の管理監督責任者はだれになるのか。

4点目、丸尾カルシウム脇の町道は過去どのように管理してきたのか。

5点目、丸尾カルシウム脇の町道を将来どのように管理していくのか。

この5点に対して質問をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 川畑議員の質問に答弁させていただきます。

阿見町における町道の管理についての質問についてお答えいたします。

1の町道の定義とは何かについてですが、一般に、町の区域内にある道路で、町が議会の議決を経て認定したものであります。

次に、2の町道とはだれのための道なのかですが、町道は一般公衆の通行のためのものです。

次に、3、町道の管理監督責任者はだれなのかについてですが、町道の管理者については、道路法第16条により、その路線の存する町が道路管理者になります。

続いて、4の丸尾カルシウム脇の町道は過去どのように管理してきたのかについてですが、管理については、町内の町道で現況は砂利道となっている路線と同様に取り扱っておりますが、丸尾カルシウムの関連車両の出入りが頻繁にあるため、砂利道が埋没してしまった箇所等に丸尾カルシウムが独自に補修していた経緯があります。

続いて、5の丸尾カルシウム脇の町道を将来どのように管理していくのかですが、町道でありますので、町としては適正に管理し、安全確保を図ってまいります。

先ほども、現場主義でなければいけないということで、私も町道整備に対しては、建設課長とその所管の課長、部長と一緒に現場、いろんな場所を回らせていただきました。それで、いろんな面での優先順位をやっぱり決めていかなければならない、そういう思いで回らせていただきました。今後とも、またよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） どうもありがとうございます。

丸尾カルシウム脇の町道の件、ちょっと現状どうなのか。これ、過去の写真ですね。皆さん、御存じだと思うんですが。後ろの方に見せますね。で、これもちょっと別の角度から撮ったも

のです。これは、町道をこういう工事車両がナンバーのついていないものが走っております。これを見た方は多分、町道だと思わない、私もわからなかったんですが、で、こういうトラックも入ってきております。見えますか、後ろまで。せっかく拡大して持ってきましたので。

こういう現況が過去にございました。で、この町道に関しましても、その後、この工事の状況、いろいろ私も来て見てまいりましたが、まず1点目、この工場は、まずいつごろ建てられたのか、それをちょっとお聞きしたい。それと、隣の、こちら側ですね、こちらに倉庫がありますが、こちらの本工場じゃなく、こちらが建てられたのはいつなのか。ちょっとその2点、お伺いいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えします。工場の立地については、今手元にちょっと資料がございませんので。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） そうしますと、現状では、いつごろ建ったのかっていうのはちょっと定かではない。

このですね、そうしますと、こちらの倉庫、こちらに倉庫がありますが、これの建設許可が出て、当然、県のほうの許可だと思うんですが、それに対して、申請に当たって、基本的に町で申請があれば、現場をチェックしにいくと思うんですが、それに関して、現場の確認を当時行ったのかどうか。これは、私、昨年の秋からずっとこの件に絡んでおりまして、建設課、都市整備部長、前の桑田部長さんのときにもよく行って、どうなのかという話は聞いておるんですが、その辺の、この申請に当たって現場の確認状況、これはどうなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。この工場立地がいつなのかということと関連してくるんですが、昭和46年以前ですと建築許可そのものが……。ただその後の立地ということであれば、当然、県のほうで建築許可をおろしておりますので、それ以降であれば建築許可はおりてるかと思えます。その辺も、ちょっと今手元に資料がございませんので、申しわけありません。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） その辺のところも定かでない中で来たとは思われます。実際、ここの町道は、いつごろまで町道として機能してたのか、御存じでしょうかね。ちょっとその点も聞きたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。建設課長浅野耕一君。

○建設課長（浅野耕一君） ただいまの質問にお答えします。丸尾カルシウム脇の町道につきましては、機能といいますけども、丸尾カルシウムのほうで補修等を行っていた道路のままの利用というような形の中での使用はされていたというふうに確認しております。ただちょっとその辺で、どの辺までが機能の状況だということについては、ちょっと判断のあれがあるかと思しますので、そういう形で使われていたということだけはわかっております。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） いつごろまでというと、なかなかその中では、使われる人もいたり、使わなかった人もいたり、町道として機能しているといえもするし、してないともいえるという微妙なところだと思うんですね。で、今、丸尾カルシウム脇のこの状況を見まして、なぜ建築許可申請に当たって現場の確認云々と言ったかといいますと、ちょっとこれを見ていただきたいんです。ここが町道のしるしているくいんです。これは変わりませんね。これは建物です。ぎりぎりを通り越して町道に出っ張って建ってるんじゃないかと、どう見ましても。これが1枚目ですね。じゃあ、もう1枚がこれになります。もう少し離れた所から撮っています。ここが、その町道の印なんです。どう見ましても、壁がすれすれ町道に入っているのか、基礎が入っているのか。多分これは間違いなく確認してもらえれば許可のおりるような……。通常であれば、この隣が人の土地であれば人の土地に建物を建てているような……。現場に行って確認していただくと、そうとしか思えない。また、法的に見ると、間違いなくそれに抵触するんじゃないかというようなものに見えてなりません。

こういう状況も確認していく中、実際に丸尾さんの所、工事が始まりました。これも経緯からいきますと、当初は、あそこを平らにするのではなくて、なだらかなスロープにして、自分たちの作業のしやすいような、そして舗装するという話だったんです。それは本来の意味とは違うだろうということで、まずもとに戻していただきたいということで、私もかけ合いました。

で、工事が始まりました。こういう状況ですね。普通こういうものを町道に埋め立ててっていうことは、ちょっと産業廃棄物に近い、まさしくそのものなんじゃないかと思うんですが、配管であるとか鉄であるとか、いろんなものが埋まっておりました。これは、あそこの長い距離の中のごく一部です。そして、現在はこのように、とりあえずはもとの形に、フラットな本来の高さになったといいますか、もとに戻った状況でございます。

こういうことをちょっと考えてみましても、とても町民が安心して安全に生活道路として利用できる状況ではないと思うんですね。現状でも当然作業の車は走っていますし、それは入るなってことは、みんなで共有しなきゃいけないという部分もありますんで、それはある意味で当然かもしれませんが、やはり、地域住民が生活道路として、やはり安心安全に使える、要するにそういう作業車両とも共有できて安心して通れるような管理が必要なのではないかと思う

んですが、その点、どうでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。道路のほうに出てるんじゃないかと、基礎の部分が出てるんじゃないかということですが、これは当然、丸尾カルシウムのほうと今後協議しまして、是正をしていきたいと考えております。ただ、一般的には通行のための道路ですんで、基本的にきちんとした車両であれば、通っては困るということは申し上げられませんので、そういうナンバーのついていないようなものが道路を通っているということになりますと、また道交法の問題が出てくるかと思えます。今後、丸尾カルシウムのほうと協議しまして、できるものは是正していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） 今、写真、向こうに回ってしまいましたが、安全で安心して通れる道路。で、やはり作業をする場所、またそういういろんなものがこの敷地内に持ってこられ保管されるということであれば、やはり道路と作業する場所とをしっかりと塀またはいろんな形で、安全を保つためにも工夫をして、そういう措置をしていただかなければならない、これはいけないと思うんですが、それももう1点。で、この町道の本来のここの幅っていうのは何メートルだったのでしょうか。ちょっとその点。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） お答えいたします。5.4メートルの幅員を有しているということでございます。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） そうしますと、今これを広げて、これはかなり2メートルか3メートルかちょっとはつきりわかりませんが、ちょっと広げて作業用車両が通れるような形に幅を広げて使っていると思うんですが、地域でも、この道路だけの問題ではなくて、丸尾さんの粉碎した白い粉が実際そこを車で通ると落ちないで、その粉が風に飛ばされて近隣に散布されて、例えば洗濯物なんかにつきますと落ちないと。そういう被害も過去にはありましたが、そういうことは聞いておられますでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。地元からの要望とかそういうことで、話し合いの中からは聞いているということです。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 私もこれには、議員のときに携わってまして、もう今まで、自分のものというような形の中で、もう何十年という形で使われてきたということは、現実、皆さんわかっていると思いますし、私もあそこを通ったときにやはり、本当に道が悪くてね、まずなかなか住民が通れるような状況ではなかったということは承知しております。やはり、もうどっちにしろ、今までのことはもうできてしまったことなんですから、今後やはりこの問題に対して、丸尾カルシウム側と地域住民とのきちんとした話し合いをしながら、やっぱりきちんと解決していく状況をつくるっていうことが大事だと思うんですよ。それにはやはり行政がきちんと携わらなければならない。やっぱり道路管理者は私たちにあるわけですから。そういう面では、やはりきちんと対応していきたいと思います。どっちにしろこれは地域住民からも出てますしですね。そういうことで、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） 町長、答弁ありがとうございます。やはりこれはしっかりと住民の要望を聞いていただいて、安心安全で、本来あるべき姿にしていかなければならない、こう思います。あそこの道路、ある意味で、非常に使えれば利便性の高い所なんですけど、今までは、ああいう工場の一敷地内のような状況でしたんで、なかなか使おうと思っても使う人は少なかったと思うんです。やはり、町のこれは1つは財産でもありますし、きちんと管理をしていただきたいと思います。ただ、最後にもう1点、この道路整備の同意書が出たと思うんですが、この同意書に関しましては、昨年の秋、9月の下旬か10月ごろに地元地域に同意書が回って、皆さんの判こを押されて回ったと思うんですね、区長さん先頭に。それが提出されたのはごく最近だとお聞きしました。その理由に関してちょっとお伺ひします。なんでそんなに遅くなったのか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。舗装の要望は確かに先週の金曜日に区長から上がってきております。ただ、原則、舗装の要望については区長から上げていただくんで、その区長がなぜ建設課のほうに持ってこなかったっていうことは、またちょっと詳しいところまでは把握してございません。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） さっき現場主義ということを行いましたけど、これ地元に行ってよく回ってみますと、なぜそうなったのかがわかるんです。これ、最後に丸尾さんのところに来て丸尾さんでとまっていたんです。ですから、やはりこれは逆に言うと、区長さんがそこまで全部できればいいんですが、そういうこともやっぱり考えて、町のほうでもやはり最後まで責任を持ってどうなのか、やはりあれだけの問題があつて要望があつて、その紙が回ったのが昨年の秋

なのに、上がってきたのがそろそろ夏になろうかというときに上がってくるっていうのは、やはりちょっとこれはどっかおかしいんじゃないかということで、やはりこれは、これからしっかりと管理監督をしていただきたいと思います。

それでは、次の質問に行きたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） 私語を慎んでください。

○3番（川畑秀慈君） 済みません、間もなくお昼になります、なるべく早目に進めていきたいと思います。

荒川本郷の開発が大きく推進されました。非常に道路整備もされ町も発展して、これからどんどんまた多くの方が移ってこられるのではないかと思います。その中で、開発の中で、学校建設予定地が朝日燃料庫のすぐ近くにございます。その土地利用と、これから近隣にある本郷小学校の将来のあり方についてちょっとお伺いしたいと思います。

まず、この学校建設予定地の土地の面積はどのくらいあるんでしょうか。

2点目に、将来ここに学校の建設または学校でなくてもいいんですが、ほかの利用計画はあるのか。

3点目に、本郷小学校の耐震化を進めていく中で、あそこの小学校にかかる費用はどのくらいになるのか。

4点目、現在の本郷小学校の校舎、あとどのくらい使用できるのか。使用しようと思えばかなりの年数は使用できると思うんですが、どのくらい使って、どういう形で使うのか、その辺の計画はあるか。

それを使うとすると、本郷小学校の維持管理費は将来にわたってどのくらいかかっていくか。

6点目、小学校の校舎は、児童が少なくなり空き教室が大きくなっていったときの活用は考えているのか。

その6点に対して質問いたします。

○議長（佐藤幸明君） 教育長青山壽々子君、登壇願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） 荒川本郷の開発に伴う学校建設予定地の利用についてお答えします。

この土地につきましては、区画整理による造成工事が完了し、今年の4月から学校教育課の管理となっております。

1点目の質問の土地の面積はについてお答えします。土地の面積は2万6,051平方メートルです。

2点目の将来の建設または利用計画はあるのかについてお答えします。オルティエ本郷地内

で住宅が増えるに従い、児童数が増加することが見込まれます。現在は本郷小学校の児童数はわずかながら増加傾向にありますが、町内には児童数がわずかながら減少傾向にある小学校もあります。このようなことから、町全体の学校について将来のあり方や通学区域等を検討し、また将来の児童数の推移などを踏まえ、住民や議会の皆様に十分な説明をした上で、御意見をいただきながら、今後利用計画を考えていきたいと思っております。

3点目の本郷小学校の耐震化を進めていく中でかかる費用はについてお答えします。本郷小学校の校舎は、東側、北側校舎2棟については、新しい耐震基準で建てましたので、補強工事の必要はありません。残る西側校舎1棟と体育館については、耐震化を図る必要があります。耐震診断と耐震補強工事費用については、合わせて1億6,500万円を見込んでおります。

4点目の現在の本郷小学校の校舎はあと何年使用できるのかについてお答えします。文部科学省の財産処分の基準が60年とされております。本郷小学校は西側校舎が昭和47年度、東側、北側校舎が昭和56年度に建設しましたので、少なくとも西側校舎で23年、東側、北側校舎で31年以上は使用できるものと考えております。

5点目の本郷小学校の維持管理費は将来にわたりどれくらいかかるのかについてお答えします。本郷小学校では、用務員等の人件費、光熱水費、コンピューター費用、管理用消耗品、保守点検委託料、管理備品購入費、施設修繕費等に要する経費として、年間約4,500万円が必要となります。

6点目の小学校の校舎は児童が少なくなり空き教室が多くなっていったときの活用は考えているのかについてお答えします。小学校の教室には、普通教室と特別教室があります。児童数の減少により、特別教室が空き教室になることはありませんが、普通教室についてはクラス数の減少で空き教室となることがあります。空き教室は生活科室、少人数学習室、調べ学習室等として活用しております。また、空き教室は放課後児童クラブやPTA活動など、学校教育以外でも利用していただいております。今後もこのような活用を図っていきますので、御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） ありがとうございます。今いろいろとお伺いをいたしました。1点、ある意味で、今各自治体、特に阿見町を取り巻く自治体といいますと隣の土浦であり、そしてまた牛久であり、また美浦でありってということになりますが、どちらかというとはやはり東京方面に向いております、意識は。この周りの自治体は、この土地の利用、都市計画、そしてまた学校のあり方、非常に学園も含めて工夫をしていると思うんですね。そういう中で、ちょっとこれは牛久と阿見の違いで、今回の質問の趣旨とはちょっとずれるんですが、牛久の小中学校は先日、私もひたち野うしく小学校、一人で行って見てまいりまして、いろんな話の中で、冷

暖房の話、私の妹が東京にいますもんで子供に聞くと、東京は当然冷暖房は完備だと。牛久はどうなんですかと言ったら、牛久も冷暖房は全部完備しておりますと。やはり近隣のそういうちょっとした設備を見てみても、大きく阿見は進んでいるのかおこなっているのかというと、今申したとおりであります。決して進んでいるとは言えない。いいところはありますが、まだまだ近隣と比べるとおこなれてきてしまっているところがあると思うんですね。

今、小学校の入学が増えている所もある。小学校の児童さんが増えている地域もあれば、減ってきている所もあると言っていました。阿見町はこれだけ工業団地を備え、交通の利便性もよくなり、開発も進み、なかなか人口がもう一步増えてきません。増えない理由って御存じでしょうか。町長、どうお考えでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 突然来ましたんで。増えない理由っていうのは、ただ、中島紀一先生あたり言うそうですね、やっぱり住居性っていうか、そういうものは本当に阿見町は恵まれてるんだっていう。だから恵まれている中で、じゃあなぜ人が住まないのかってなると本当にそれは非常に疑問点を持つのは当たり前なんですけど、なぜなんでしょうね。やはり、そういう面ではまずJRの駅が1つないっていうことも1つ大きな欠点になるのかなという気がします。そして、人口……。私は住みやすいと思うんですけど、それぞれここに住んで何が不満なのかっていうのがまだすべてが見えてこないっていう面もあると思うんですけど。子育てにしても、私はそんなに悪い町じゃないなという気がしてるんですよ。これだけ自然もあるし、十分伸び伸びと過ごせるっていうか、そういう場所でもあるしね。なぜと言われるとなかなか思い浮かびません。川畑議員のなぜという問題に対して指摘をしていただいて、それで考えさせていただく。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） 今、急に町長にどうなんだろうとお聞きしましたが、1点、私が地域を回って感じておりますのは、実は荒川本郷地域、小学校に通うようになりますと、親御さんは、余りにも遠い、またそういう設備の問題、いろんなことを周りの自治体と比べてみたときに引っ越してくんです。これは現実です。私も先日、ひたち野うしくに行ってみました。その前は民教にいましたんで、各小中学校全部見て、見させていただきましたが、もしこれから自分の子供が小学校に入学するとしたら、じゃあ自分はどこに住もうかと。間違いなく周りであれば、あそこのひたち野うしく小学校に入れたいと思います。というのは、あそこの小学校、非常に今問い合わせが多いそうです。ここの小学校に子供を入学させるのには、通学の学区内はどこまでなんだと、学校に問い合わせをしてくるそうです。校長先生は教育委員会に聞いてくださいと言ってそちらに回しているそうなんですけど、非常に多い。

1点は、本当に教育にいかにか力を入れるか。ただ単に箱物っていうだけではなくて、やはりそこに心が入り、先生たちの情熱が傾けられたときには、本当に単なるコンクリートの箱ではなくて、本当にすばらしい町の中心となるようなものができるのではないかと。そうやって考えてみますと、ある意味では、今、各自治体は競争している部分もあると思うんです。御高齢の方たちばかりが住みやすい町をつくるのか、それとも若い人、これから子供を育て、学校へやり、現役でまだまだ長くこの地域で活躍する人を多く来ていただくのか。それもすべて都市計画またまちづくり、教育っていったところにどう力を入れていくかによって変わってくると思うんです。

例えば、本郷小学校あたりでいきますと、朝日中に行かれる方、全部行かれる方じゃなくて、そこから周りの近隣の中高一貫のところへ私立のほうへ行ったり、またほかに移られる方が非常に多いと思うんですね、割合としては。ですから、その建物もそうですし、その中身もそうですし、もっともっとある意味で魅力あるものにしていかなくてはいけないのかなと思うんですが。

今、土地の面積をお聞きしました。先日行ったひたち野うしく小学校とほぼ同じ広さなんです、そんなに変わらない。ちょっと狭いくらいで、でも十分に同じものはつくれる、極端な話なんです。そうやって見ますと、ある意味でこの地域のコミュニティー中心に本当にある意味で教育文化の中心になるような地域に、今阿見町は土地を確保しているっていうのは確かなんです。ですから、あそこをどう活用するかで、大きく人が増えていくのか、魅力ある町にまたなっていくのか、1つのモデルをつくるのにはちょうどいい地域でもあるのかなと私は見ております。

牛久栄進高校ありますね。あそこは将来、生徒がいなくなったら何に使うか。老人ホームに使えるように建ててあるんですね。ですから、これから将来、例えば50年、60年で終わりではなくて、手を入れて幾らでももっともつ建物は、今の技術をもってすればできるはずですので、そういうことも考えて、これから50年、100年、200年先のまちづくりを、本当に一歩手を抜いていいかげんなことをやりますと、ゴーストタウンになるんじゃないかといったところは、今、私も町中を歩いていまして、非常にそれは感じます。ですから、そういう部分からしますと、将来に対する投資は非常に大事であると思うんですね。

今、ちょっとまちづくりっていう点だったけど、学園では例えばどうなのか。幼稚園があって児童館があって小学校が近隣にある。要するに一貫してそういうことをやっている。ところが、阿見町は昔のまんまであるので、その辺のところは本当にちょっとばらばら、それはしょうがない部分があるんですが、何もない所に町をつくるのと、住んでらっしゃるところにつくるのでは、ちょっとこれは条件が違いますんで、同じようにしようというのはちょっと無理は

ありますが、その中でも何とか工夫をして、子育てをしていく、特にお子さんに小さい子供たちに優しい町っていうのは、お年寄りにも優しい町になるんです。そういうことを考えてみますと、これは何としても周りの自治体に負けないような、そういう計画をつくっていくことが大事なのかなと、私は感じております。

1つこれで提案しておきたいんですが、将来、阿見町発展のため、本郷小学校を含め荒川本郷の開発地内の小学校建設予定地の有効利用、これはもうどうしても考えていかなきゃいけない。その将来長く使用できるために、1点は、この小学校建設の検討委員会の設置を考えていただきたい。そのように思うんですけども、その点、町長どうでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 今建設検討委員会っていう、そういう状況ではないと思うんですよ。やっぱり阿見町全体を考えた中で、やはり学校の配置とかそういうものをきちんと考えていかないと。今、確かに本郷小学校はね、余りにも寄り過ぎてて面積も狭いっていうことで、非常に子供たちには不便をかけているという、親御さんにも非常に不便をかけているということは事実であります。しかし、だからってすぐ建物からっていうことになる、またこれは別の問題で、やはり阿見町全体を考えた中で、やっぱり、小学校の統廃合の問題とかの中でやはりきちんと精査していかないとだめなのかなと。これは教育長とかです。茨城県もそういう形の中で、やはり地方自治体に投げかけていますから、阿見町もそういう面での全体的なね、町の学校の立地のあり方、そういうものをやっぱり検討するっていうのは、今後やっていかなければいけないのかな、そう思っております。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。本当に阿見町全体を見て、魅力ある、本当に教育また子育てまた高齢者にも魅力あるまちづくり、ぜひこれは相対的に見て推進していただければと思います。その中でも、あそこをどう活用するかによって、また発展の仕方、これは当然違うと思いますので、その辺の検討もまたこれから時間をかけてじっくりとやっていただきたいと思います。ただ、これは今すぐやったから、じゃあすぐ2年後、3年後にできるのかっていったらそういうことではございません。やはり5年、10年と先に長い目で見ないと、なかなかそういう実現は難しいと思うんですが、ぜひ、そういう魅力ある町に向けて、今から手を少しずつ具体的に打っていただければと思います。ありがとうございます。

じゃあ、続きまして……。

○議長（佐藤幸明君） ちょっと待ってください。

○3番（川畑秀慈君） あ、時間過ぎましたか。

○議長（佐藤幸明君） ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時からといたします。

す。

午後 0時01分休憩

午後 1時00分再開

○議長（佐藤幸明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） それでは、引き続き質問させていただきます。

阿見町次世代育成支援対策行動計画の中で、待機児童が先日14名いるとお伺いいたしました。そこで、次の点について3点御質問いたします。

平成26年度には待機児童ゼロにするという目標を掲げてありますが、具体的な対策は何か考えておられるのか。

2点目に、この今待機児童になっている14人に対して、何か具体的な対策は講じているのか。

3点目に、他の自治体が待機児童に対してどのような工夫をしているのか、その点について研究しているかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それではお答えいたします。一括してお答えさせていただきます。

保育所待機児童対策についてお答えいたします。

まず、平成22年3月に策定しました阿見町次世代育成支援対策行動計画の中で、平成26年度までに保育所待機児童数をゼロにする目標を掲げているが具体的な対策はどの御質問についてですが、平成22年4月1日現在の待機児童数は14人であります。先ほど川畑議員が言われたとおりであります。1歳児が7名、2歳児が6名、3歳児が1名となっております。過去5年間の各4月1日現在における待機児童数は9人から14人の間で推移しております。

これまで、既存施設の増改築や職員増員などにより受け入れ児童の拡大を図ってまいりましたが、完全に解消されていないのが現状であります。今回の次世代育成支援対策行動計画策定にあわせて実施した町民アンケートの結果から、希望する保育サービスの中で最も望まれているのは認可保育所による保育であり、本計画の中でも示しておりますように、公立保育所だけでは対応が難しくなっていることから、阿見町第5次総合計画後期基本計画や平成19年度に策定した阿見町保育所整備方針並びに阿見町公立保育所民営化計画などに基づき、引き続き積極的な民間保育所の誘致による保育事業の推進を考えております。

平成22年4月に開園した私立阿見ひかり保育園においては、閉所した青宿保育所と曙保育所2カ所との定員数は同数ですが、3歳未満児の受け入れ数を増やしたり、病後児保育の実施な

どニーズに対応した施設として誘致してまいりました。

しかし、景気低迷などから、これまで以上に子育て家庭における養育者の就労指向が強くなってきていることなどから、保育所入所希望者が増加し、待機児童が発生している状況であります。

次に、現在の待機児童に対して対策は考えたのかとの御質問についてですが、直近の具体的な対応策としては、町立保育所においては、保育士の増員により受け入れ人数を増やすことが可能なところには、早速、臨時保育士を雇用し、二区保育所においては0歳児で3人、学校区保育所においては2歳児で3人の受け入れ増ができるように対応いたしました。

また、2カ所ある民間保育園においては、3歳未満児の定員拡大について協力を求めているところであります。

最後に、他の自治体が待機児童に対してどのような工夫をしているか研究しているかとの御質問についてですが、所信表明などにも述べたように、保育ママ制度と呼ばれている家庭的保育事業についても、今後やはり町でも検討していかなければならないと思っております。他市町村の待機児童解消策の取り組みについても調査研究しながら、本町のニーズに合った子育て支援策を検討してまいりたいと考えております。

特にやはり待機児童ゼロは私の掲げている1つの大きな政策でありますので、積極的にやっていきたいなど、そう考えております。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） 大変にありがとうございました。非常に今経済状況も厳しい中、またこれから高齢化社会がどんどん進んでいく中、若い方の労働というのもしっかり必要になってくると考えますと、その中で子供を産み育てる、そういう環境づくりをしたところがまた大きく発展していくと思われまます。ぜひこれを進めていただきたいと思ひます。

先日、あるところへあいさつに回っておりましたら、若いお母さんから次のような話を聞きました。その若いお母さんは5人のお子さんがいるんですね。今は珍しいなと思ひまして。お子さんはどうしているんですか、仕事をしているんですかって聞いたんです。そしたら、フルタイムで仕事をしております。子供は一番小さい子は1歳から上は小学生までいるんですが、1歳と3歳の子供を預けて仕事をしている。そのお母さんは土日休みじゃないんですね。土曜日は午前中しか保育所見ていただけませんので、午後はほかの施設に預けに、この小さいお子さん、特に1歳児のお子さん、なれないところをまた移動して見てもらって、また仕事を続けている。非常にその点はかわいそうだと。もしできれば土曜日だけでも午後から、要するに普通の日と同じように見てもらえると非常に助かるんだっていうような御意見がございました。

今、阿見町の庁舎、窓口サービスなども日曜日あけたり、またいろんな形で住民の利便性を

図る方向に町のほうとしても動いておりますが、この子育てをしておられる若いお母さんたちの状況も、仕事が役場のように5時15分で終わり、そして土日祭日が休みであるというような、ある意味で恵まれた労働条件じゃない中で一生懸命働いて税金を納めていらっしゃるわけで、その中で子供を育てている。こういうことを考えてみますと、この土曜日の半日から1日へであるとか、ちょっといろいろ工夫をしていただいて、ぜひ子育て支援をしていただけるようなシステムをちょっと工夫をして、1歩でも2歩でも推進していただけると、また阿見町の子育てに対するまた町民の皆さんの評価も上がってくるし、若いお母さんも非常に安心して働けるようになるんじゃないか。これは私が、逆に言うと、いろんな情報、いろんな御意見というのは、こっちでいすに座って電話だけ持っていたんじゃないんですね。やっぱりこちらで歩いて顔を出して、いろんな話を一対一の対話の中から本人が心を開いたときにいろんな話が出てくることを考えますと、ぜひ、こういう意見もありますので、前向きに検討のほうをしていただきたいと思うんですが、その点について、いかがでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） やはり、先ほども言ったとおり、非常に景気低迷によってですね、どうしても働かなければならない、そういうお子さんがいても、そういう家庭が本当に増えているっていうことは、もう現実ですね。今日の新聞あたりでも、やっぱり生活保護が127万世帯とかね、そういう状況にありますんで、やはり今のね、お母さんたちが求めているものは何なんだということをよく把握しながら、やはり積極的に、この待機児童というものに対しては、やっぱり施策としてやっていきたいなと思っております。

本当に現実的に、やっぱり現場主義っていうことで、私もそういう関係の中で、やはり自分が足を運んでもものを見るってのが一番いいのかなと思ってますんで、その点に関してもやはり、そういう現場を見させていただきたい、そう思っています。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。そういう点から、また子育てしやすい素晴らしい魅力ある阿見町づくりに頑張ってくださいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（佐藤幸明君） これで3番川畑秀慈君の質問を終わります。

次に、6番久保谷充君の一般質問を行います。

6番久保谷充君の質問を許します。登壇願います。

〔6番久保谷充君登壇〕

○6番（久保谷充君） まず、改めて天田町長に当選のお祝いを申し上げます。選挙後、ノー

サイドの精神で町政執行に当たりたいと宣言をしております。ノーサイドの精神とは、試合終了の笛が鳴った後は、敵サイドと味方サイドに分かれていた区別をなくし、そこから先、全力で競い合った仲間同士として、阿見町の抱える課題や問題点に協力して取り組むという精神だそうです。私も全く同感に思っております。議会も新しい町長のもとで、地方主権時代の自治体運営に協力して当たらなければ、自治体間競争の時代に乗りおくれるのではないかと思います。今後、議会の立場から議会の役割である行政運営のチェックを果たすとともに、政策の提言を行い、阿見町の発展や福祉の向上に努力することを誓いたいと思います。

天田町政は町政一新を旗印に誕生しました。どうぞ、天田カラーを前面に押し出して、自信を持って思う存分腕を振るって町政執行に当たってください。笑顔あふれる町をつくってくれと町民は大きな期待を持って見守っていると思います。

それでは、通告に従い、一般質問します。

参与制度について。非常勤参与職は、残念ながら4月7日の臨時議会で不承認となりました。私は賛成をしましたが、議会がなぜ反対するのか大変疑問に思いました。今回、改めて臨時議会で反対した同僚議員と町長のやりとりを聞いて、無意味な対立を繰り返しているように聞こえてなりません。

参与については、委嘱後、庁舎内外の施設を視察し、各管理者と意見交換をするとともに、茨城大学の教授や筑波大学名誉教授、元大学学長、町内在住の芸術家などとともに意見交換を行っていると聞いていますが、私は、委嘱された参与が具体的にどのような立場でどのような業務を行い、勤務形態はどんな形で町政へのアドバイスを行っているのかをお伺いします。理解不十分のところもあると思い、改めてお伺いします。

私自身は、参与として委託されたお二人とは面識があり、その能力も見識も理解しておりますが、議会としても地方主権時代の議会のあり方などについても参与の考え方や意見交換をする機会があれば、活用することができるのではないかと考えております。町長の考え方を伺いします。お願いします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 参与制度についてお答えいたします。

昨日、藤井議員に答弁いたしましたように、私は参与制度については、3月20日の任期当初から直ちにスタートをさせたいと考えておりました。なぜなら、行政は一日も停滞してはならないと考えておりましたし、外部から行政組織に人材を登用することはマニフェストにも明記して、町民の皆様の御支持を受けた事項であったからであります。

一般的に、地方自治体のような組織では顔ぶれが固定し、それが常態化、長期化すればするほど惰性とマンネリに支配され、活力をなくす傾向にあると言われております。

現状の阿見町役場組織がそのような状況にあるとは思っておりませんが、常に自己点検を行うことと、新しい息吹を吹き込んでおくこと、外部からの視点を取り入れることが、組織を生き生きと継続させ、何より町民からお預かりした税金を最も必要とするところに有効に使うことにつながると確信しております。

今回、4月1日付で長南幸雄氏、15日付で海野隆氏を参与として委嘱いたしました。秘書課付とし、勤務はおおむね週3日程度であります。2人とも私とは長いつき合いがあります。また、それぞれ自治体行政や議会についても深い知識と見識を有しております。

一般的に、参与とは地方公務員法第3条3項に規定された非常勤特別職であり、二人共通の業務としては、政策マニフェストの進行管理、政策提言、政策決定のアドバイス等を考えております。

その上で、長南参与は、その長い地方行政における経験と実情を活かして、阿見町の行政システムを他自治体と比較考量して町役場組織と政策決定の活性化のために活躍していただくことを期待して委嘱いたしました。

また、海野参与は、私の公約である事業仕分けや環境マネジメントシステムの知識と経験を十分に発揮できる人材として、また、阿見町に意欲と関心と呼び起こす人脈を構築するために適任であると委嘱いたしました。

本日の読売新聞にも一部経歴等が出ております。私は、二人を雇うに当たり、今後4年間副町長を置かないという、あくまでの経費の人件費の問題はここに集約されていると私は思っております。

既に二人から5月20日付で7項目の政策提言があり、今後も随時政策提言がされることとなっております。

今回、学校教育課のコンピューターの問題に対しては、非常に二人の提言によりまして、また、ここにいる川畑議員にもIT関係の問題に対しては助言をいただきました。そういう中で、非常に経費の削減ができるのではないか、特に学校教育課黒井課長、そして恵美係長、そして総務課の遠藤課長補佐、山崎係長、こういう人たちが一生懸命やってくれました。そういう中で本当に、そういう提言の中で、役場の職員と一緒にやってこういうことができたということが、今、私には一番喜んでいるところであります。

参与は、町長選挙を通じて町民の皆様と約束し、御支持をいただいた公約を実現するために、不可欠の仕組みであると確信しております。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 6番久保谷充君。

○6番（久保谷充君） よくわかりましたがですね、7項目の提言ということなんですけれども、どういう内容なのか、詳しく説明できれば、ひとつお願いします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 7項目、何項目かありますけど、特にはやはり、今先ほど言いました学校のコンピューター予算に関する政策提案。やはり非常に、今年は524台というコンピューター、パソコンを入れるわけです。そういう中での金額の問題。あとは、ソフト面でも7,700万円という金額が出ておりましたから、そういう中でやはり、もう少しこれは精査しなければ、このままの金額ではおかしいんじゃないかという提言をしていただき、そういう中で役場の職員の皆さんにも、先ほど名前をちょっと上げましたが、ここに教育次長もおいでになります。教育次長も本当に部下を一生懸命使っていただきやっていたきました。そういう中で、やはりこの提言が活かされたというものが、今出てきておりますのでですね、本当に喜んでおります。

また、いろんな面ではありますが、これを読んでも長くなりますので、そういう面では、やっぱりいろんな面でこの提言によってスキルアップができるような状況にやってきていることは確かであることを申したいと思います。

○議長（佐藤幸明君） 6番久保谷充君。

○6番（久保谷充君） どうもありがとうございます。

参与も、阿見町の行政に大いに意見や提言をいただくということで、組織の活性化と政策の活性化が期待できるのではないかと思いますので、参与を大いに活用をしていただきたいというふうに思います。

それでは、2番目の前町長名のパンフレットはどうするのかということで質問をいたします。

町には、さまざまな計画や各種パンフレットなどがありますが、すべて前町長の顔写真と氏名入りになっているが、計画等は作成された当時の責任者である前町長名でやむを得ないと思いますが、パンフレットについては、前町長名の氏名のままに新しい町長の顔写真と氏名が掲載されていないのが違和感があります。

民間会社で社長が交代したにもかかわらず、何カ月もホームページが会社案内も前社長名の顔写真入りと氏名の入ったものであったら、変な会社というふうに思われても、節約している会社だというふうには思われたいのではないかとこのように思います。

自治体でも同様だと思います。長の交代に伴って、ホームページも直ちに新しい新町長名のあいさつに更新されるべきだと思います。

そこで、お聞きしますが、町が作成しているさまざまなパンフレット類で前町長の顔写真、

名入りのパンフレットの種類と部数は概略でよいのですが、部数はどのくらいあるかお伺いをいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） はい、お答えいたします。部数の件は、後で部長のほうから答弁させます。

各種計画書やパンフレットの顔写真等についてお答えいたします。

まず、第5次総合計画のように、法令等に基づき計画期間を定めて策定するものについては、策定時期を示す理由から、やっぱり巻頭に策定時の首長の顔写真、首長名、あいさつ文及び策定年月日を記載することが、これは通例となっております。それを変えるということは大変なことでもあります。そのため、計画の期間内においては、その計画書の巻頭を変えることなく利用することになります。

一方、パンフレット等では、法令等の期間を定めない一般的な案内書や説明書等につきましては、在庫等を確認しながら、更新時に、要するに更新時になくなったということになればね、順次変更していくようになります。

○議長（佐藤幸明君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 考え方は、今町長がお答えしたとおりでございます。

計画はそのように、つくった時点の首長のあいさつ等で顔写真つきで載っております。パンフレットに関しましては、ちょっと調べた限りでは、ほとんど町長の名前が載っていない、そういったものがないのがほとんどであります。ちょっと気がついた一部だけですね、昨年つくりました町の企業の紹介のもの、これはちょっと昨年つくりましたので、川田町長の顔写真とあいさつが載っておりますけれども、これはまだつくったばかりで、まだ部数が残っておりますので、これは有効に使いたいというふうに思います。

それ以外のものはですね、更新のときにどんどん更新は、使えるものはどんどん使いまして、なくなれば更新のときにどんどん更新していくということで考えております。

○議長（佐藤幸明君） 6番久保谷充君。

○6番（久保谷充君） これ、水道事務所のやつもまだなっておりますんで、あと5月の31日にもらいました阿見町次世代教育支援対策行動計画ですか、これまでもらったばかりですよ。それで、22年の3月から26年となっておりますけど、まだできたばかりですよ、これ。もう一個こちらもね。こういうものについてですね、今回、3月に町長選挙あったんですけど、これはいつごろからこういうふうな予定っていうか、ものが計画があっただけっていうか、つくる予定でこういうふうな3月にできたのか。いつごろそういうやつで、その内容でつくったかどうかお伺いします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい、お答えいたします。議員おっしゃった次世代育成支援対策行動計画と障害者基本計画、これ先日全協で説明させていただきました。これは21年度に策定をしております、21年度のですから、22年の3月までの期間の間に5年間の計画を定めるということでつくったものでございます。

期間は21年度っていうことですので3月までですが、実際、製本として上がってきたのが4月にずれ込んでしまったというようなことで、説明を申し上げるのも5月になってしまったということになります。先ほど町長のほうの答弁にもありましたように、計画については、21年度に前町長が策定に諮問しまして、その結果、製本として形に出てきたものでございますので、2月中には大体そういう素案が固まりまして、原稿ができて印刷する段になってきておまして、町長がまだ選挙をする前に、製本する前の段として最終案として固まっていたものでございます。そういう意味で、巻頭のあいさつにつきましても、その策定委員に向けた協力していただいた旨のごあいさつと、そういうものも含めて載っておりますので、そういう趣旨でつくったということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（佐藤幸明君） 6番久保谷充君。

○6番（久保谷充君） そうするとですね。これは26年までになっておりますが、これかなりの部数はつくっているんですか、それともこれは26年まで使うつもりでいるわけですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい、お答えいたします。次世代育成支援対策行動計画のほうは400部つくってございます。障害者基本計画のほうは200部つくってございます。それで、この部分につきましては、5年間この計画に基づいて進めるということですので、これをつくり直すっていうのは、毎年この事業評価なり点検する予定で、中の修正があれば、その修正の部分をつくって更新していくということですが、これを全部つくり直すというようなことは経費的にもかなりかかるので、毎年つくり直すということではなくて、修正の部分を訂正していくというようなことで考えております。

○議長（佐藤幸明君） 6番久保谷充君。

○6番（久保谷充君） はい、わかりました。じゃあですね、なるべくこういう長の交代なんかがあるときは、やっぱりもうちょっといろいろな交代があるのかなということ想定しながらそういうものを今後はつくっていったほうがいいんじゃないかなというふうに私は思いますので、今後よろしくお願いを申し上げます。

3番目の、案内板の設置について。以前は、阿見の公共施設がどこにあるのか、案内標識が少ないという不満がありました。3月から町内各所に案内表示が設置されて、公共施設の場所

がわかりやすくなったと好評です。特に、予科練平和記念館を案内する標識ができたのはよかったと思っています。しかし、そのデザインを見ると、特注品仕様になっているようで、柱の根元部分のデザインも含めて高額になっているのではないかと推測できます。

景観条例のある阿見町なので、市街地に溶け込むようなすてきなデザインであることは必要と思われませんが、標識という機能を満たす簡素なデザインであればよいのではないかと思います。

設置費用も必要以上に高いものなのか、また、今回の案内標識の1基当たりの設置費用は一体どの程度の費用がかかっているのかをお伺いをいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それではお答えいたします。

金額的なものは、後で部長に答弁させますのでよろしくをお願いします。

今回の案内板設置につきましては、プレミアム・アウトレットや予科練平和記念館がオープンすることに伴い、当町への多数の来訪者が見込まれることなどから、約20年ぶりに公共案内板の整備を行ったものであります。

デザインにつきましては、景観的・演出的視点から、印象的で好感が持て、阿見町のイメージアップが図れるデザインとしたものでありますので、一般的なタイプのものよりは多少割高となっております。

次に設置場所についてであります。場所を選定するに当たりましては、運転者等からよく見えること、歩行者や自動車の安全を確保することを優先し、慎重に検討したところであります。埋設物や障害物や道路占用の規制等、さまざまな制約があり、大変難しいところがありました。このような状況の中で、今回設置したものであります。

この案内板の設置が単に情報の提供にとどまらず、町のイメージアップにもつながり、ひいては魅力ある豊かなまちづくりに、わかりやすいまちづくりの糧になればと考えているところであります。

○議長（佐藤幸明君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 1基当たりの設置費用ということでお尋ねがありましたのでお答えいたします。

今回、施設の誘導サインとですね、それからゲートサインということで、阿見町に入りましたら、ようこそ阿見町へというゲートサイン、そのほか観光案内板、合計49基設置をしています。金額はですね、既に看板が出ているものに一緒にかけるものもございましたので、それは多少安くできておりますけれども、単独で基礎からつくったもので、小さいもの、それから中型と大型というのがありまして金額がばらついておりますけれども、200万円から380万円とい

うことでございます。これは基礎からつくったものでございます。

○議長（佐藤幸明君） 6番久保谷充君。

○6番（久保谷充君） 今、種類があるってということなんですけども、根元からこう広がっているのがありますよね。それとそのまま色だけそういう、何ですか、色がこう同じような形になってんのありますよね。それは、どういう理由で2種類っていうか、そういうのあるんですかね。その根元に円柱っていうか2メートルかそこらのやつになっているやつと、そのまま下から上まで同じになっているのがあると思うんですけど、私は、円柱が2メートルぐらい上まで行かなくても、それは事は足りるのかなあというふうに思ってますけど、執行部の考え方はどういうふうですか、お伺いします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） お答えいたします。色を変えてですね、基礎から2メートルつくった部分は、やはり先ほど申しましたとおり、デザインということで、景観的なもの、それから印象的な、印象をアップするですか、そういった観点から色を変えたという点が1点と、それから腐食防止ということで、基礎の腐食を防止するために、特にその部分を強調してつくったということでございます。

一回り大きくつくったものは、そこでそれだけのスペースが確保できるものはそういうふうにししました。スペースが確保できない部分は、そのもとの柱の色だけを変えて、さらに腐食防止を施したということでございます。

○議長（佐藤幸明君） 6番久保谷充君。

○6番（久保谷充君） はい、わかりました。1つですね、美浦方面から旧125号線を通行する方々への案内として島津T字路に予科練平和記念館の案内板がありますが、この案内板は県の道路案内板と交通標識の間にあって、通行する車の運転席からは極めて見づらい標識になっております。これを現場をきちっと、よく見たかどうかを私は疑問に思いました。こういう案内板を設置するのに本当にこの場所が適切かどうか、また設置後に現場をきちんと確認したかどうかをお伺いします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。今、久保谷議員が申された場所はですね。美浦旧125号国道の美浦の方から来まして、阿見に入ったすぐの所で、125号バイパスに旧国道が行くT字路の所ですね、その標識ということでございます。

これをつけた経過とですね、それから今後の考え方っていいですか、を申し上げたいと思います。当初ですね、あの場所が予科練平和記念館の案内には適当だろうということで、あの付近ということで考えました。それで、既に茨城県の道路案内板がT字路の所に設置してありま

したので、道路案内板とあわせて予科練平和記念館の案内もすると一番わかりやすいだろうと、見る人にとってわかりやすいだろうという考えのもとに、あの県の道路案内板の所に一緒につけたいということを考えました。で、県のほうと協議をしましたところ、強度の関係ですね、もう1枚つけてしまうと強度が保てないということでだめですよというふうに断られてしまいました。で、場所的にあそこができればいいだろうということで、そこで設置するというところで、単独ですね、あの道路案内板とは別に設置しようということで考えたわけですけども、御指摘のように、道路の標識がですね手前にありまして、非常に見づらいということでした。で、設置するに当たりましては、その道路標識が移動が可能だというふうに確認をいたしましたので、現在、その場所に設置したということでございます。で、今も見づらいということで、道路標識のほうはまだ移動されておられません。これは茨城警察のほうと今協議中で、移動に向けて協議中ということでございます。

○議長（佐藤幸明君） 6番久保谷充君。

○6番（久保谷充君） 先ほどからですね、町長もですね、現場主義ということなんで、つけたら、どういう場所にどういう形になっているか、一回確認するのがこれは町の担当者っていうか役目じゃないかなというふうに思いますので、これからはそういうことがないように、ひとつよろしくをお願いします。

この件は終わります。

4番目、本郷地区の街路灯及び親水公園の街路灯について質問いたします。

夜間、JR荒川沖駅を下車して駅前通りを阿見町本郷地区に向かって進んでくると、突然周囲が明るくなります。街路灯が多いのか光が強いのか、荒川沖駅周辺の暗さとは異なって光に包まれた安全な町という印象があります。安全で安心な町というのがまちづくりのコンセプトかと思いますが、しかし、この明るさが深夜から明け方まで夜じゅうこうこうと明るいとなると、やり過ごすことはできないと思います。

同様に、調整池機能を持つ親水公園の街路灯もこうこうと蛍光灯の光が照らしております。確かに池周囲に柵があるとはいえ、余りに明るすぎるのではないかと思います。そもそも道路や公園等の街路灯の明るさをどの程度確保しなければならないというのは基準があるようで、その明るさは4メートル先の人物の挙動、姿勢が認識できる程度以上の照度が必要とされております。感覚でものを言って申しわけないと思いますが、現状の本郷地区の街路灯や親水公園の街路灯は相当基準を上回っているのではないかと考えています。

この街路灯は、もっと間引きをして、街路灯の機能を損なうことがないのではないかと思います。あるいは、時間に応じて間引きなどをする工夫することを考えてはいかがかと思っておりますので、執行部のお考えを聞きたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 本郷地区の街路灯及び親水公園の照明灯の質問についてお答えいたします。

本郷地区は、阿見町の西部地区における玄関口として、本郷第一地区を中心に商業や居住の中枢を担う市街地であります。本郷地区の街路灯につきましては、久保谷議員の御質問にありましたように、荒川沖駅からの延伸であります都市計画道路荒川沖・寺子線の歩道照明灯として設置をしておりますが。当路線は地域の骨格となる主要幹線道路であり、計画段階から多くの住民の歩道利用を想定していました。特に通勤や通学等での歩道利用者が多く考えられたことから、夜間利用の安全対策を考慮し歩道照明灯を設置しております。

設置に当たりましては、高齢者や身体障害者等の安全性に配慮するため、ユニバーサルデザインを目指して策定された交通バリアフリー法の規定を採用し、適正な照度が確保できる灯数を設置するとともに、電球については省エネに配慮したナトリウム灯を使用しています。

また、歩道照明灯の点灯時間帯につきましては、当初は最終電車を考慮した時間帯としていましたが、道路利用者の増加に伴い、夜間の防犯対策の強化が求められていることから、現在は日没から明け方までの時間帯を点灯している状況であります。

次に、親水公園の照明灯についてですが、本郷親水公園の照明灯設置に当たりまして、池への転落防止や防犯対策を目的に、公園施設の基準等が定められている都市公園技術標準を参考にして、適正な照度が確保できる灯数を設置しております。

また、照明灯の点灯時間帯につきましては、利用者を考慮し、日没から午後8時までの区域と午後9時までの区域に分類して点灯している状況であります。

以上が歩道照明灯及び公園照明灯の設置状況になりますが、点灯時間帯につきましては、今後の地域の状況を十分に把握し、行政区との調整を図りながら、環境に配慮した対策を講じていきたいと考えております。また、照明灯の改修時には、省エネや光害等を配慮した製品の導入を検討していきたいと考えております。

○議長（佐藤幸明君） 6番久保谷充君。

○6番（久保谷充君） これからいろいろと検討するという事なんですけど、じゃあ今、畑から山しかない所を3本に1個ぐらいで、私はいいのかなというふうな形で今思っております。10時なら10時以降は3本に1本とかというふうなことは考えることはないのかどうかお聞きします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。この街灯につきましては、一基一基点灯するようなセットになってございませんので、そういう今おっしゃいました間引きとい

うのは難しいかと思えます。

○議長（佐藤幸明君） 6番久保谷充君。

○6番（久保谷充君） 難しいってということなんで、できないっちゃうことなんですね。わかりました。寺子までね、今度また延伸があれされていると思いますが、その辺を今後はですね、そこまで私はやる必要がないのかなあというふうに思っていますので。せっかくな、町の庁舎内でもね、LED化だ何だかんだってということで、いろいろとやっておりますが、余分な電気を使うとね、地球環境にも悪いと思えますので、いろいろと今後は考えたほうが、私はよいのではないかなというふうに思っています。

また、街路灯に使われている電気料金は、今、現状月額どのくらいかかっているのかお聞きします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。荒川沖・寺子線の照明代でございますが、月平均しますと5万8,000円程度でございます。

〔「荒寺線だけでいいんだ」「阿見全体で」「あ、親水公園」と呼ぶ声あり〕

○都市整備部長（横田充新君） 失礼しました。親水公園のほうはですね、月額約7,000円程度でございます。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 6番久保谷充君。

○6番（久保谷充君） 私が思ってたほど電気代はかかってないのかなというふうに思いますが、いずれにしても、少し、もうちょっと暗くてもいいのかなと思えますので、今後はひとつ検討の課題としてよろしく願います。

これで、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（佐藤幸明君） これで6番久保谷充君の質問を終わります。

休会の件

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第2、休会の件を議題といたします。

委員会審査及び議案調査の都合により、6月11日から6月23日までを休会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

散会の宣告

○議長（佐藤幸明君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。
本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 1時50分散会

第 4 号

[6 月 24 日]

平成22年第2回阿見町議会定例会会議録（第4号）

平成22年6月24日（第4日）

○出席議員

1番	佐藤幸明君
2番	平岡博君
3番	川畑秀慈君
4番	難波千香子君
5番	紙井和美君
6番	久保谷充君
7番	石井早苗君
8番	柴原成一君
9番	浅野栄子君
10番	藤井孝幸君
11番	久保谷実君
12番	吉田憲市君
13番	小松沢秀幸君
14番	倉持松雄君
15番	大野孝志君
16番	櫛田豊君
17番	諏訪原実君
18番	細田正幸君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	天田富司男君
教	育	長 青山壽々子君
消	防	長 瀬尾房雄君
総	務	部 長 坪田匡弘君

民 生 部 長	横 田 健 一 君
生 活 産 業 部 長	川 村 忠 男 君
都 市 整 備 部 長	横 田 充 新 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	宮 本 寛 則 君
総 務 課 長	篠 原 尚 彦 君
企 画 財 政 課 長	篠 崎 慎 一 君
秘 書 課 長	佐 藤 吉 一 君
児 童 福 祉 課 長	高 須 徹 君
国 保 年 金 課 長	吉 田 衛 君
建 設 課 長	浅 野 耕 一 君
警 防 課 長	川 村 益 巳 君

○議会事務局出席者

事 務 局 長	小 口 勝 美
書 記	大 竹 久

平成22年第2回阿見町議会定例会

議事日程第4号

平成22年6月24日 午前10時開議

- 日程第1 議員提出議案第2号 阿見町議会の議員の費用弁償等の支給の臨時措置に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第39号 阿見町長の在任期間に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第40号 政治倫理の確立のための阿見町長の資産等の公開に関する条例の一部改正について
- 議案第41号 阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 議案第42号 阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 議案第43号 阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第44号 阿見町火災予防条例の一部改正について
- 議案第45号 阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について
- 議案第46号 阿見町国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第47号 阿見町保育所設置条例の一部改正について
- 議案第48号 阿見町保育の実施に関する条例の一部改正について
- 議案第49号 阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第50号 平成22年度阿見町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第51号 平成22年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第52号 平成22年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第53号 平成22年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第54号 平成22年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第55号 平成22年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第56号 平成22年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第57号 平成22年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第58号 町道路線の廃止について
- 日程第7 議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

午前10時00分開議

○議長（佐藤幸明君） おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

議事に入る前に、10番藤井孝幸議員より発言を求められておりますので、発言を許します。

○10番（藤井孝幸君） 私が議会審議の冒頭に発言を求めたのはですね、2つの理由がございます。

1つはですね、私の、去る6月9日の一般質問の中で、執行部答弁に根拠のない虚偽の答弁がありました。それが1つと、2番目にはですね、私が議会における発言に、その虚偽の答弁により、新聞報道の読者からですね、まあ読者であろうと思う方からですね、抗議の電話がありました。私は著しく迷惑をしております。

そこでですね、この2件についての経緯について簡単に説明をさせていただきます。まだ議会の執行部の方も議員の方も知らない方が多いと思いますので、簡単に経緯を説明いたします。

私がですね、6月9日の一般質問の中で、議案第32号、37号の町長の専決処分について違法であるというふうにいたしました。そして、私は執行部に専決処分の根拠は何かということをお伺いをいたしました。そこで町長の答弁では、専決処分の要件は緊急性を要するから専決処分をしたんだと、こういうお答えでございました。

つまり、参与の2名をですね、採用するのは緊急性があるということで、そこで参与の報酬と費用弁償の額を決める条例と補正予算を、これは議会が不承認ということでございましたにもかかわらず、専決をしたわけであります。

そこで私はですね、この専決処分の対象であります参与の地位役割からして、緊急性はなく違法だというふうに議会の一般質問で言いました。緊急性があればですね、前日でも議会を招集することができたわけですから、これをやらずして緊急性とかいうことはない。それで、根拠に乏しい、客観性はないということで、この議場で発言をいたしました。

私のこの発言に対してですね、執行部は特に緊急性を要する事案に該当するということで、ここが問題なんですけども、「県からも妥当だとの見解を得ている」という回答を執行部がやりました。県からも妥当だということの見解を得ているということを説明をいたしました。このことがですね、翌日新聞に報道されたわけでございます。

私はですね、県の地方課に、専決処分が妥当だということを行ったのかということを確認を

いたしました。そしたらですね、県の担当者は「だれもそのようなことを発言した者はいない」ということをございました。これは明確にお答えをいただいたわけです。

そして、私にとってですね、最悪なのは、新聞を読んだであろうという人からですね、県が妥当だと言っているのに何でおまえは横やりを入れているんだという苦情というんですか、そういう匿名の電話で、お名前はというふうにお伺いしたんですけども、名前は一切語らずに匿名の方です。

だから私はですね、その方には、これは虚偽の発言ですよというような話はしたんですが、新聞を読んだ方はですね、藤井が横やりを入れているんじゃないかというような感じにとれるような新聞内容なんですね。

そこでですね、新聞の記事をちょっと読ませていただきますと、「9日の6月定例議会の一般質問で、藤井孝幸議員が4月の2氏の参与起用が町長の専決処分によって行われたことについて違法と指摘し、市側は——これは書いた担当記者が市側ち書いとるけど町側のことですね——町側は地方自治法が定める首長の専決処分の要件のうち、特に緊急性を要する事案に該当すると反論をし、県からも妥当との見解を得ている」というふうな新聞記事内容ですね。

だから、この新聞の記事を読むと、何か私が横やりを入れているというふうな感じにとれるわけですね。当然。

そういうことですね、私はこの違法ということに対して県が妥当であるといった発言はですね、これは甚だ私も遺憾な内容になっておるんですね、次の、私は3つの事項について答弁を求めまして、次の3つの事項で、よく聞いてくださいね、私が今から言う3つの事項についてですね、しっかりと御答弁をしていただき、その処置について御検討を強く要望するものでございます。

その1つはですね、なぜ「県が妥当だ」と言ったのか。その虚偽の答弁をしたのか。これ勘違いであればですね、何をどのように勘違いをしたのか。勘違いで済ませる、この議場での話ですから勘違いでは済ませるような話じゃないと思うんですけども、根拠のない発言であったことをですね、これ議会ですから、議事録に記載されるような明確な訂正、謝罪をお願いをしたいと思います。それが1つ。

2つ目にですね、新聞報道にあったように、私は少なくとも議場で言った話で、新聞報道からすれば私が横やりを入れているというような感じでしたので、そうではないよと、県が妥当であったということは執行部の間違いですということですね、新聞に報道にしてもらわないと、あれを読んだ方は藤井がえらい無理やりごり押ししてるなというようにとられますので、これを新聞社のほうにですね、記載した新聞社のほうに訂正の記事を書いていただくように強く求めてください。私はそれを強く要望します。

そして3つ目はですね、町長は専決処分は違法ではないということを言いましたですね。これは町長にお尋ねします。違法ではないということを言いましたんで、県から妥当であると、違法ではないよと言ったのが、県から妥当ではないということを聞いて、そして違法ではない、裁判でも何でもやったらどうですかというお話を町長はここでいたしました。それでですね、それは、その町長が違法ではないと言ったのが、県の言葉が根拠になったのかそうでないのか、またほかの理由があるのか、それを町長にお伺いをいたします。

この以上3つのはですね、答弁をお願いをいたします。それで、議長をお願いなんですけども、これは質疑の場ではないんですね。当然私もよく知ってます。質疑の場ではないんで、質疑を、私が手を挙げてまたそれはおかしいとか何とか言うつもりはないんですが、その以上3つの点について、明確にお答えがいただけない場合は、議長、的確な議事の進行、議事の運営をお願いをいたします。

終わります。

○議長（佐藤幸明君） 次に、総務部長坪田匡弘君より発言を求められておりますので、発言を許します。

○総務部長（坪田匡弘君） 今お話にありました、去る6月9日、第2日目ですね、の本会議の藤井議員の一般質問に対する私の答弁について、訂正をお願いしたいと思います。

訂正をお願いする私の発言は、藤井議員の質問の今お話にありました一番目の天田町長の専決処分について、に対する答弁でございまして、その部分をちょっと申し上げますと、「この専決処分につきましては、町長が先ほど申し上げましたとおり、一日でも早く町政運営を軌道に乗せるんだというようなことで、この自治法の179条の専決処分で議会を招集する時間的余裕がないときということで専決処分ができるわけですから、これは県のほうにも照会しましたが、それは妥当だろうというようなことでありますし、いろんな自治法の解説を読んでもですね、それで妥当だということで行ったこととございます」というような答弁をいたしました。

で、先ほどお話がありましたとおり、この部分の「これは県のほうにも照会しましたが、それは妥当だろうというようなことでありますし」という部分が、県に照会した事実がありませんでしたので、訂正をお願いしたいと思います。大変失礼いたしました。よろしく願いいたします。

それと、新聞報道につきましては、この議会の本会議を取材された新聞の記者の方が、一連の今回の議事につきまして報道をされたということとございますので、今日のこの会議でこういった内容が、私も訂正をさせていただきたいと思っておりますけれども、こういった内容を聞いていただいて、また報道していただければというふうに思います。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 今言ったとおり、私としてみればこの参与をです、すぐ決めたいってというのは、自分の公約をやはり果たしていかなければならない。特にもう、早目に手を打っていかねばならないってということで、専決処分をしたものであります。それが本当に不当だと、藤井議員が本当に不当だと、それは違反だとそう思ってるならば、ちゃんと裁判かけなさいって言ったじゃないですか。やりなさいよ、ね。

何も、自分はそれはだめだ、そういうことはだめだって言うんなら、きちんとやったらいいんです。それをやる勇気を出してやってください。

〔「話し合いが必要じゃないのか。話し合いが前提だっぺよ」「裁判なんてことは簡単に言わなねえほうがいいんじゃないのかだっぺ」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 要するに不当って言っている以上はね、やはり、じゃあ天田がやっていることは間違いなんだと、そう思っている以上はね、やっぱりどこでけりをつけるかと。そしたらやっぱり、きちんとした裁判の場でやる以外ないじゃないですか。ここではやれないんだから。

けどあのときに、いやそれはいいですよっていう話を最後にしたじゃないですか、藤井さん。そうでしょう。そこまで、そういうことは考えてないと。ねえ。

○10番（藤井孝幸君） いいですか。議長、発言をちょっとさせてくださいよ。これね、町長は私の質問に答えてないんですよ。これね。それで、裁判のほうに……。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 町長、裁判するとかしないかは、これはまた別な話なんでね。私が質問したのは、町長が違法でないと判断した根拠に「県が妥当だと言ってます」という、それが入っているのか、それを根拠にしたのかどうかということを知っているんです。

それともう1つ、それともう1つ。裁判しなくても県知事に審決を出すことができるんですよ。これは裁判なんか別にしなくてもいいんです。県知事の判断を仰ぐことができるんです。その点ですね。

○議長（佐藤幸明君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 審決の問題はまた別にしてね、それはまあ、ほら裁判っていうんじゃないんですけど、審決は、まあ選挙のことで審決に棄却されたなんていう、それは審決はできるんでしょう。

私は県に聞いてどうのこうのじゃありません。自分の意思、いろいろ調べて専決処分は十分、町長の専決処分として立ち行くことができるんだというね、そういう意識のもとできちんとい

ろんな話を聞きながらやらさせていただきました。そういうことです。

○議長（佐藤幸明君） これより議事に入ります。

議員提出議案第2号 阿見町議会の議員の費用弁償等の支給の臨時措置に関する条例
の一部改正について

○議長（佐藤幸明君） 日程第1，議員提出議案第2号，阿見町議会の議員の費用弁償等の支給の臨時措置に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

17番諏訪原実君，登壇願います。

〔17番諏訪原実君登壇〕

○17番（諏訪原実君） 議員提出議案第2号，阿見町議会の議員の費用弁償等の支給の臨時措置に関する条例の一部改正についての提案理由。

議員提出議案第2号，阿見町議会の議員の費用弁償等の支給の臨時措置に関する条例の一部改正について，提案理由を申し上げます。

阿見町議会は，阿見町議会の議員の費用弁償等の支給の臨時措置に関する条例を定め，平成20年7月から平成24年3月までの期間，定例会，臨時会及び各委員会に出席したときの議員の費用弁償の支給を受けず，さらに議員から選出された附属機関の議員としての報酬及び費用弁償の支給を受けないことで，町の財政健全化を寄与しております。

今回の改正は，新たに措置された環境審議会及び従来からの漏れがあった附属機関を，当該条例に列挙された委員としての報酬及び費用弁償の支給を受けない附属機関に追加するものであります。

提出者，阿見町議会議員諏訪原実，賛成者，阿見町議会議員細田正幸，同じく小松沢秀幸，同じく久保谷実，同じく紙井和美，同じく藤井孝幸，以上であります。

議員各位の御賛同をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤幸明君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

7番石井早苗君。

○7番（石井早苗君） この議員提案というのを，私，今日初めて知りましたが，なぜこの5つの委員会だけに認めるように提出してるのかを伺いたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

17番諏訪原実君、登壇願います。

〔17番諏訪原実君登壇〕

○17番（諏訪原実君） 答弁は簡単ではありますが、今までの費用弁償の支給、それに漏れがあると。それは附属機関、具体的には何の何って私はちょっとここではあれですけども、それを追加するという意味で提案をしたわけでございます。いいですか。

この附属機関っていう名称は、ちょっと今ここではあれですけども、追加措置でございます。いいですか。

○7番（石井早苗君） はい、了解しました。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第2号は、会議規則第39条第2項の規定により委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議員提出議案第2号は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって議員提出議案第2号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第39号 阿見町長の在任期間に関する条例の制定について

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第2、議案第39号、阿見町長の在任期間に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、去る6月8日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長川畑秀慈君，登壇願います。

〔総務常任委員会委員長川畑秀慈君登壇〕

○総務常任委員会委員長（川畑秀慈君） 皆さん，おはようございます。

それでは，命によりまして，総務常任委員会に付託されました議案につきまして，審査の経過と結果について，会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は6月11日午前10時に開会し，午前11時57分まで，慎重審議を行いました。出席議員は全員の6名で，議案説明のため執行部より天田町長を初め関係職員11名，議会事務局2名の出席をいただきました。

初めに，議案第39号，阿見町長の在任期間に関する条例の制定について御報告申し上げます。質疑を許しましたところ，条例化をして天田町長が3期で退職すると，次になった町長も私も3期でやめなければいけないのかという思いを持つと思うが，もう一度町長の趣旨を聞かせていただきたいという問いに対し，3期12年というのは非常に長いと思う。大統領にしても2期8年ぐらいのところが多い。長くやれば汚濁が出て偏りができると思う。3期までという憲法に違反するわけですから，努力目標として3期までの自粛というのは必要なのではないかと思います，出させていただきましたと答弁がありました。

また，連続して3期とありますが，連続しなければ弊害がないのか。また，連続しなければ何期やってもよいのかという問いに対し，3期やってその後休んでもまたやれるという条例であることは確かです。その人の考え方で，1期休んでもう一度この町を担当したいという人がいるのなら，十分資格があると思いますと答弁がありました。

ここで質疑を終結し，討論に入り，討論を許しましたところ，これから大きな仕事をやろうとすると，3期では少ないのではないかと。それに，これから町民に嘱望される逸材が出ないとも限らない。これは条例化しないで，町長本人が自発的に何期もやらないということで十分であると思います，条例化には反対でありますとありました。

次に討論を許しましたところ，憲法に抵触するような職業選択の自由を縛ってまでの条例化は必要ないのではないかと反対討論がありました。

次に討論を許しましたところ，本当に12年間一生懸命やればいい仕事ができるのではないかと思いますので賛成をしますとの討論がありました。

討論を終結し，採決に入り，議案第39号，阿見町長の在任期間に関する条例の制定については，賛成少数により，原案は否決されました。

当委員会の決定に対して，議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告といたします。

○議長（佐藤幸明君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

14番倉持松雄君。

○14番（倉持松雄君） 私は、町長という職業はやったことございませんけれども、町会議員は今回5期目です。当時、3期やったらもうやめたいと実際のところ思っていました。しかし、3期でやめたら年金ついたからやめんのかなって、いや欲深いんだなって思われたら大変だと思ってやめられませんでした。そして、恩返しと思って4期やろうと。

で、もう4期やりました。4期やって次になったら、いやあ、あいつもいよいよ選挙心なくなっちゃったのか、それともあんまり信用されないで集票能力がなくなったのか、おっかなくて出られねえのかと、そう言われたら大変だと思って、心配をして、とうとう5期やってしまいました。選挙というのは始まることは簡単ですけども、やめる時点が、いつ引くかというのが非常に難しい。惜しまれどきにやめるのがなかなか非常に難しいんです。

そういうことから考えますと、町長だって何も3期でいいんなら、今回の選挙だって天田さんに任せるじゃなくっておれが出るって人もいたかもしれません。私だって3期でいいんならという気も多少ございました。そういう点から考えますと、多くの人が立候補する機会を与えるためには、3期というのは一応線で引いておいてもらえば立候補しやすくなる、私はこういう考えから天田町長の有能な提案と思って賛成をいたします。

○議長（佐藤幸明君） ほかに討論はありませんか。

18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 私は町長の在任期間に関する条例の制定について、反対討論をいたします。

町長の任期は法律で4年ということに決まっているわけです。で、4年ごとに選挙をやられて、そして例えば1期やって2期目立候補して再選されるかどうかは、その4年後の選挙で、前の4年間の評価は町民がするわけですよね。町民が、4年やってこの人はもっと続けてもらいたいっつう場合は当選するわけですから、次の……。まあ、8年間やれるわけですよね。8年間でまた選挙をやって、その人が立候補すれば町民の評価を受けると。

例えば、阿見町の例では今まで3期以上やった町長いなかったんですよね。たまたま今回、前川田町長が4期終わって5期目に挑戦したわけですよね。それについて町民はどういう判断をしたかといえば、私は賢明な判断だっというふうに思ってます。5期以上やるのはノーっつうことで、天田町長が当選したわけですよね。

天田町長は今回3期で条例を出したいっつうことなんですけども、私は町長の任期は4年なわけですから、それを継続するかどうかはやはり町民が判断すると。私はその任期については、やはり町民が判断するっというのが一番妥当だろうというふうに思います。

あともう1つは、立候補の自由という問題がありますけれども、これは憲法で基本的権利として認めてるわけですよ。それを制限する憲法はないわけですから。思想・信教の自由ですよ。それを侵してまで条例を制定するつうことはできないわけですよ。今回の条例でも書いてありますけれども、憲法に違反するから、要するに努力目標の条例と。そういうことならば、私はわざわざ決める必要はないというふうに思います。

あと天田新町長が3期以上やらないと言うならば、きちんと最初の議会で、議会と町民に向かって、私は3期12年以上はやりませんとはっきり宣言すればそれで済むことであるし、次の町長について、私は老婆心だと思んですけども、次の町長の3期以上の立候補を制限するというのはいかがなものかというふうに思いますので、反対をいたします。

○議長（佐藤幸明君） ほかに討論はありますか。ありませんか。

6番久保谷充君。

○6番（久保谷充君） 私は賛成の立場から討論いたします。

多選自粛条例ですね、これはですね、たくさんの弊害が私はあるというふうに思います。幾つか弊害を私なりに挙げますので。

独善的な傾向が生まれ、助言を聞かない等の政治上の独走化を招く。人事の偏向性を招き、職員任用における成績主義にゆがみを招く。マナーリズム等により職員の士気の低下。議会との関係に緊張感を欠き、議会とチェックアンドバランスが保てない。長期にわたって政策が偏り、財源の効率化の使用を阻害する。日常の行政執行が事実上の選挙運動の効果を持ち、それが積み重ねられた結果、公正な選挙が期待できなくなり、新人の立候補が事実上困難になってくる。

こういうふうな状況は、今まで阿見町でもあったんじゃないかなというふうに私は思ってます。特にですね、多選を禁止するということは、新人の立候補がしやすい状況に、また立候補者からの多様な政策が提示されるというふうな可能性がありますので、町民のためにもよいのではないかというふうに私は思って、賛成をいたします。

○議長（佐藤幸明君） ほかに討論はありますか。

11番久保谷実君。

○11番（久保谷実君） 私は、議案第39号の在任期間に関する条例に反対討論をいたします。

私たちは何か物事を決めるときに、必ず目的というのがあると思います。目的と手段があって初めて物事はなし遂げられると、そう思ってます。この目的の中に、清新で活力ある町政を確保することが目的とすると、大変すばらしい目的だと、だれも、もちろん町長初め議員もこのようなことで議員活動をやっている、あるいは町長が活動していると、そう思っております。

ただ、この手段が私は納得ができないと。1つは、今いろいろこれに対する賛成意見があり

ましたけども、それは心配してることは本人の意識の問題だと。多選の弊害というのは、なった本人がどういう意識で町政を担っていくのかと、その意識さえきちんとしていれば私は全然問題ないことだと思っております。

それと、いつやめるとかそういう問題は、本人がどれだけの思いを持ってやっているのかと。出るときも、町会議員の皆さんも町長もそうでしょうけども、出るときも本人がいろんな思いを持って出ていくと。そして、やめるときも本人がどういう思いを持ってやめるかと。町長が3選でやめたいならば、それはやめれば結構なことだし、そして幾ら本人がやりたいつつても、最後は選挙という町民の判断があるわけですから、最後はその町民の判断にゆだねると。

そう考えれば、私はここはわざわざ条例をつくってまでも、3選でやめるべきだということを決めることには反対いたします。

○議長（佐藤幸明君） ほかに討論はありませんか。

12番吉田憲市君。

○12番（吉田憲市君） 私はこの39号議案にですね、反対をいたします。

これを読みますと第1条でですね、弊害が発生する防止をするんだと。それからですね、長くやってるとしがらみがどうのこうのって話が出てまいりましたけれども、やはり我が町においてもね、川田前町長が4期務めました。その前はそれ以下の期で務められたと思います。その中で、やはりその弊害があったのかなかったのかと考えたときに、私はそのしがらみが生まれてね、不祥事が起こったなんてことはかつてなかったと。

それでこの条文を読みますと、「努めるものとする」ということなんですね。努めるものとする。じゃあ、なぜ努めるものとするという、憲法22条、職業の選択の自由に抵触するんじゃないかということでもあります。そしてまた新聞紙上でも、神奈川県でそれを決めたんですけども、施行は見送られていると。違いますか。新聞に出ていますよ、これね。新聞に出ていますよ。そういう事実もございます。

それで、あくまで努力目標、努力義務なんですよ、これ。で、町長はね、どうしても公約として、18の中の公約に入ってるので、ぜひともこれをつくりたいという話であればね、「憲法に抵触するおそれがある」ですから、抵触してるとは書いてありませんのでね、それだけの心構えがあるならば、きちんと条例化をして、それで努力目標じゃなくて、それで罰則規定もつけて、それでおつくりになったらどうですか。

私は、この現在の今の状況下の中では、私はこの条例化する必要はないというふうに思っております。それで、このあやふやな努力目標とか努力義務、こういうものでですね、条例をつくられては困ります。ですから、私は反対いたします。

○議長（佐藤幸明君） ほかに討論はありませんか。

7番石井早苗君。

○7番（石井早苗君） 私もこの条例に関しては反対討論をさせていただきます。

私は常々思っておりますが、どの選挙においても、どの町政においても、町民がもっと町政に目を向けていれば、この町長はすばらしい、この町長はだめだ、この議員は大丈夫、この議員はだめという判断を4年ごとの選挙で必ず下すものでございますので、わざわざこのような努力目標の条例は必要ないと思っております。

町民がもっと立派に一市民として育ってくればいいことですから、そのほうに向かって努力するようにすることにして、この条例は必要ないと思います。反対です。

○議長（佐藤幸明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第39号についての委員長報告は、否決であります。本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤幸明君） 起立少数であります。

よって議案第39号は、否決されました。

議案第40号 政治倫理の確立のための阿見町長の資産等の公開に関する条例の一部改正について

議案第41号 阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第42号 阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

議案第43号 阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第44号 阿見町火災予防条例の一部改正について

議案第45号 阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について

議案第46号 阿見町国民健康保険条例の一部改正について

議案第47号 阿見町保育所設置条例の一部改正について

議案第48号 阿見町保育の実施に関する条例の一部改正について

議案第49号 阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第3、議案第40号、政治倫理の確立のための阿見町長の資

産等の公開に関する条例の一部改正について、議案第41号、阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議案第42号、阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、議案第43号、阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第44号、阿見町火災予防条例の一部改正について、議案第45号、阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について、議案第46号、阿見町国民健康保険条例の一部改正について、議案第47号、阿見町保育所設置条例の一部改正について、議案第48号、阿見町保育の実施に関する条例の一部改正について、議案第49号、阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、以上10件を一括議題といたします。

本案については、去る6月8日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長川畑秀慈君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長川畑秀慈君登壇〕

○総務常任委員会委員長（川畑秀慈君） 先ほどに引き続きまして、御報告申し上げます。

議案第40号、政治倫理の確立のための阿見町長の資産等の公開に関する条例の一部改正について、申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第40号、政治倫理の確立のための阿見町長の資産等の公開に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第41号、阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第41号、阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第42号、阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第42号、阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第43号、阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第43号、阿見町職員の給与に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第44号、阿見町火災予防条例の一部改正について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第44号、阿見町火災予防条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対して、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（佐藤幸明君） 次に、民生教育常任委員会委員長浅野栄子君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長浅野栄子君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（浅野栄子君） 皆様、おはようございます。済みません、眼鏡を忘れまして、町民課から借りてまいりました。

それでは、命によりまして、民生教育常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果を、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は6月14日午前10時に開会し、午前11時21分まで、慎重審議を行いました。出席委員は6名の全委員参加でありました。佐藤議長の出席をいただき、議案説明のため執行部より天田町長を初め関係職員19名、議会事務局2名の出席をいただきました。つけ加えまして3名の傍聴者がございました。

初めに、議案第45号、阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正についての審議結果を御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑あり。この医療費支給は県で小学3年生まで所得制限ありで延長されたものを町では町単独事業として6年生までにしましたが、6年生までにした場合、3年生までの金額と6年生まで増やした場合の予算はどのぐらいの差が生じるかという質問でした。

これに対し、小学6年生まで拡大した場合、県補助金を除いた金額は7,300万円で、3年生まで所得制限を撤廃した場合、県の助成とは所得制限の部分で異なるが、3年生までの場合は医療費は約3,780万、県の補助金が1,100万円ぐらいですので、2,070万の金額が町負担額になります。でも、外来負担額、入院自己負担額の助成は含まれておりませんという回答でしたが、人数や金額と細かな質問が出ましたので、この件につきましては議案第50号の一般会計補正予算書で計上されている予算を確かめながら審議することにし、一たん説明を終了していただきました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第45号、阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第46号、阿見町国民健康保険条例の一部改正についての審議結果を御報告

申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第46号、阿見町国民健康保険条例の一部改正につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第47号、阿見町保育所設置条例の一部改正についての審議結果を御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑あり。条例に今までなかった所長補佐と係長を追加したということだが、この必要性についてとその職務の説明を願いたいという意見に対しまして、阿見町において3月19日に交付した阿見町職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則と阿見町就業規則の一部を改正する規則の改正に伴い、保育所の職名もそれに倣って整理したということです。

そして、その職務は一般事務職と同じように、課長補佐が課長を補佐するように、その職種の職名に伴った職の内容を行うとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第47号、阿見町保育所設置条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第48号、阿見町保育の実施に関する条例の一部改正についての審議結果を御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第48号、阿見町保育の実施に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対しまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長（佐藤幸明君） 次に、産業建設常任委員会委員長柴原成一君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長柴原成一君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（柴原成一君） 皆さん、おはようございます。それでは、産業建設常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告いたします。

当委員会は6月15日午前10時から午前11時15分まで、審議を行いました。出席委員は6名で、議案説明のため、執行部より天田町長を初め関係職員13名、議会事務局2名の出席をいただきました。

まず、議案第49号、阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、

採決に入り、議案第49号、阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願いします。

○議長（佐藤幸明君） 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第40号から議案第49号までの10件についての委員長報告は、原案可決であります。本案10件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって議案第40号から議案第49号までの10件は、原案どおり可決することに決しました。

議案第50号 平成22年度阿見町一般会計補正予算（第2号）

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第4、議案第50号、平成22年度阿見町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案については、去る6月8日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長川畑秀慈君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長川畑秀慈君登壇〕

○総務常任委員会委員長（川畑秀慈君） 先ほどに続きまして、御報告申し上げます。

議案第50号、平成22年度阿見町一般会計補正予算（第2号）うち総務常任委員会所管事項につきまして、御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、32ページ、消防費の中の備品購入費586万3,000円は何を購入するのかという問いに対して、クラスAという消火剤です。消火剤の薬剤の中で木材、紙、プラスチック、ゴムという油製品に対応する薬剤です。それを水にまぜて噴射することによって、水の約2倍の効果があり、時間の短縮と消火作業が有効にできます。なお、クラスAという消火剤は自動泡混合装置という装置が備品の種類になります。それに使う薬剤関係がクラスAとい

うことです、と答弁がありました。

次に、行政評価運営事業の中の報償費と旅費について、その内容は何かという問いに対して、報償費については、仕分けされる評価者で他の自治体の職員または議員の方を想定しており、その方たちの日当的なものです。それで、当日の日当として1万円掛ける12名、それと事前研修で3名の方に1日来ていただくので、1万円掛ける3名という形で合計15万円を計上してございます。

あと費用弁償については、評価者の交通費で、事前研修者が3名で一人3,000円です。それと当日です。交通費としましては、1名5,000円で12名。それと宿泊が伴いますので、1万円掛ける12名という形で計上しております。合計18万9,000円になりますと答弁がありました。

次に、旅費の費用弁償の説明の中で、宿泊が伴うとあったが、宿泊するほど遠いところから来るのかという問いに対して、構想日本にお願いして、この研修を受けて登録された自治体の職員の方々、または議員の方をお願いします。一番いいのは近いところから来てもらうのがいいが、うまくローテーションが組めないことがあるので、宿泊費を計上しておいてくださいということがあり、一人1万円という計上をさせていただきました、と答弁がありました。

次に、構想日本がどのようなことをするのか、そして委託料の内容と事業仕分けの事業名は何かという問いに対して、独立非営利団体であり、政策立案とか提言を主たる業務とする調査研究機関です。大蔵省を退官した方が設立し、その他のメンバーとしては、ほとんどが大学の先生です。

この事業仕分けは、初め2002年に国と地方の税制を考える会として10名の県知事と10名の市町村長で構成されました。一番初めは岐阜県から始まり、その後この考えに賛同した自治体の首長が参加してこれまで実施されてきました。国においては昨年からです、自治体としては2002年から実施しています。その内容は各事業を客観的に見て、地方がやるのか国がやるのか、行政がやるのか民間がやるのかという仕分けをするということです。

当町の目的としては、国の事業仕分けとは違うように考えております。当然天下りもありませんし、また埋蔵金もありません。町としては16年度から導入した行政評価の外部評価の一手法として考えています。

次に今回の仕分けの委託料の中身ですが、職員の研修費用です。それに人件費としてコーディネーター1名と評価者5名です。6名だけでは運営できないため、その方たち以外の人件費も入っています。あと交通費と通信費です。この委託料は事務局経費として81万4,000円で、それを計上したものです。あと事業仕分けを行う事業名は、まだわかりませんという答弁がありました。

次に、行政評価の外部評価の一手法とあったが、町の職員でもできる仕事ではないのかとい

う問いに対して、16年度から行政評価については、効率的な行政運営を図るため導入しました。18年度から全事業約600事業の評価をしています。この評価はあくまでも役所の中の担当者が自分の仕事を評価しているということで、外部の目は入っていない内部評価でした。そのため評価に対する甘さと、長く評価を行っていると評価そのものが形骸化してきてしまっているという危機感もありました。そこで外部評価が必要であると考えていました。議会のほうからも要望があり、外部評価の導入をしようということであると答弁がありました。

次に、総務委員会でも行政評価システムということで、毎回要望していました。その中の回答によると、多くの町民から公平に意見を聴取するという事になっています。また、町長の所信表明の中でも町政の透明性、客観性を図るために住民参加による外部評価を行ってまいりますとあります。

この構想日本に依頼する前に4万7,000有余の町民の中には優秀な方も数多くおられ、そのような優秀な方々に知恵をかりて事業仕分けができないものなのかどうかという問いに対して、今回の事業仕分けは、事業仕分けの現場を見てもらい、どういうものかをわかっていただく。来年度は町民にも行政評価をしていただきたい。今回はまず形をつくり、町民がこういう事業仕分けをするんだというものを勉強していただき、それから町民を巻き込んでやっていくのが順序であると思います。

また、こういうことはある程度専門的な知識がないとできないと思っております。ただし、事業仕分けは自治体によりいろいろなやり方があります。一番最初はコーディネーターも評価者も構想日本でやり、2回目からは評価者は町民の方、市民の方を入れるとか、あと3回目からは全部市民の方といったやり方。また、最初から評価者の半分を市民の方を入れているという事例もあるそうです。あとは直接議論せず、客観的に評価だけをする事を市民の方が行っている自治体もあります。

また、構想日本を入れず、市民だけでやったという事例もあります。必ずしも構想日本が入るということではありません。しかし、このたびは阿見町としては、これを外部評価としてどのように構築していくかということで、構想日本にお願いして、そのやり方を教わるということから今回補正として計上しましたと答弁がありました。

ここで質疑を終結したところ、本案に対し修正案が提出されました。

ここで、修正案について説明をいたします。

議案第50号、平成22年度阿見町一般会計補正予算（第2号）に対する修正案について、阿見町議会会議規則第69条の規定により別紙のとおり案文を添えて提出いたします。

議案第50号、平成22年度阿見町一般会計補正予算（第2号）に対する修正案。

議案第50号、平成22年度阿見町一般会計補正予算（第2号）の一部を次のように修正する。

お手元に資料が配付になってると思いますが、5ページの総務管理費、その中の8企画費の中の行政評価運営事業の中の報償費・報償金15万円、旅費・費用弁償18万9,000円、委託料、業務委託料、事業仕分け支援委託料81万4,000円、合計115万3,000円の原案を削除修正し、第1条第1項中8億9,114万7,000円を8億8,999万4,000円に、136億316万6,000円を136億201万3,000円に改める。

次に、修正案の理由を申し上げます。

前川田町政時代に議会内及び庁舎内にも行政改革を目的とした委員会や会議を設け、徹底した行政改革を行ってまいりました。行政改革にはいろいろな手法があり、今回予算化したやり方も1つの方法であります。町の職員も川田町政16年のうちに大変有能な職員が多く育ってきております。事業仕分けをして無駄を省くことは大変よいことではありますが、まず町の職員の力量、町民の力を信じてなお一層の無駄を省く仕事をしていただきたい。

町民、職員を信頼できるのであれば外部ではなく内部で行い、それからでも遅くはない。また他に委託をすることは全国的均一の手法になりかねない。さらに、国の大きな財政でさえ思っていたほどの成果は上がらなかった。まして136億300万足らずの町財政の仕分けは、費用対効果を考えても大きな成果を期待することはかなわないのではないか。また、悪くすると町民や職員の意欲をそぐことになるのではないかと案じられます。

執行部の説明を聞き重々理解はできますが、今回提出された議案を議会としてもう少し検討し、よりよい手法を模索したいと思い、修正案を提出させていただきましたとあり、この修正案に対して質疑を求めましたところ、質疑なし。質疑を終結し、原案と修正案の討論を許しましたところ、構想日本からノウハウを取得し事業仕分けを進めていく、その中で議員も参加をし町民も聞きたい人は勉強できます。2年目3年目から全部できるようになり、町の人たちだけでやっていくふうに話をしているので、私はよいのではないかと思います修正案には反対しますとの討論がありました。

討論を終結し、原案及び修正案の採決に入り、先に修正案の採決を行いました。議案第50号、平成22年度阿見町一般会計補正予算（第2号）うち総務常任委員会所管事項は、修正案は賛成多数により、原案どおり可決いたしました。

次に、修正可決した部分を除く原案の採決に入り、修正可決した部分を除く原案、議案第50号、平成22年度阿見町一般会計補正予算（第2号）うち総務常任委員会所管事項は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対して、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（佐藤幸明君） 次に、民生教育常任委員会委員長浅野栄子君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長浅野栄子君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（浅野栄子君） 先ほどの報告に引き続きまして御報告申し上げます。議案第50号、平成22年度阿見町一般会計補正予算（第2号）うち民生教育常任委員会所管事項についての審議を御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、初めに、議案第45号の阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正の審議中に質問し、補正予算時に再審議をすることにいたしました医療費支給について、補正予算書18ページの医療給付事業について国保年金課長より説明がございました。

説明によりますと、今まで小学校入学前まで所得制限ありで医療費を補助していたが、今回県は所得制限ありで小学3年生まで延長し無料化に踏み切りましたが、阿見町は所得制限を撤廃して小学6年生まで外来自己負担金助成をするということになったということです。

そして、今回の町助成制度の改正は従来から実施してきた県制度に準じた分と、町単独事業分と比較した場合、助成の対象者や内容が複雑なものになっているが、新たに対象となる人数及び必要となる費用は、1年生から3年生まで1,375人、4年生から6年生まで1,310人なので、小学校1年生から6年生まで約2,685人が新たに助成対象となり、平成22年10月1日から施行となるため、平成22年度分として必要となる県補助金を差し引いた町費用は、2,522万円を見込んでおり、年間所要額としては7,300万円を見込んでいるということでした。

次の質問は、医療福祉費の補正額が3,352万6,000円のうち一般財源から2,769万6,000円を出したとあるが、どこから削って充てたのか。削られた部分でサービスの低下になっては困ると思うがいかがかということでした。この財源は、財政調整基金1億4,500万円の積立金の中から削って充てたので、サービスや活気の問題はないとのことでした。

次に、スクールライフサポーター活用調査研究委託金といばらき学力向上サポートプラン事業の内容についての質問がありました。これについては、まずスクールライフサポーター活用調査研究委託金について、これは県の単独事業で、不登校に対応するために学校にスクールライフサポーターという人を配置して、学校での生活を見るとか、家庭訪問をして登校を促すというような仕事をしており、本年度は本郷小学校に配置されているとのことでした。

続いて、いばらき学力向上サポートプラン事業ですが、これも県単独事業で、小学4年生を対象に算数の基礎を学習するという趣旨で、夏休み2時間ずつ5日間補習のような形のドリル学習をする事業です。ということで、学校の先生と学びの広場サポーターの二人一組で実施しており、昨年の実施で大変効果が上がっているという回答でした。

続いて、予科練平和記念館施設等修繕費があるが、どこを修繕するのか。もう既に修繕するようなどころが出てきたのかという質問がありました。これに対して、予科練平和記念館は今年2月にオープンし5月末現在で3万4,381名の来館者があり、一日平均約334名、休日は平均562名の来館者数になるとのことです。そして3万人以上の来館者となるので、展示ケースの

文字が、さわらないでと書いてあってもさわってしまったたり、金で書いてある文字が消えてしまったり、いたずら書きがあったり、展示品のとっくりなどもぎ取られたりしているので、形状修繕や柱の浮き彫りの説明書きのはがれなど、それらを直すための修繕費として計上したとのことでした。

このほか、本郷ふれあいセンターの公有財産不動産鑑定委託料は、公有財産を購入するのであるから鑑定する必要はないのではないかという質問がありました。これに対して、確かに区画整理事業で保留地を購入するわけであるが、一財ではなく国庫補助金と起債を使うので、不動産鑑定をして適正な価格で購入することになり、町から町へ売るのはおかしいと思うが、区画整理は特別会計という部分で保留地を売り、それを収入にして起債へ多額のお金を充当する形をとっているのだから、一般会計とは違う部分なので御理解をいただきたい。

また、今回購入の駐車場敷地は年60回ぐらい無償で借りているが、民間へ売るか阿見町へ売るか、もし民間に売られてしまうと大変困ってしまうわけなので、あの値段ならやむなしという値段で特別会計から買い取りますという形をとりたいということでありました。

質疑を終結しまして、討論に入りましたが、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第50号、平成22年度阿見町一般会計補正予算（第2号）うち民生教育常任委員会所管事項は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長（佐藤幸明君） 次に、産業建設常任委員会委員長柴原成一君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長柴原成一君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（柴原成一君） 議案第50号、平成22年度阿見町一般会計補正予算（第2号）のうち産業建設常任委員会所管事項についての、審査経過と結果を御報告いたします。

質問を許しましたところ、まず、環境整備費136万5,000円の補正は何か。また、補正前の環境整備費8,000万円の事業内容を説明してくださいという質問があり、答弁を求めたところ、補正は阿見町の玄関口に不法投棄禁止の看板を設置するものです。5年間で5基設置するものです。また、環境整備費の事業内容としては霞ヶ浦水質監視員の費用、不法投棄対策事業、ごみ減量化対策事業、環境美化事業、浄化槽設置事業、地球温暖化防止事業が予算化されていますとの答弁がありました。

続いて、農林水産費の中で臨時職員賃金とありますが、どのような職員を雇ってどのような作業をさせるのか、また時給は幾らかという質問があり答弁を求めたところ、昨年農地法が一部改正され、農業委員会の業務が今まで以上に増大してきた中で、臨時事務補助員を1名雇用

します。仕事の内容としては、農地基本台帳の整理・補正、整備に伴うデータの入力・集計、農地の権利移動・賃借等の動向の情報整理、入力などを行ってまいります。時給は750円ですとの答弁がありました。

続いて、耕作放棄地再生利用対策補助金81万9,000円について、町長の所信表明の中でも地域農業を活性化します、農業に力を入れますと言っておられるが、耕作放棄地4ヘクタールを再利用栽培するのでしょうか。また、何を考えるのでしょうか。また、何を考えていらっしゃるのかという質問があり、答弁を求めましたところ、昨年度については国と県の補助金しかなかったが、町も応分の負担を増やしたほうがいいということで、22年度の耕作放棄地の再生に向けての補助金ということで、79万8,000円乗させていただきました。

また、昨年耕作放棄地再生組合を立ち上げてありますので、その中で知恵を絞ってなるべく経営が安定できるような、そういった作物をつくれるように考えていきたい、町もできる部分での支援をしていきたいと考えていますという答弁がありました。

また、耕作放棄地の関連で、新規就農者に関しての取り組み、具体的な構想を練ってほしいのですがという質問があり、新規就農については、一生懸命やる人にはどんどん行ってほしいとの答弁がありました。

また、耕作放棄地に景観作物をつくれれば環境もよくなるんじゃないか、そういう点についてはどんなふうを考えているのかとの質問があり、答弁を求めたところ、景観だけを視点に置いた部分では国、県の補助金対象にはならないが、改めて耕作放棄地対策協議会、茨城県農業会議とどういうふうによくできるか検討していきたいとの答弁がありました。

続いて、農業基盤整備事業315万4,000円について、どのようなものに補助するのかという質問があり、答弁を求めたところ、農地・水・環境保全向上対策支援金ということで、計上させていただいている。農地とか農業用水、農業施設そういったものの維持管理のために、国・県が23年度まで補助金として出してくれるものです。地区ごとに活動組織を立ち上げて、現在7地区あります。環境整備なり維持管理活動について、田んぼですと一反歩4,400円になっていて、国が4分の2、県が4分の1、町が4分の1で負担するものだという答弁がありました。

続きまして、26ページの道路新設改良事業の説明を求める質問があり、まちづくり交付金事業及び狭あい道路整備事業、あとは町の単独事業というような形の中での整備を行っていく事業でございますという答弁がありました。

再度詳しく御説明願いたい。また、公有財産購入費の説明も願いたいとの質問があり、次のような答弁がありました。測量設計の委託料としては、中央東、中央西、上郷、西方、曙南、二区南、上本郷、一区、中郷東、上吉原、中根、飯倉二区、三区下、上長です。工事は中央東、

上郷，住吉，飯倉二区，一区。水路の事業としては，一区，中根，三区下，上長を予定しています。土地購入費につきましては，中央東，二区北，二区南，上本郷，中郷東，上吉原，飯倉二区。補償事業としましては，中央西，上本郷，上吉原，飯倉二区を予定していますとの答弁がありました。

また，道路についての天田町長のこれからの展望をお聞かせ願いたいとの質問があり，優先順位があるが，一本でも多く生活道路をつくり上げていきたいとの答弁がありました。

ここで質問を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第50号，平成22年度阿見町一般会計補正予算（第2号）のうち産業建設常任委員会所管事項につきましては，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し，議員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○議長（佐藤幸明君） 以上で委員長報告は終わりました。

議案第50号についての総務常任委員会委員長の報告は，修正であります。

これより修正案についての質疑に入ります。

質疑を許します。

14番倉持松雄君。

○14番（倉持松雄君） この行政……。事業仕分けですか。これは，天田町長になって急に始まった事業ではないと思います。これは先ほど委員長からもお話ありましたように，平成16年あるいは17年から，もう5年ぐらいかけてコンサルタントを頼んで行政評価をやっておりました。で，その結果が大体去年あたりまとまったわけですから，このまとまったことをもとにして，これについて事業仕分けをすると，これが流れだと……。

○議長（佐藤幸明君） 質問ですか。

○14番（倉持松雄君） 質問。質問。

○議長（佐藤幸明君） 質問にまとめてお願いをします。

○14番（倉持松雄君） はい。だと思いますが，急にこれをやらないと，修正ということになると，今までやってきた，川田町長時代にやってきたことが，またそれを同意してきた我々議会は，前のことを訂正するとか，誤っていたということになってしまうのかどうか。それをお尋ねします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務常任委員会委員長川畑秀慈君，登壇願います。

〔総務常任委員会委員長川畑秀慈君登壇〕

○総務常任委員会委員長（川畑秀慈君） 倉持議員に対する質疑にお答えいたします。

先ほどもちょっと申し述べましたが，今まで総務常任委員会でも毎回要望していたこの行政

評価、また外部評価の内容なんですけど、これに関しましては、より多くの町民から公平に意見を聞いていく、要するに外部評価ではなくて、今までは内部で全部評価をしていた。そういうことなので、委員会としましては、町民から、より多くの町民から公平に意見をより多く聞いていきたい。

それとまた、この4万7,000有余の町民の中には非常にこういうことにもたけた、またいろんなノウハウを持っていらっしゃる各企業で多くの経験をしてこられた方もおられるので、そういう方々にもぜひ知恵をかりて行っていければいいのではないかとということでございます。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

14番倉持松雄君。

○14番（倉持松雄君） 今委員長もおっしゃいましたけども、平成16年からですか、17年からですか、行政評価やってますよね。それである程度専門家のコンサルタントにお金も払ってるわけだと思いますよ。そういうことで、専門的に評価をしてくれた。それが大体まとまったと思うんですよね。

それで、そのもとを、それをもとにして、今度事業仕分けをするというのは、天田町長が勝手に始まったわけじゃなくて、前からの流れで始まったんだと思いますよ。で、前からやっていたことが、急に今度は町長がかわったら反対だと、取り下げろと言うんだったら、前にやったことが間違ってたことになっちゃうんじゃないかと思うんですが、川田町長、またそれを同意してきた、その予算を同意してきた私らも同じですけども、間違ったことをやってきたことになっちゃうと思うんですが、その点をどのように解釈するんですかと聞いてるんです。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

○総務常任委員会委員長（川畑秀慈君） この事業仕分け、この事業の内容に対して今までコンサルタントを入れたとか、またいろいろ議会、また庁舎の中で改革を行ってきたことに対して、逆風なんじゃないかという質問でございますよね。ストップをかけている。

それはですね、先ほどちょっとここでお答えしたんですが、16年度から行政評価については、効率的な行政運営を図るために、これは行政評価を導入してきた。ただ、それは全部内部で評価をしている。というのは、職員の方たちが評価をしてきた。ですから外部の評価は入ってないってことなんです。

で、今回、構想日本という話が出てきたんですが、構想日本で、例えばこの16事業はどういうことをやるのかって聞いたときに、執行部のほうでその内容はまだ把握してない、どういうことを仕分けをしているのかまだわからない、またそういう中であれば、今までこの行政改革をやってきた、そういう議会のノウハウもありますし、職員の皆さんもいろいろと無駄削減をやってきた。であるならば、そこから一気に構想日本という形に飛んで、今年の秋にスタート

するのではなく、まずは皆さんといろいろ知恵を出し合って、話し合って、また町民の皆さんからも多くの意見を聞いた上で、一歩でも二歩でも大きくこれからまた前進をさせていければいいのではないかという委員会での内容でございます。

○議長（佐藤幸明君） 14番倉持松雄君。

○14番（倉持松雄君） 私はこの行政評価するとかしないとかの以前に、先ほど何回か申しましたように、コンサルタント頼んだとか頼まないとか言ってますけども、外部にお金を払って、ね、お金を払って……。

〔「あなたが言ったの」と呼ぶ者あり〕

○14番（倉持松雄君） そうよ。私言いましたよ。

〔「あなたが言ったの」と呼ぶ者あり〕

○14番（倉持松雄君） 言いましたよ。

〔「頼んでないよ」と呼ぶ者あり〕

○14番（倉持松雄君） 頼んで、お金を払って、もう5年ぐらいやって、評価は大体終わったわけですね。その終わったことをもとにして事業仕分けするのが、前からの流れだと私は思いますよ。川田町長がやってきてそれを同意したでしょう、議会も。そのお金を。それで、それを今さらそれはなしだと言ったら、川田町長がやったことも、我々議会が同意したのも、いや、あれ間違ってたよと修正することになるんですかと言っている。それで、じゃあそのお金が出てるか出てないか、総務部長どうですか。

〔「総務委員長の言葉をよく理解してください、倉持議員」と呼ぶ者あり〕

○14番（倉持松雄君） 総務部長出てねえの。

〔「何言っているんだよ。まっつあん、おかしいよ。それは、まっつあん、おかしいよ」「委員長の答弁を……」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務常任委員会委員長川畑秀慈君。

○総務常任委員会委員長（川畑秀慈君） 先ほど述べたことを、もう一度繰り返してお答え申し上げます。

○14番（倉持松雄君） いや、違うだろ。聞いてないよ。

〔「理解してないからもう一回言うんだよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 行政評価をやる上で、今までですね、コンサルに委託したかと、委託料を払ったかということにつきましては、まずスタートする時点で、行政評価の仕組みを構築するのに委託料をでお願いしてやっております。その後のシステム、電算で使うシステム

をつくり上げてまして、その費用も支払っております。

○議長（佐藤幸明君） 6番久保谷充君。

○6番（久保谷充君） 私は総務常任委員会なんで本当は質疑できないところを、これだけ確認はしときたいのでちょっと質疑をいたします。これ、内部行政評価システムっていうことで、このシステム支援事業にですね、これ平成19年から439万、20年で426万、21年364万——これ予算ですけどね——こういう形で内部でやってきたわけだけでも、町民に対してはこういうやつの評価っていうのはほとんど見えてないってふうに私は思ってますよね。

そういう中で、今度百十何万の話で、これ四百何十万のほとんどが、このコンサルタント料だと私は理解してます。それで今回こういう形になるのは、私は全然理解できません。それで、今年の予算にはこれ入ってませんよね。多分。ほとんど。その辺ちょっと聞きたいんですけど、その辺をよく……、ね。

〔「委員長に聞けばいい」と呼ぶ者あり〕

○6番（久保谷充君） はい、委員長にじゃあ。済みません。委員長にお願いします。

○総務常任委員会委員長（川畑秀慈君） それはちょっと私は把握してませんが。それはちょっと委員長の、私のほうではわかりません。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） これをもって質疑を終結いたします。

川畑秀慈君。

○総務常任委員会委員長（川畑秀慈君） 後退するとか、また今までやってきたことが間違ってたかということはございません。これに関しては今回委員会でもいろいろ話はありましたが、より多くの町民から意見を聞いて、みんなでもっと話し合っていこうということが内容ですので、あくまでも後ろ向きではなく前向きで、全員で、この行政評価また事業仕分け、無駄削減に関しては、行政改革に関しては進めてまいりたいと委員会のほうでも思って考えております。

○14番（倉持松雄君） 委員長に一言。

○議長（佐藤幸明君） 14番倉持松雄君。

○14番（倉持松雄君） お金は払ってませんと言いましたが、お金払ってますって言いましたよね。それはいかがですかね。

〔「それはシステム代」と呼ぶ者あり〕

○総務常任委員会委員長（川畑秀慈君） はい、システム料を払っておったようでございます。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「コンサル料払ってるんでしょ」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 傍聴者の方をお願い申し上げます。静かにお願いします。
ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） これをもって質疑を終結いたします。
これから討論に入ります。
討論を許します。
6番久保谷充君。

○6番（久保谷充君） 先ほどは済みません。本当にね、本当にね、事業仕分けをね、やれっ
ちゅう各自自治体たくさんあると思います。こういう中で、阿見町の議会がこれをやるなっ
ていうのは、本当に全国初めてだと。この前も私言いましたけど、こんなことは私はないと思いま
す。

〔「やるなではあんめえ、今の報告は」「やるなって言っていないじゃん。よくだから、答えを
聞けって言っている」と呼ぶ者あり〕

○6番（久保谷充君） そうか。まあいいや。いずれにしても、ほとんど先ほど委員長のほう
から報告はされたんですけども、そういう議会も今までやれやれつってたのが今度はやるなっ
ていう形のものですよね。どちらかというど。

〔「違う違う」「全然違う」と呼ぶ者あり〕

○6番（久保谷充君） 違うの。だって。予算案から除くってというのはそうじゃないの。
○議長（佐藤幸明君） 私語を慎んでください。

〔「だから答えをよーく聞かなきゃわかんない」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 周りの議員の方、静かにお願いします。

○6番（久保谷充君） じゃないですか。

〔「違う」と呼ぶ者あり〕

○6番（久保谷充君） 違うの。

〔「討論」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） ほかに討論はありませんか。

14番倉持松雄君。

○14番（倉持松雄君） 先ほど申しましたように、これほどどこでも大体町民から見ても仕分
けというのは尊重されると思います。そしてまた、川田町長時代から行政評価をやってきたと、
こういうことを踏まえると、当然天田町長になってもそれを礎にして事業仕分けをするのは当
然だと、町民からも理解されると思いますので、ここで川田町長の批判をするようなことはし
ないで、町民の納得いくような事業仕分けをしたほうがよろしいと思って、この修正に反対を

いたします。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） ほかに討論はありませんか。

12番吉田憲市君。

○12番（吉田憲市君） 私は修正案についての賛成討論をいたします。

議会初日、この事業仕分けの件について質問をいたしました。その結果ですね、構想日本という、まあ、そのとき初めて知ったんですが、そういうコンサル会社に頼むんだという話でございました。

そして構想日本という組織はね、どういうものだろうかということで質問をいたしました。そうしましたら、総務部長は、私はわかりませんという答えがございました。総務部長というのは執行部の中の一番かなめでございますから、予算をつくったときにわからないなんて議会はどこにもございません。それがわからないという答えでございました。

そうしまして、仕方ないんで町長にお伺いいたしました。町長はいろいろ御存じでございました。じゃあ町長がそのことについて考えたんですかっていうお話、だれからそういうアドバイスもらったんですかっていう話を私は質問いたしました。そうしましたら町長の答弁の中で、参与さんにですね、選考内容をですね、アドバイス受けてるんだという話をしましたね。

そしたらですね、その参与、参与というのはですね、我々2名を除いた16名の議員はですね、承認してないんですよ。さきに戻っちゃいますけどね。そういう人がですね、大いに関与したこの予算案、これをですね、どうか御理解願いますと言ってもですね、そもそもが、その参与さんの組織を、その参与2名を我々は承認してません。ですから、それは筋が大分違ってると思います。そのシステム的に言ってね。

それから、そのほかに内容。先ほど来からですね、委員長がお話ししてますけども、4万8,000名弱の町民の中にはたくさんですね、そういう方がいらっしゃいます。そしてまた構想日本というのはどこにあるかも私わかりませんが、1泊1万円ですか、の宿泊費を払ってまでね、遠いところから来るんでしょう。そういう方が、阿見町の事業仕分けをするということのその前にですね、1つ考えなきゃなんないことがあると思うんですよ。

阿見町のことは阿見町がよくよく知っているんですよ。阿見町町民がね。ですから阿見町町民に広くですね、公募をして事業仕分けの内容をですね、参加していただくということをやった上でですね、こういうコンサルタントの会社にですね、専門的にお願いするのが私は筋じゃないかなというふうに思っとるんですがね。これ皆さんどういうふうに思ってるかわかりませんが、私はそういう意味でですね、その参与さんとですね、町長がお決めになったこの予算案、これはですね、私はこれ、予算のつくる段階から、もう既にですね、違ってんじゃない

かなと、考えが違ってんじゃないかなと思いますので、この予算案、要するに総務委員会の出した修正案には賛成をいたします。

○議長（佐藤幸明君） ほかに討論はありませんか。

10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 私はこの修正案については大賛成でございます。

理由はですね、執行部が出した一般会計の補正予算に幾つかの合理性とかですね、効率性に欠く点があります。その1つはですね、当初我々全協で——事業仕分けのお話は唐突に出たんですけれども——、お伺いしたときには参与がやるという、参与の任務の中に入ってたんですよ。それで、ああそうか、参与がやるんだなというふうに思ってたら、突然補正予算で別組織の、先ほどから出ています構想日本がやるんだというようなお話が出たんですね。

ただでやるのかと、ボランティアでやるったらボランティアじゃないですからね。お金がかかる話ですから、115万ですか。その参与にやらせれば使わなくて済むはずなんですよ。それがまず1つね。

それと、補正予算で、ここで、本会議のほうで、事業仕分けのですね、積算の根拠、何でこの115万なんだという積算の根拠の質問があったときに、16人でやるんだとか、いやいやそうは違うね、16事業をやるんだとかち、何かいろいろ定まってないものを予算づけしてるという、こういう印象が非常に強いんですよ。細かく。で、総務部長は知らないという。構想日本は知らない。だから、そういうあいまいな予算をつけることが正しいのかということなんです。だから我々は修正案を出してるわけです。

それと、もう1つはですね、議会からも、外部からの評価をしろつつって言ったじゃないかという話ですけども、議会はですね、やはりここに前町長のリーダーシップというものをお願いをしたんですが、役場庁舎内だけでなかなかできないのであれば、本当は、ね、外部からちゅうのは全くのよそからではなくて、町内の専門家を呼ぶという話をしてたわけです。

で、まして新町長、天田町長はですね、議会の予算、町の内情は十分よく知ってるわけですよ。それで天田町長が町長になったんだから、自分の目で自分の部下を駆使して予算を削減、リーダーシップを発揮して予算を削るところは削れ、無駄を省けということ言えば何も外部から呼んでくる必要はないんですよ。無駄な予算を使う必要はない。

だから、いきなり外部から呼んでくるちゅうことは、みずから自身がバンザイして、おれの力じゃできねえからよそから呼んでくるということと同じなんです。だから、まず自分の力で自分のリーダーシップで部下を働かせて無駄な予算を削るという、これは第一義的なものの順番なんです。やることの。それでどうしても、もうできないと、これはもう内部ではできないしおれの力でもできないというのであれば、予算をかけて外部の人を呼んでくるというの

が、これは順番だと思うんですよ。

だから、そういう意味では、事業仕分けそのものは我々は反対してるわけじゃないんですよ。やりましょうというんです。表現は違いますけどもね。内部評価もずっとやって成果上がってきてるんですから。それをさらに色つやつければいい話ですから。町長がですね、新町長が。

そういう意味で、私はこの補正予算というのは極めて無駄な予算であるので、修正案については賛成をいたします。

○議長（佐藤幸明君） ほかに討論はありませんか。

〔「議長、もう1回やらせてくれませんか」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） ほかに討論はありませんか。

13番小松沢秀幸君。

○13番（小松沢秀幸君） 議案第50号修正案について、賛成討論をいたします。

今それぞれの議員が賛成反対の意見を述べました。その中で、今までも行財政改革等で成果が上がっていると。これは天田町長も御存じのように、当時議会の中に行政改革特別委員会と、千葉委員長のもとにさまざまな議会からの提案もしてきました。

その中で一番大きなことといえば追原の焼却場、大体6,000万から1億3,000万ぐらいの年間のメンテナンスがかかっている。おかしいんじゃないか。そんなことで、湯河原、真鶴の2町村で経営している焼却場を視察に行ってきました。ところが1回行って納得したかということ、1回では納得がいかないんで、阿見町議会だけであの焼却場へ3回も、阿見町の議会のメンバーは頭足んねんじゃないかと思われるぐらい、本当に微に入り細に入り、いわゆる1,000万絡みで年間メンテをやっている内容を確認をしてきました。

そういうことを前提にして、1年で1,300万ぐらい、坪田工場長のときにですか、もう既に実績が上がっているわけです。もっと細かいことと言えば、阿見町の庁舎の中でまず各課に全部電気ポットがありました。冷蔵庫もありました。これも全部廃止です。じゃあ、お茶はどうやって飲むんだ。10時と3時以外には飲まないし、ほかの人が来ても入れない。よって必要なときは3時と10時に必ず給湯室だけでお茶を飲むと。そういうところまで。細かいことと言えば。消灯もそうですね。それから議会の議員削減もそうですね。費用弁償の全額カットもそうですね。

そういうことの成果が今までの職員であったり、それから議会であったりということで、大変な実績が残ってきているわけです。その実績を、それを否定しようとするんならこれは間違っていると。倉持議員、ねえ。そういう実績が上がってきている阿見町の今の経営状態だとするならば、先ほどの委員長報告にもあったように、阿見町の職員そして議会、それに町民の知恵を、どんなふうに信頼をして活用するか、私はそこを考えるのが、信頼を前提に立って運営

をしようとするのが、町長の責務ではないのかと。

それを外部委託を、お金を払って、税金を払って外部委託をしようとするももとの原案についてはまさに反対で、今回の修正案に賛成をいたします。

〔「議長、賛成ばかり多いから反対討論もしゃべらせてくださいよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 討論一人1回の原則がございます。お守りいただきたいと思えます。

ほかに討論はありますか。ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

採決の順序は、初めに総務常任委員会の修正案を採決し、次に修正案の部分を除く原案を採決いたします。修正案が否決の場合には、原案について採決いたします。

まず、修正案について採決をいたします。

修正案について賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤幸明君） 起立多数であります。

よって修正案は、可決することに決しました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決をいたします。

ただいま修正議決した部分を除く部分について、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって修正議決した部分を除く部分は、原案どおり可決することに決しました。

議案第51号 平成22年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第52号 平成22年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第53号 平成22年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

議案第54号 平成22年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議案第55号 平成22年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第56号 平成22年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第57号 平成22年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第5、議案第51号、平成22年度阿見町国民健康保険特別会

計補正予算（第1号）、議案第52号、平成22年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第53号、平成22年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第54号、平成22年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第55号、平成22年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第56号、平成22年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第57号、平成22年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）、以上7件を一括議題といたします。

本案については、去る6月8日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、民生教育常任委員会委員長浅野栄子君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長浅野栄子君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（浅野栄子君） 先ほどに引き続きまして御報告申し上げます。

初めに議案第51号、平成22年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の審議について御報告いたします。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第51号、平成22年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第55号、平成22年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての審議を御報告いたします。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第55号、平成22年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第56号、平成22年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての審議を御報告いたします。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第56号、平成22年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の賛同をお願いいたしまして、委員長報告とさせていただきます。

○議長（佐藤幸明君） 次に、産業建設常任委員会委員長柴原成一君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長柴原成一君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（柴原成一君） 議案第52号、平成22年度阿見町公共下水道事業

特別会計補正予算（第1号）につきまして申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第52号、平成22年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第53号、平成22年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）についての審査の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許したところ、不動産売払収入が869万7,000円減額になっているが、保留地の売払状況を説明願いたいとの質問がありました。答弁を求めたところ、減額は人件費です。収支を合わせるために減額しました。また、本郷第一地区の販売状況は143区画売り出して、契約した区画は104区画、残り39区画ですとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第58号、平成22年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

次に、議案第54号、平成22年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についての審査の経過と結果を御報告申し上げます。

質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第54号、平成22年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

次に、議案第57号、平成22年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）についての審査の経過と結果を御報告いたします。

質疑を許したところ、水道事業収益減額1,130万6,000円の内訳の説明を求めるといふ質問があり、答弁を求めたところ、人件費の減額で収支を合わせるために一般家庭の給水収益を減らしておりますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第57号、平成22年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）は、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の賛同をお願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第51号から議案第57号までの7件についての委員長報告は、原案可決であります。本案7件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。よって議案第51号から議案第57号までの7件は、原案どおり可決することに決しました。

議案第58号 町道路線の廃止について

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第6、議案第58号、町道路線の廃止についてを議題といたします。

本案については、去る6月8日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長柴原成一君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長柴原成一君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（柴原成一君） 議案第58号、町道路線の廃止についての審査経過と結果を御報告いたします。

質疑を許したところ、小さく区切って売るために、町道路線を廃止するののかとの質問があり、答弁を求めたところ、東部工業団地を分譲するに当たって柔軟な形でということで、町道がない場合、全部使った形の誘致ができる利点があり、廃止を計画しましたとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第58号、町道路線の廃止については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第58号についての委員長報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって議案第58号は、原案どおり可決することに決しました。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第7、議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長、並びに特別委員会委員長から閉会中における所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。本件に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これで本定例会に予定されました日程はすべて終了しました。

ここで、町長より発言を求められておりますので、発言を許します。町長天田富司男君。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 平成22年第2回定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本定例会は、私が町長に就任して初めての議会であります。非常に厳しい議員各位の結論を得ました。あらしがひどいほど船出がひどいほど、やはり前を向いて進んでいきたい。そう思っております。1期4年、本当に町民の皆様に付託を受けて、この4年間を一生懸命走らせていただきたい、そう思っております。

さて、本定例会初日の所信表明でも述べましたが、地方行政を取り巻く環境が大きく変化をしている中、的確な町政運営を行うことが、私に与えられた責務であると考えております。そのため行政改革を実行し、税収等の財源確保を図るなど、まちづくりの基本方針として掲げた公約を着実に取り組み、笑顔のあふれるまちづくりの実現に向けて、鋭意努力してまいる所存でございます。

これから梅雨が明けまして厳しい夏を迎えますが、議員各位にはどうぞ御自愛の上、御健康で、ますます御活躍されますよう御祈念を申し上げ、閉会に当たりましてのあいさつといたします。どうも御苦勞さまでした。

閉会の宣告

○議長（佐藤幸明君） 議員各位には終始熱心に審議を尽くされ、ここにそのすべてを議了し、滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位並びに町長初め執行部各位の御協力に深く感謝を申し上げますとともに、この上とも御自愛、御健勝を祈念いたします。

これをもちまして、平成22年第2回阿見町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後 0時10分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 佐 藤 幸 明

署 名 員 櫛 田 豊

署 名 員 諏訪原 実

参 考 资 料

平成22年第2回定例会 議案付託表

<p>総務常任委員会</p>	<p>議案第39号 議案第40号 議案第41号 議案第42号 議案第43号 議案第44号 議案第50号</p>	<p>阿見町長の在任期間に関する条例の制定について 政治倫理の確立のための阿見町長の資産等の公開に関する条例の一部改正について 阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について 阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について 阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について 阿見町火災予防条例の一部改正について 平成22年度阿見町一般会計補正予算（第2号） 内 総務常任委員会所管事項</p>
<p>民生教育 常任委員会</p>	<p>議案第45号 議案第46号 議案第47号 議案第48号 議案第50号 議案第51号 議案第55号 議案第56号</p>	<p>阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について 阿見町国民健康保険条例の一部改正について 阿見町保育所設置条例の一部改正について 阿見町保育の実施に関する条例の一部改正について 平成22年度阿見町一般会計補正予算（第2号） 内 民生教育常任委員会所管事項 平成22年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） 平成22年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号） 平成22年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）</p>
<p>産業建設 常任委員会</p>	<p>議案第49号 議案第50号 議案第52号</p>	<p>阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について 平成22年度阿見町一般会計補正予算（第2号） 内 産業建設常任委員会所管事項 平成22年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）</p>

産 業 建 設 常 任 委 員 会	議案第53号	号) 平成22年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号)
	議案第54号	平成22年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号)
	議案第57号	平成22年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号)
	議案第58号	町道路線の廃止について

閉会中における委員会（協議会）の活動

平成22年3月～平成22年6月

1. 委員会（協議会）の活動

委員会名	月 日	場 所	事 件
議会運営委員会	4月2日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年第1回臨時会会期日程について ・その他
	6月1日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年第2回定例会会期日程について ・その他
議会だより 編集委員会	4月30日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だより第124号の発行について ・その他
	5月17日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だより第124号の校正について ・その他
全員協議会	3月3日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ焼却炉建設談合問題について ・農業委員会委員の推薦について ・その他
	4月2日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・行政組織の一部改正について ・非常勤特別職としての参与の設置について ・阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について ・阿見町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

全 員 協 議 会	4月2日	全員協議会室	・その他
	4月7日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会選出の監査委員の選出について ・常任委員会委員の改選について ・議会運営委員会委員の改選について ・一部事務組合議会議員の選出について ・議会だより編集委員会委員の選出について ・その他
			<ul style="list-style-type: none"> ・常任委員会の委員長・副委員長の選任について ・その他
			<ul style="list-style-type: none"> ・あて職について ・その他
5月31日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・6月補正予算について ・阿見町長の在任期間に関する条例の制定について ・阿見町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて ・平日及び休日の開庁時間の変更について ・阿見町次世代育成支援対策行動計画（後期行動計画）の策定について ・阿見町障害者基本計画・障害福祉計画（あみ・あい・プラン）の策定について ・その他 	